

310
17

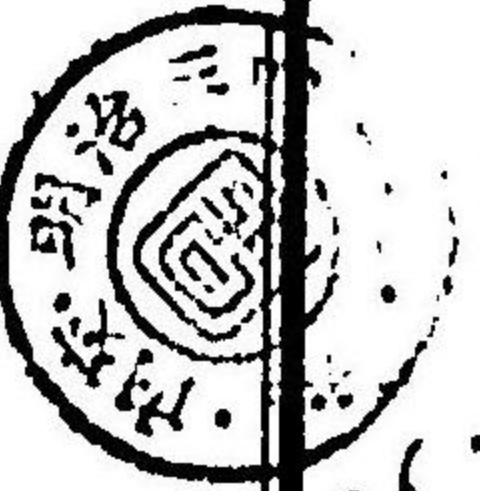
東京弓術講習會編纂

諸流
弓術極意教授圖解
全

東京 魁真書樓梓

序

我が國開闢以降尙武の國たるは固より言を待ず就中弓術の如きは神代より行はれしものにて既に火火出見尊の火闌降命と弓箭と鈞鉤とを交換せしこと歴史に載せたるを見れば其傳來の久しき推知すべし故に弓馬槍劍柔と稱し武器の第一位に置くも直なるべし然れども往古は丸木弓とて木を削り丸くせし製のものにして木竹を合はせしものは後世の製なり梓弓槻弓檀弓等の稱あるを以て知るべし後世に至り木竹を合せたる弓といへとも白木といへ新ら木と言ふに至りしなり此丸木製の弓は足利時代まで存せしといへり合せたる弓は六孫王經基より始まるといふ説あれ共歴史に見へざれば信じ難しされども



何れの時より始まれるや詳ならず何様源平の頃には已に木竹合せの弓ありしと思はるゝは義經記に丸木弓と斷はりて記せしは木竹製のものと紛れざるため斯く記せしなるべし其製は兎もあれ此術の妙絶なる他の武術の比にあらず近衛帝御不預の時怪禽ありて毎夜寢殿の屋上に鳴きしを源頼政に勅して之を射殺せしむるに鶴の如き怪禽を獲たるか如き或は後白川帝の毎夜妖魔に侵され玉ひし時八幡太郎に勅して此妖を掃はしむるに箭を放たすして只弓弦を鳴らせしのみにて其妖を掃ひしが如き他枚擧に違あらず且つ鑿目の法を脩する時は其人を命中せざるも其命を斷つといふ實に妙技といふべし後世其技の進むに従ひ武田小笠原家等にて其式禮を定め専はら此技を

練習せしむ茲に於てか名人妙手の徒輩出し日置彈正なるもの一派の射術を發明し日置流と唱へ天下に流布せしより相踵て雪荷派道雪派印濟派等の諸流續出し此技を擴張し益々士人をして練習せしむ徳川氏の代にありては旗下の士にして此技を學はざるものは藩士の列に入るを許さず終身小普請籍に置き官途に就く能はざらしむされば諸藩に於けるも猶然り其藩士をして悉く講習せしむ實に盛なりといふへし然るに維新に際し銃砲の術大に行はるゝに従ひ弓術は自然廢止するに至り殆ど弓矢を手にするものなきに至る遺憾といふべし今や又百事復古の時となり弓槍劍柔等の武術大に行はるゝを見る茲に於て人々競ふて此術を講せんとするも一時廢絶せしを以て少年

第三章 弓術の種類

七二

●大逆物●八ツ的、三々九、手夾、コホタレ、臨細●笠懸●射●大的●中的●小的●的場の間●圖的
●百手射●季射●三ツ的●草鹿●圖物●フツフ●快物●勳連的●暮日●指矢●遠矢●的射●

第四章 射法細説

一〇一

●日置流箭傳●足踏●脚邊●懸●手の裏●弓構●打起●引取●離●足踏に就きて兩派の比較●打起に
就きて兩派の比較●官田竹林兩派の比人變の傳の比較●身一歪と五部の射●抱と持●紅葉重●重と延
●離に就きて兩派の比較●張弱に就きて兩派の比較●弦の收に就きて兩派の比較●小笠原流箭傳●密
●設●句●題●注●巻頭前●

追加

一七三

●弓の張頭●弦の張方●矢の直否を試むる假法●

弓術極意教授圖解目錄終

參考書目錄

- | | | |
|-------|---------|----------|
| ○古事記 | ○定家卿裝束抄 | ○弘安禮節 |
| ○日本記 | ○保安元曆記 | ○東山殿御飭記 |
| ○萬葉集 | ○平家物語 | ○花鳥餘情 |
| ○古今集 | ○源平盛衰記 | ○桃花藥葉 |
| ○延喜式 | ○金槐集 | ○幕京集 |
| ○江家次第 | ○夫木集 | ○世俗深淺抄 |
| ○宇治拾遺 | ○義經記 | ○類聚流鏑馬次第 |
| ○三代實錄 | ○易經 | ○射法本紀 |
| ○東鑑 | ○南華真經 | ○射學正宗 |
| ○和名抄 | ○冲虚真經 | ○軍器考 |
| ○著聞集 | ○史記 | ○雅亮裝束抄 |

- 徒然草
- 岡本記
- 太平記
- 法量物
- 犬追物聞書
- 小笠原大双紙
- 射法要録
- 武用辨畧
- 騎射秘抄
- 三議一統
- 吉部秘訓抄
- 高忠聞書
- 貞文雜記
- 四季草
- 犬追物御覽記
- 射御拾遺記
- 射手鏡
- 採杷集覽
- 犬追物目安
- 射法新書
- 射形規矩圖
- 射法一統
- 弓箭圖式
- 射儀弓法集
- 自他射學師弟問答
- 弓箭日記
- 昌春日記

其他畧す

弓術極意教授圖解

大日本隆盛會會員編纂

序説

抑も弓と稱する武器の我朝に用ゐられたるや、其起源遠し、上古の時代に在りて已に夙く弓の用ゐられたること正史に徴して顯著なり、日本紀神代の卷を閲するに、素戔嗚尊の尊天性勇氣に勝れ玉ひしより、自然降尊に傾き玉ひしかば、親命の叱に遇ひ根の國へ逐はれ玉ふ時に當り、高天原の天照太神を拜して、扶射玉ふ、太神は尊の昇り來玉ひしと聞き玉ふや、復例の舉行をせん爲かと疑ひ玉ひて、太刀を佩き、弓を執り、男の裝をなし、弓弦を振り立て勇を示し玉ふとあり、又其後天孫降臨の時、經津主の神、健甕雷の神をして強暴なる者共を平定せしめらるゝや、天忍穗耳の尊は櫛津大來目を帥る、天の梶弓、天の羽々矢を握り、八、目の鳴鏑を副へ持ちて太神の前に立てりと記せり、此等歴史の傳ふる所に據るに、人皇以前に於いて已に弓箭の用ゐられたると明なり、而して支那の上世を考ふるに、庖犧氏木に弦して弓を作り、木を刻めて矢となすと傳ふ、史記黃帝本紀に載する所を見るに、黃

帝の龍に乗て登遐するや、誤てその弓を遺す、民これを名付けて烏號といふと見へたり、これに據りて推す時は、支那に於いても弓を用ゐたると夙に上代よりなりしなり、此の如く和漢共に弓を用ゐたる上代よりなりと雖、此頃（前漢）に於いて用ゐられたるものは、近代の弓と頗その製を異にす、皆所謂丸木弓にして現時の如く木と竹とを合せて造りたる弓にあらず、梓弓、檀弓、楓弓、柘弓等の名多く古歌に見えたり、これ等古歌の言葉を案するに、其意義皆木のとのみを用ひて竹に綴るものなし、弓に竹を合せ用ゆるは中世以後のとなり、神功皇后の三韓征伐の時より創るといふ説あれども信し難し、正史に載せざる所なり、唯中古以降の書には竹を用ゐたると見みたり、夫れ斯の如く弓の起源たる遠く、其傳來且つ久し、其術に於けるも大いに進歩發達したるは自然の然らしむる所にして、戰國の器械として弓を第一としたるも、その因て來る所かくの如くなるに據れるなり、武を用ゆるの家を弓矢の家といひ、武人を稱して弓矢執といふ、如何に弓術なるもの、武人の間に重んぜられたるかを知るに足らん、鎮守府將軍源義家が堀川院の御惱の時に當り、禁中大床に伺候して鳴弦の術を行ひ、直に宸襟を安し奉りたるが如き、賴政の怪物を射て武名を當時に擧げたる、源爲朝の弓勢、那須宗高の扇を射たるが如き、今に至りて不朽の名を輝し、兒童も猶ほ能くその名を知るにあらざや、其他古書に考ふるに、

我朝の歴史に於いて弓の關係する所亦淺しとせず、然るに近世人智大いに發達し、開化日に進み、彈藥銃器の發明泰西に起り、漸く我國に輸入したりしより、戰國の情況頓に變じ、弓箭の要次第に減じ今は全く用ゆるとなきに至れり、斯の如にして弓は兵器の資格を失へり、唯偶（たま）好古者流の好資料となりたり、事茲に至りて弓術なるもの殆んどその面影を世に絶んとせり、古來幾千年の久しき、相傳へて鍛鍊し工夫したる古人がこの術に於ける苦心も、一朝にして捨てらるゝに至る、これ固より時勢の然らしむる所にして、また已むを得ざるの事なるべしと雖、吾人倭民族に生れて勝武の風に習ふ者、豈一片の情なからんや、若し夫れ古樂の關陵王の舞の好きは、單に唯事實を傳ふるの効のみにありといはば、吾人唯黙して退かんのみ、何となれば、弓術なるものは今の時に當て實用の効力無ければなり、今にして弓術をいふは迂なればなり、若し夫れ然らず、古樂に對する觀念の美的趣味にありとなれば、弓術も亦大いに尊ぶべきものありて存す、其時勢の整頓に於ける、進退舉止の閑雅悠々なる所に於ける、誰か美的趣味なしと云ふや、彼れも古武術的動作にして、是れも亦古武術的動作なり、この二者の間豈また幾多の懸隔あらんや、加之この術の精神及肉體に及ぼす効力たるや、亦甚偉大なるものあり、歴史の聯想に因りて勝武の氣性を發揮し、生理的作用に依りて神身を活動せしむ、總て諸般の運動は消化器能を敏活ならしめ、隨て全身の生活力を補劑すると雖、曠らず曠らず運動し

て精神と肉體とに同一時に裨益を與ふるは、この弓術に過ぎたる者なきなり、特に神經系に關する病を患ふる者は其効の著しきを感じるとあるなり、往昔貴人の病める時、鳴弦の術を用いたるも大いに學理的理由のありて存するなり、今に於いて云は、精神的治療法に外ならず、弓は此點に於ても亦捨つべからざるなり

第壹章 弓術總論

凡そ人間の技藝と稱するものは、其種の何たるを問はず、始は技術的にして其蘊奥に至りては必ず進て精神界に入るものなり、即ち始は形而下にして終は形而上に至らざるべからず、禪家の所謂非思最を悟らざるべからず、昔時支那に鄭師文といへる人あり、當時の大家師裏に隨て音樂を學ぶ、遊學すると三年にして鄭師文の藝成就せず、一日師裏之れを責めて曰く、樂を學ぶ三年に及びて猶一曲だも彈ずると能はずといふ、汝の天赋音樂に適せざるならん、宜しく音樂を學ぶとを斷念すべしと、師文この言を聞き嘆息して曰く、我愚なりと雖手先の藝を以て琴を彈じ鼓を擊つのみをと爲さんとせば、三年の長きを要せずして能く爲すべきなり、然れども唯手先指先の藝のみにては、如何に熟練したればとて眞の妙處に至り得べけんや、この故に我は我が心に一箇處の悟を開かんとを修業せり、

技術以上の妙を工夫するなり、手の先と指の先は我が心に止むる所にあらず、先生少時暇を與へよ、日ならずして大悟發明すべしと、彼れ師文の心を止むる所此處にあり、果せるかな一朝音樂の上にて於て大悟する所あり、遂に一代の奏斗となれりといふ、夫れ弓術に於けるも亦其趣を一にせり、始は膝勢を整へ、手足の度を調へ、多く射、多く習はざるべからず、固より形の上の鍛鍊を極めざるべからず、其技術の漸く熟して奥妙の境に進みては、弓矢を擲ちて工夫するの要あり、技術を抜けて精神の鍛鍊に入るなり、悟入する所あるべきなり、昔より諸弓術家の口傳といひ、秘傳といふ處多くは此の悟入の處なり、口に云ふべからず、筆に記すべからず、親の子に傳ふる能はざる處、師の弟子に教ふる能はざる處なり、佛家の所謂不立文字教外別傳と稱するもの即ちこの悟入の處なり、玄妙不可思議の妙契なり、寛永年代に在りて劍客群出したるも、一代の名譽獨柳生宗矩に歸したる誠に偶然に非るなり、彼れは確に木劍を振ひ竹刀を舞すの技藝を脱して、一種その以上に悟入したるなり、傳云ふ宗矩君て淨庵禪師に參して得る所あり、其後劍道の妙神に達せりと、果して然らば、宜なり彼が一世の壽山北斗と崇れたると、弓術の妙も亦復然り、悟らざんば焉ぞ其堂奥を究むるとを得んや、然り、極處蘊奥は悟入なり、然も一步を進めて吾人の言ふ所を廣うせしめば、この術に關する一舉一動は、悉く總て悟ならざるなし、師は唯其道路を指し示すのみ、目的の地に達するは自悟らざるべからず、授く

べからず受くべからず、唯自得の法あるのみ、喻へば弓手の工合の如き、妻手の心の如き、首筋紙
 箒の及ぶ所にあらず、俗の所謂呼吸を呑込むの外なきなり、竹林派の傳に、鶴の首、嗚呼立たり等の
 名目あり、これ即ち弓手の呼吸を表現したるなり、然りと雖これ等の名目も唯その大概を教ゆるに止
 り、其真相に至りては遂に説明の及ぶべきにあらず、要するに此の二語を聞きて其調子を會得するは
 其人の工夫如何にあるなり、然れとも術は務るに易きものなり、細に心を用ゐて修業する時は、自然
 に技を手に得るものなり、漸く進みて心に會得し大いに悟るの境に至るも亦甚だ出来難きものと非る
 なり、禪家の所謂頓悟の境も近く眼前にあるべきなり、今試に悟入の捷徑を説かば、弓を執り的に向
 ふに當り、虚心平氣なるべし、最も心の靜なるを要とす、氣燥き心亂るゝとあれば、体姿隨て崩る、
 斯の如にして中らんと欲するは、木に縁りて魚を求むるより難し、強めて的中てんとするは人情
 の欲なり、この欲に離るゝを大切となすなり、体格已に整ひ兩手已に宜しきを得ば的中は自然にして
 得るものなり、平素能く射る人にして、晴れの場處に失敗するあり、これ他なし、人情の欲に誘惑
 され神氣散亂して全からざるに歸因するのみ、神氣の散亂するを防くは、心を沈着せしめて無念無想
 なるにあり、心神内に全く四肢外に正しければ、射るとして正鵠を貫かざるとなし、要するに外務の
 私を去て無邪氣なるにあるのみ、俳聖芭蕉が俳諧の妙は無分別の處にありといふも亦同趣也

第貳章 弓術に用ゆる器具

凡そ弓術に關する器具は、上代と近世とに於いて、頗る其製を異にすれども、近代の製法も亦上代の
 ものより進歩したるものなり、故に近代のものを知るには、先づ古代のものを尋ねるの要なしとせず、
 今吾人は先づ弓に就いて説き、順次總ての器具に及ばんとす、
 前にもいへる如く、弓は其起源最も遠く、神代已に其兵器として用ゐられたるは顯著なり、然れとも
 此器の創めて作られたるは何れの時なるやといふに至りては古來未だ確説なし、今考ふべからず、上
 代の弓は悉く丸木弓にして、梓、檜、楓、柘、黃楮、等の木を用ゐる、丸く削りて其儘用ゐたるなり、
 塗りたるものはなかりしなり、丸木弓といふ名は、後世に至り木と竹と合せたる弓の製法起りしよ
 り、之れと區別せんとての名稱なり、故に上古は丸木弓も唯弓といひたるのみなり、梓弓、檜弓、
 楓弓、柘弓、楡弓、等の名も皆用材に因りて名付けられたるなり、軍陣に用ゆるには丸木弓を好とせ
 り、これ雨露に濕ふと雖鏹の離るゝ憂なければなり、巧に削りたる丸木弓は意外に調子の善きものな
 り、中古足利氏の頃に至りても猶用ゐられたると正史に散見する所なり、

檀弓

檀弓は眞弓の木にて作りたる丸木弓なり、塗らずして白木の儘これを用ゆ、白檀弓といひ白眞弓と書
く皆同一物なり、白眞弓なる語は多く和歌にも用ゐられたり、眞弓の木とは鹹の弓の木といふとにし
て、此の木の性質甚弓に適すればなり、その性彈力に富み柔軟にして、折るとなし、この故に之れ
を名付けて眞弓の木といひ、又中略して唯眞木ともいふ、和名抄を案ずるに、檀は和名に萬由三とい
ふとあり、玉椿に似たる木なり、

梓弓

梓弓は梓の木にて作りたる丸木弓なり、楠正行が如意輪堂の壁に書きたる歌に云く、

返らじとかぬておもへば梓弓なき數に在る名をそとむる

この歌にいふ梓弓即ちこれなり、梓は俗に木十六豆と稱するものにして、木理細密なり、最も弓材に
適す、和名抄に梓は和名を阿豆佐といふとあり、葉及幹は外見桐の如し

梔弓

梔弓は古く日本紀などにも見えたり、其製たる黃楨の木を削りて作る、同じく丸木弓なり、正しく書
けば黃楨弓なり、梔はクチナシにして黃楨にあらず、古代に於いて誤りたるを其儘用ゐ傳へたるなる
べし、今は中略して唯ハ弓といふなり、黃楨を梔と誤りたるは、蓋し兩者とも染料に用ゐて其色相

同じきより混同したるならん、其色兩ながら黄色なり、黃楨は和名抄に、和名波通之といふとあり、
其狀白膠の木胡桃の木等に似たり、俗にハハセといふ、培養したるものよりも、自然生のもの弓には
好しといへり、今猶此の木を用ゆ

槻弓

槻弓といふ名は延喜式三代實錄等の古書に見えたり、槻の木を用ゐて作りたる丸木弓なり、槻は和名
豆木にてケヤキの木とは全く別物なり、槻は木理の横にも堅にも鉋はりたる木なり、ケヤキは木理堅
にのみあるものなり、其性質の異なる處斯の如し、古歌にも檀弓槻弓などいひつけたる言葉多く
見る處なり、

柘弓

柘弓も亦延喜の頃に其名あり三代實錄にも出でたり、柘の木にて作りたる丸木弓なり、柘は和名抄に
豆莢とあり、或は野桑とも山桑ともいふ、幹葉とも桑に似たる木なり、桑も柘も共に蠶に食せしむべ
しと云ふ、

以上述ぶる所の丸木弓の他猶種々の名稱あり、即ち、天鹿兒弓、天梔弓、天羽々弓、生弓、大弓等の
名稱あり、これ皆神代のものにして、日本紀、古事紀等に見ゆ、然りと雖其製法の如きは一として傳

ふる所なし、諸弓術家の所説は大概皆牽強附會の説にして一も信ずるに足るものなしといふを憚からず、

桑弓

桑の弓蓬の矢といふとあり、我朝の書籍には確たる所なし、唯平家物語に 安徳天皇降臨の時平重盛桑の弓蓬の矢を以て天地四方を射たるとを出せり、然れども平家物語といふ書は、文章の飾に過ぎたるものなれば、一概に信ずべきにもあらず、試にその起源を尋ねれば、禮記の内則の篇に載する所の射禮を以て本據とすべきに似たり、同書に云く、男子生るれば則ち桑の弧蓬の矢六つを以て天地四方を射る、天地四方は男子の事ある所なりと、重盛も或はこの本文に據りて行ひたるやも知られず、蓬の矢といふに依れば、至て弱く輕きものなり、故にこれを射る桑の弓も矢に應じたる弱弓なること明かなり、兎に角この弓矢は儀式に用ゐたるに止りたるものなるべし、倒底的弓などの川をなすものにあらず、

桃弓

桃弓は桃の木にて作りたる弓なり、これ亦儀式に用ゆる弓なり、往昔禁中に於いて追儼を行はる、毎年十二月晦日なり、追儼はあにやらひのにて、疫病の神を追ふ爲に行はるゝなり、近世俗間節分の

夜に當て豆を擲つことあり、これ蓋し追儼の名残なるべし、この時川ゆる弓即ち桃弓なり、禁中追儼の式には方相氏を射るなり、方相氏となるは大舍人といふ官人にて、鬼の假面を掛け楯を持ち鬼の形をなす、殿上の人々之れを射るなり、此時に用ゆる矢は菘にて作りたるものなりと云ふ、固より弓も弱く矢も輕きものなり、然らざれば方相氏となりたる人に傷ぐることをあるべければなり、上代に於いて用ゐられたる弓の種類は大概既に説く所の如し、中世以降の弓は今時用ゆる所の如く、竹に木を合せたるものなり、この製たるその始何れ時なるやを考ふべからず、唯その最古く書籍に見えたるは、天仁元年順季卿の家の歌合の時琳賢法師の詠せられたる歌となす、その歌に云く

いかにせむまゝの弓のともすれば引はなちつゝおはぬ心を

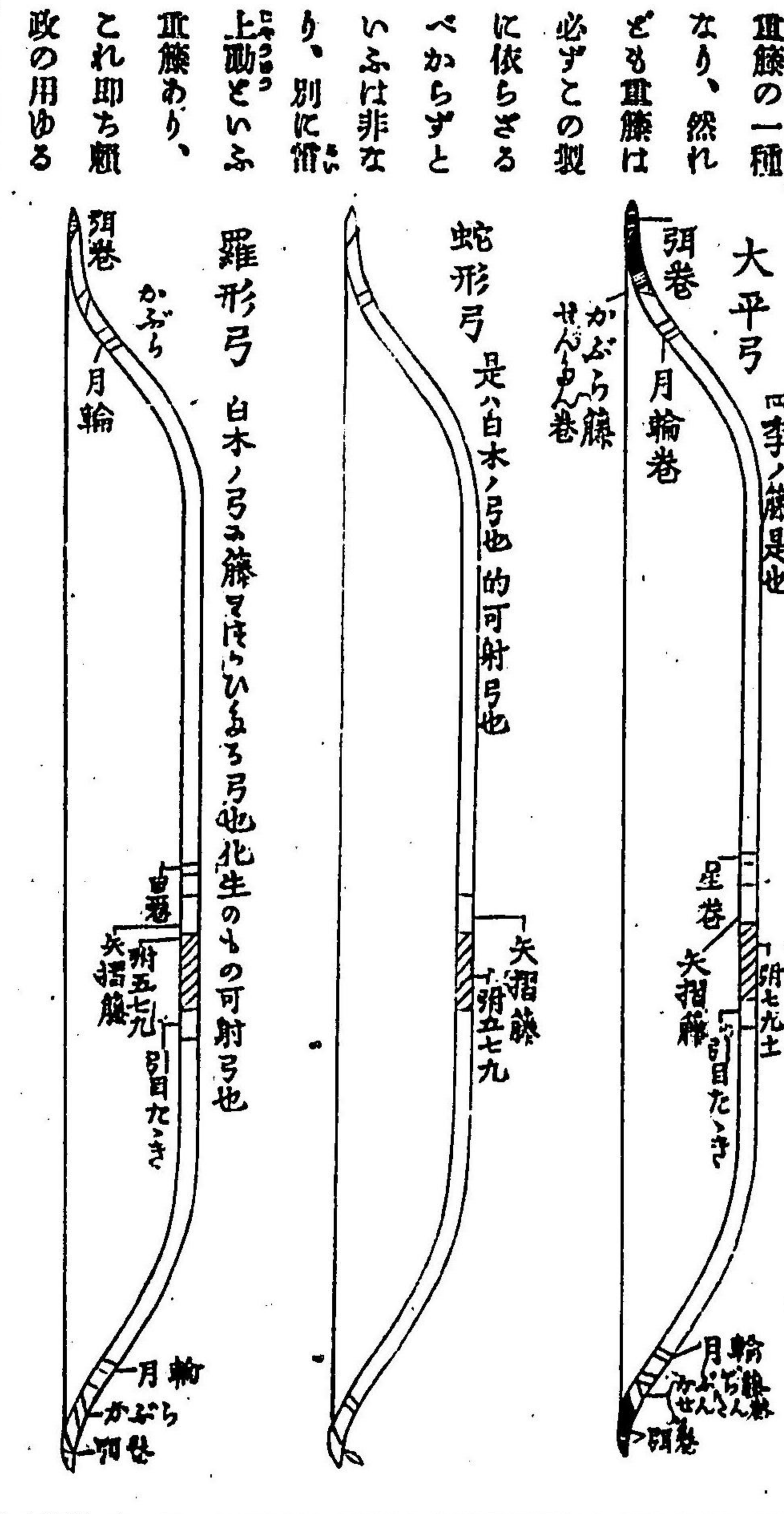
此歌に云ふ真卷弓即ち竹木を合せたる弓なり、此歌は戀の歌なり、歌の意味を考ふるに、如何にせんまゝの弓のやゝともすれば離れ易き如くにて我が戀ふ人にも離れ易く合ふこと難しといふ心なるべし、而してこのまゝの弓といふ名の竹木を合せたる弓のとなりといふ理由は、單に射放すといふ心ならば、梓弓といひても差支なき歌なるに、特更まゝの弓といふを見れば、射放すの心にあらず、弓の離るゝをいふこと明なり、これに依りて考ふるに、真卷は字を假りたる已耳、欄木と箭くを適當とす、欄の欄母の欄と同義なり、真間の欄橋をまゝ橋と稱するに異ならず、畢竟木と竹と其性同しか

らざるものと合せたるよりの名なるべし、延喜式に見えたる麻々岐儀は萬々岐由美に添へる矢なり、宇治拾遺に、門部府生と云ふ人常に麻々岐を好みて射たり、頗る能く射るの名あり、依て此人を賭弓の射手に撰ばれたりと見えたり、又次將裝束抄の射禮賭弓弓場始の條下に云く、東帶弓矢を相具す、眞然弓矢也と、これ等の諸書に散見する所に依れば、麻々岐弓は當時専ら的弓に用ゐたるものにて、軍器としては専ら丸木弓を使用したるものと見えたり、麻々岐の名は倭名抄及び延喜式にも出されれば近世のものに非ず、

重藤の弓 附八張弓圖解

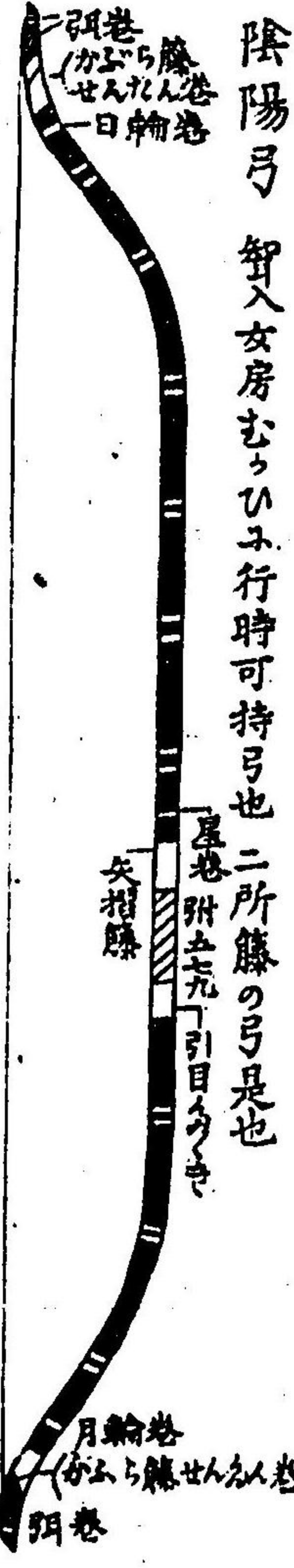
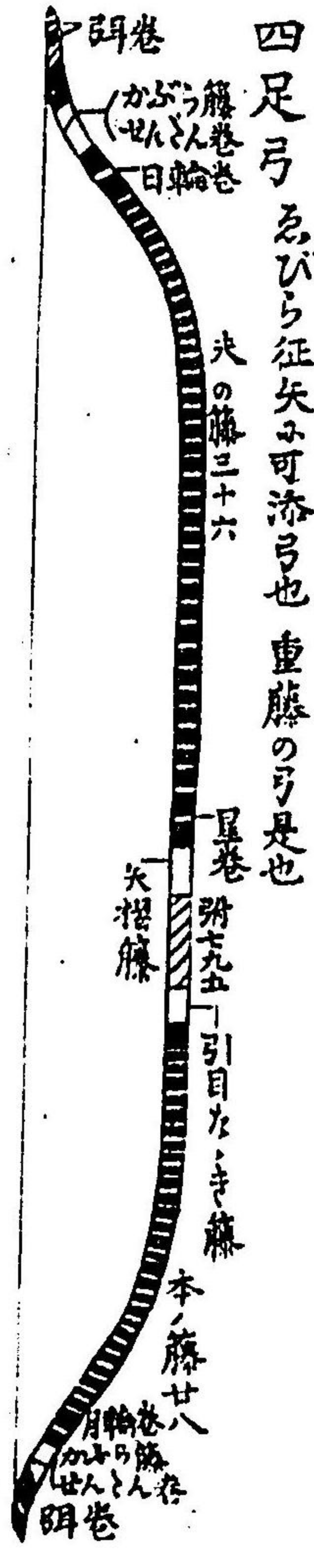
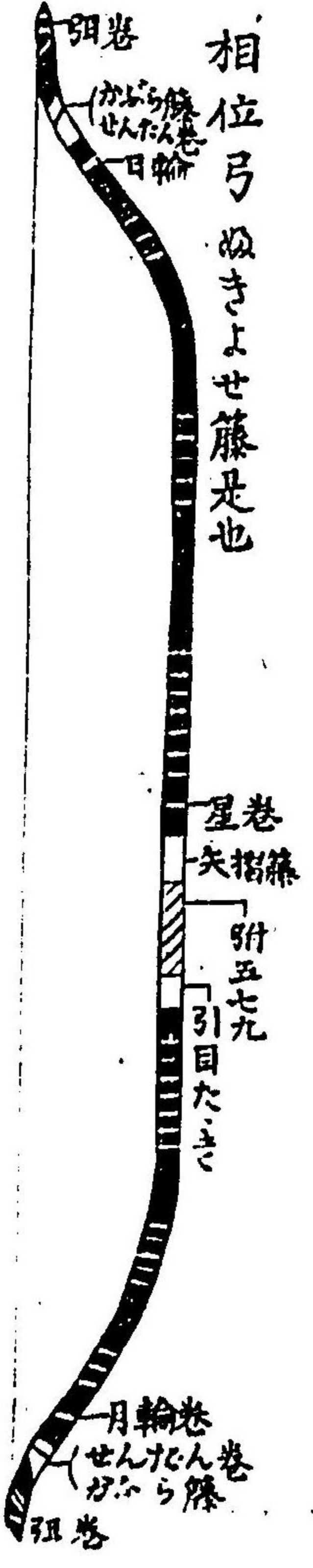
重藤の弓は藤を滋く巻きたる弓なり、前項にも説きたるが如く、上古は軍弓は丸木弓を用ゐ、的弓には繼木弓を用ゐたり、然るに中世に至り丸木弓に換るに繼木弓を以てするに至れり、これ蓋し竹木を合せたる弓は丸木弓よりも美術的なるに因れるならん、軍陣に於いて麻々岐弓を用ゆるに至りて、その鏢の離るゝを妨がんか爲に藤を巻くの必要を生じたるなり、軍弓は的弓と異り常に雨露に濡ふと多し、この必要を生ずるも亦自然の勢なり、重藤の名は東鑑に見えず、想ふに足利氏時代より始りたるなるべし、源平盛衰記には重藤の名あれども、この書は後代の作なれば借し難し、重藤一度世に用ゐられて其種亦少しとせず、弓附より上を券くこと三十六ヶ所、弓附より下を巻くこと二十八ヶ所なる

あり、此の製たるや、上三十六ヶ所は地の三十六箇に象り、下の二十八ヶ所は天の二十八宿に象れるなり、これ 八張弓 四季ノ藤是也

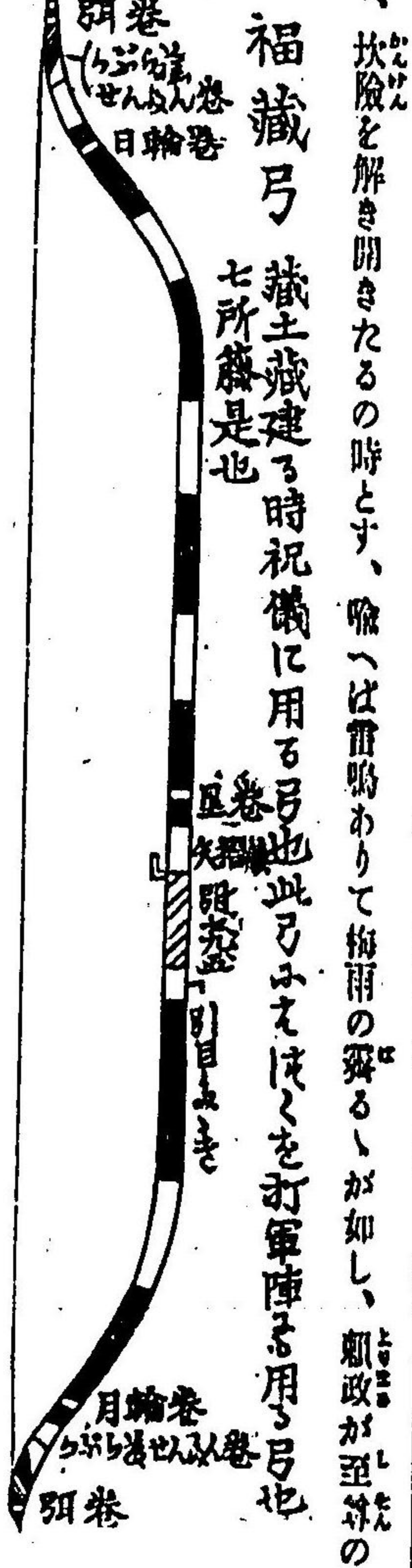


重藤の一種なり、然れども重藤は必ずこの製に依らざるべからずといふは非なり、別に雷上動といふ重藤あり、これ即ち頗政の用ゆる

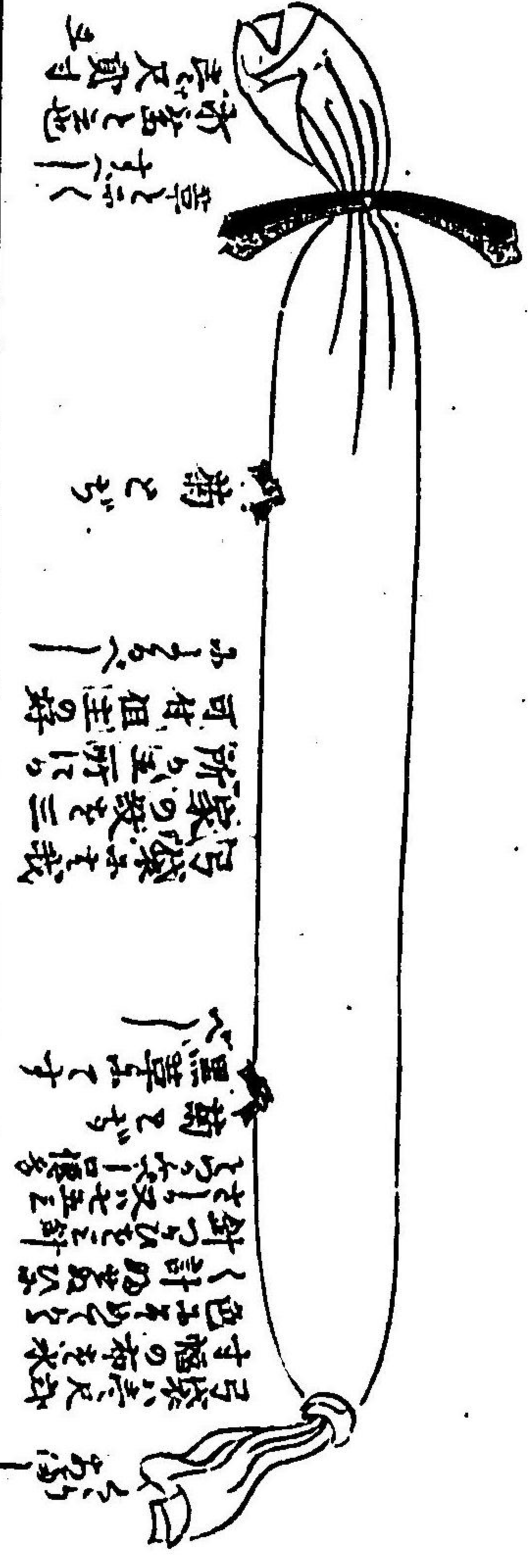
所なり、世俗雷上動を誤りて頼政と書す。これ他なし偶その音の相似たると、その事の甚然るべきとに因りて混同したるなり、雷上動の巻方は易の雷水解の卦に象りたるなり、雷水解は雷三を上とし坎三を下とす而して解の卦たるや、震雷水上に



動くの象なり、坎險を解き開きたるの時とす、險へは雷鳴ありて梅雨の霽るゝが如し、頼政が至終の御惱を散ぜんが爲に此の弓を用ゐたるも據る所ありといふべし、故にこの重藤は解の卦の六畫に象り巻きたるは論ずるに及ばず、これ亦重藤の一



世平弓袋ふ入弓を云也神事上落さるゝの時持也



種なり、其他猶八張弓の稱あり、即ち太平弓、蛇形弓、羅形弓、相位弓、陰陽弓、福藏弓の如きは所謂重藤なり、四足弓、これなり、此の八種の内に於いて相位弓、四足弓、陰陽弓、福藏弓の如きは所謂重藤なり、この八張弓の製其始を詳にせず、室町時代の小笠原家の傳書を閲するに、其の名を記さず、唯太平弓の稱のみ三議一統といふ書之首實檢の條下に出でたり、想ふに小笠原一家の名稱にして、世間普くこの名を用ゐたるものにあらず、諸書に載する所多からざる蓋しこれに依るなり、而して小笠原家の弓術師範家として天下に知られたるは、實に 後花園院の永享四年よりとす、同年三月小笠原政康將軍弓術の師となる、將軍は足利義教なり、これに依りて考ふれば八張弓の稱あると義教將軍以降たると明なり、其後に至りて九張弓、十張弓の目あり、これ等は八張弓に蛇足を加へたるものにして、深く辨ずるの要を見ず、前圖に示す所の八張弓は小笠原備前守政清の秘書に載する所なり、以上述ぶる所の重藤の外に、村重藤、負重藤、句重藤、引兩重藤、鳩重藤等の名あれども、大同小異のものなるに因り今茲に略す

塗こめ藤

重藤の藤は白を用ゆるを正しとす、軍陣閉書にも藤は白き本なりとあり、ぬりこめ藤は特に漆を以て藤を塗りたるをいひ、この製を略儀とす、近世の重藤は往々朱漆資漆等にて塗りたるあり、往昔は色

漆を用ゆるとなし、只生漆にて塗りたるのみ、

重藤といひ塗込藤といふ、皆これ竹木を合せたる弓の體の離るゝを防がん爲なれば、當初は單に實用的の物なりしを、世の進むに隨ひて追々美術的趣好の加はり行き、遂に幾多の種類を作り出したるなり、斯の如き傾向は獨り弓の上のみに非ず、今の美術品と稱するものも、皆その初は實用に供したるもののみなり、

糸包の弓

糸包の弓は細き麻糸にて弓の全體を巻きたるをいふ、麻を左捻に作り、本頭より末弭に至るの間を隙間なく巻き、直ちに黒漆を塗り、更に千段巻矢摺藤を巻く、初にせしめ漆及小麥の粉を以て製したる糊を弓に塗りて、其上より麻を巻くを好しとすといふ、

破魔弓

破魔弓は正月男兒の玩弄に用ゆる弓なり、邪鬼を拂ふの表相なるに依り破魔弓といひ、魔を破るの意義なりといふ、此説信す可きに似たれども異説なきにしもあらず、左に一説を記して讀者の參考に供す、

土佐國知と云ふ所にては、正月男兒の波麻弓を射る遊戯あり、其的藁繩を以て作り、形四座の如し、

經壹尺餘にして中央に徑三寸の穴あり、この的を名づけてハマといふ。兒童等一列に並び弓箭を執りて待つ、一人ハマを持つて其前面に擲ち轉ばしむ、衆童之れを射るなり、その中央を射たる者と好しとす、これをハマを射るといふ、大和國吉野郡にも亦同一の遊を爲すといふ、此の説に因れば破魔といふは字を假りたるのみにて魔を破ぶるの意義あるに非ず、

樺卷弓

樺を卷くは獨弓のみに限るに非ず、眞樺といふは藤を卷くといふ、皮卷と書くは同音なるに依りて誤りたるなり、樺卷は樺櫻の皮を細く裁ちて卷くといふ説あり、この説は深く考へざるの誤にして、樺卷は樺櫻の皮の如く横に卷くの義なり、故に樺を卷くといふべからず、樺に卷くといふべし、樺とは卷方の名なり、昔時公家隨身の持ちたる弓は紙を卷きたるなり、これをも樺卷といふなり、これ櫻の皮をいふにあらざるの證據ならずや、藤を卷くを眞樺といふも、紙其他のものを卷くに區別せんと欲するの名稱なり、矢を樺卷にするといふも樺櫻の皮を卷くにあらず、檜の皮を卷くなり、宇治拾遺の一本に皮弓の字あれども恐らくは傳寫の誤なるべし、

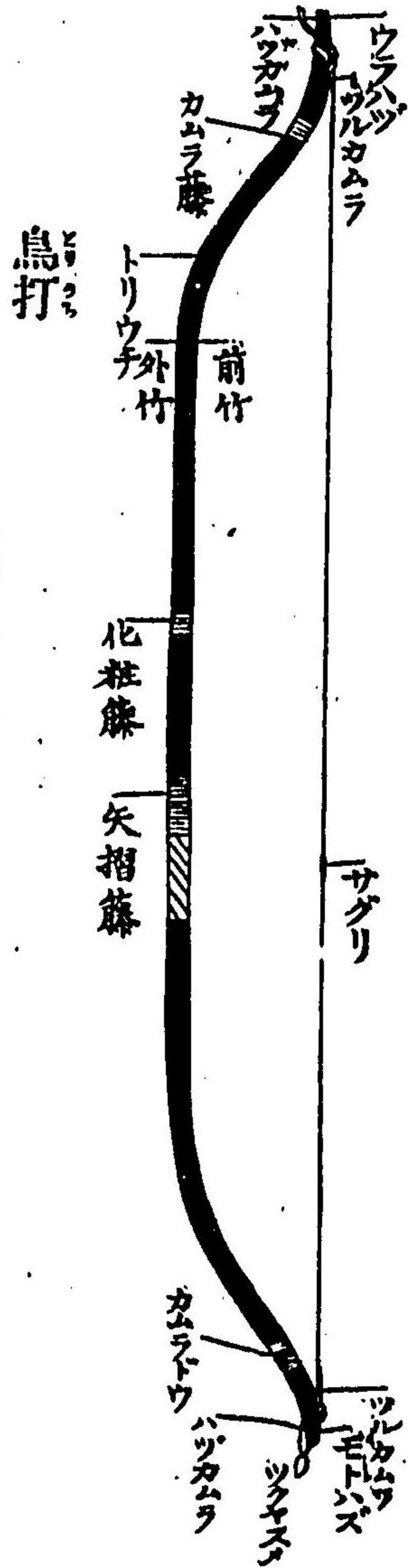
節卷弓

節卷は合せたる竹の節ある所を卷きたるなり、節ある所は竹の力強くして鏢の放れ易きなり、故に鏢

を卷きて之れを豫防するものとす、

弓の各部の名稱

弓の各部の名稱を擧ぐれば大畧左の圖の如し、



弓の鳥打と稱すると古來定説なし、天武天皇の大友皇子と皇位を争ひ玉ひし時、大友皇子化して怪鳥となり天皇を喰殺奉らんとす、天皇弓を執りて之れを打殺し玉ふ、これより鳥打の稱ありといふ説あり、妄説も亦甚し、正史實錄の傳ふる所にあらず、又一説に曰く、神代の時、天稚彦を葦原の中津國に降し遣はし、諸惡神を征服せしめられしに、天稚彦は征伐の大任を忘れて、空しく歳月を經たり、高皇產靈の尊大いに其處置を疑ひ、無名雉をして實況を視察せしめたり、然るに天稚彦は大膽にも己

の執る所の弓を以て無名雉を打殺せり、鳥打の名これより起ると、此説も亦牽強附會たるを免れず、唯下に述ぶる所の一説は少しく信ずるに足るものあり、鳥打の名は伏鳥を射るより起れり、伏鳥とは雉と鶉となり、この二鳥は叢にある時其遇圓を馬にて乗廻せば、決して飛起つとなく伏し匿るものなり、如此伏せ置きて射るを伏鳥を射ると云ふ、この伏鳥を射るや、時に矢の中れるも死せずして飛起つとあり、然る時は弓を以て之れを打落すなり、故に鳥打の名ありと、この説は平貞丈の述ぶる所にして、證歌として夫木抄の信實朝臣の歌の

うつら狩る秋の草ねの梓弓はやとりうちの名こそしるけれ

を引けり、或は正鵠を得たる説ならんか、

弓の長短

近世弓の長さを定めて曲尺七尺三寸とす、元來我朝の弓は七尺五寸なり、豊臣秀次縮めて七尺三寸とすと傳ふ、佛家には弓を四肘と喚ぶ、一肘は一尺八寸のとあり、四肘の名は長さより起りたるならん即ち七尺二寸なり、今考ふるに弓の長さ古より同からず、

延喜式大神宮式神室の條には梓弓長さ七尺以上八尺とあり、同兵庫寮式には梓弓長さ七尺六寸、楳、柘、檀、此れに準ずとあり、

吉部秘訓抄の建久二年弓塙始の條には黒漆弓長さ七尺六寸五分とあり、

大和國大安寺の所藏に係る神功皇后の弓は長さ七尺餘同國法隆寺の所藏なる上宮太子の弓は長さ六尺餘、

山城國靜原二宮山王の天武天皇の御弓は長さ六尺八寸五分餘、

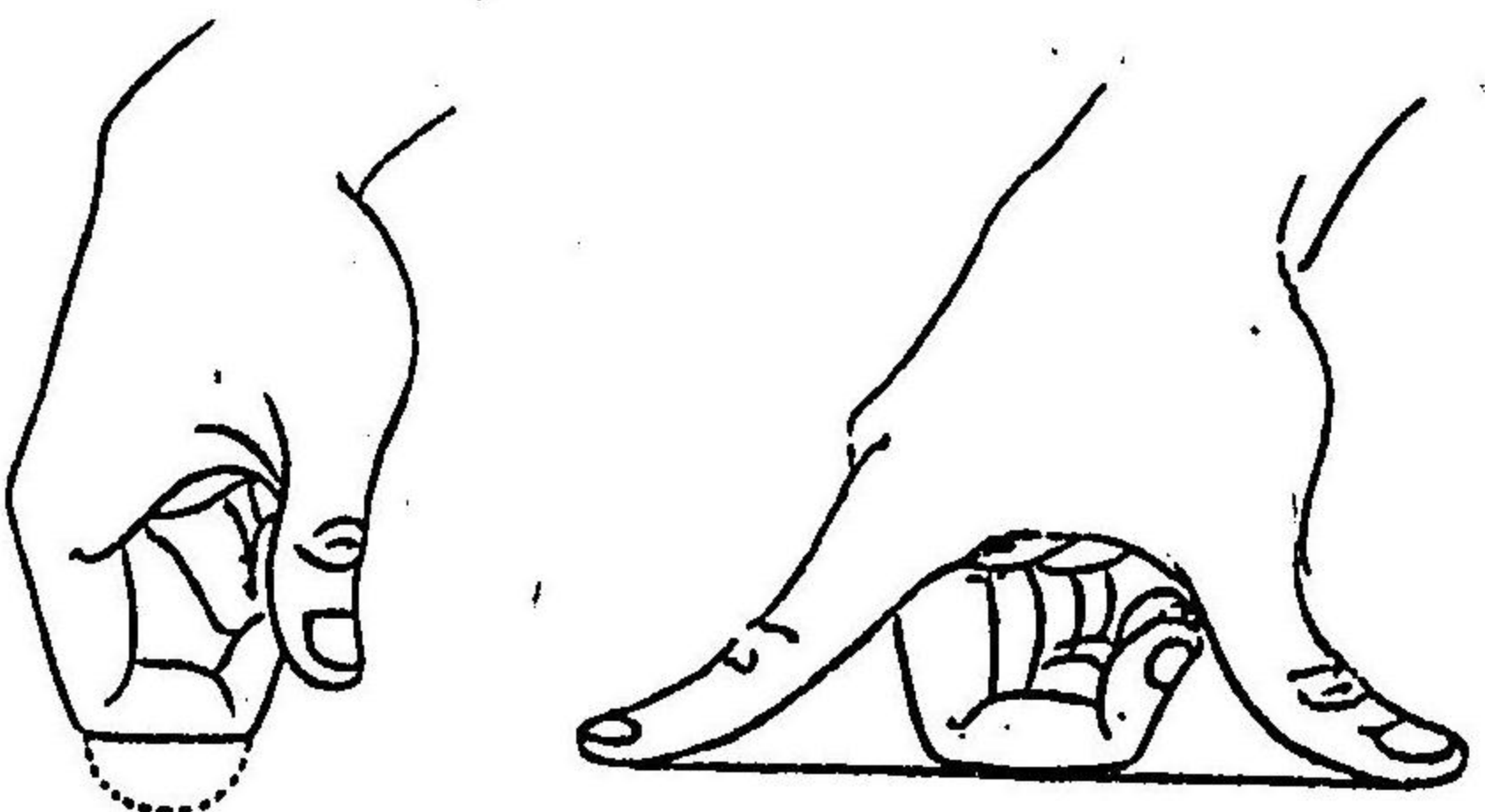
以上列記する如く古代の弓は其長短同じからず、中世七尺五寸と定めたるも何に據るかを詳にせず、諸書常用抄には、矢束弓鋒最上の秘事なり、老若共にその人の手にて弓鋒七尺五寸矢は十二束なり、末法之れを知らずして尺度の七尺五寸とす、力に叶ふと稀なりといへり、又小笠原大双紙にも弓は各自の手にて七尺五寸を長とすと見えたり、この二書は室町時代の著作なり、各自己の手に尺を定むるといふその傳あるなり、己が太波可利といふ、太波可利とは手量りなり、手にて量るといふの義なりその法左圖の如し、

圖説する所の如くして量る時は、その人の體格の大小によりて長短同じからず、體格相當となるべし、要するに弓の長短は人體の長短に比例すべく、中世七尺五寸と定めたるも、經驗より定めたるものなるべし、唯指箭を射るの時に於いては弓勢の強からんを欲するが故に弓の長さは稍短きを長とす、秀次の縮めたるも堂射の時なりといふ、

大指人指を自然に開くべし強て押開くべからず。

此中指の脊を押當つべし。

大指よりこの人指迄の間五寸と定む。



この人指の折目の間を一寸とす半分は即ち五分なり。

於牟多羅志

弓を於牟多羅志といふこと多く古書に見えたり、平家物語の弓流しの條に

判官弓を取り落されぬ、うつぶし鞭をもちて搦寄せ、取らんとし給へば、味方の兵共、只捨てさせ

給へ捨てさせ給へと申しけれども、遂に取りて、笑ひて返られける、老どもは皆爪はじきをして、
縦令千疋萬疋にかへさせ給ふべき、御たらしなりと申すとも、いかで御命には替へさせ給ふべきか、
と申しければ、下略

と配せり、たらしはどらしと云ふに同じ、たの音とどの音は相通なり、或説には弓をたらしといふこと
と其根原天竺即ち今の印度より起れりといふ、印度に貝多羅葉と名づくる木あり、其長さ七尺五寸な
り、始て弓を作る時この枝を用ひたり、故に弓を多羅枝といふと、此の如き妄説は只一笑に値するの
み、信ずるに足らず、印度の貝多羅は非常に長く生長する植物なり、高きは五丈に達するものありて、
其質も弓材に適せざる木なり、又一説には神功皇后三韓を征伐したる時、弓を執りたる手の荒れたる
に依り、手荒姫の命といひたり、而してその弓を手荒と稱すといへり、この説も曾て正史に見る所な
し、皇后は足姫といへるにて手荒姫には非ず、加之皇后の足姫と稱せられたるは三韓征伐以前よりな
れば、此説も亦根據あるを見ず、萬葉集には、御執の梓弓といふ言葉あり、御執とは執り持ち給ふと
いふ意味なり、弓は執るものなるによりどらしと喚ひ、大刀は腰に佩く物なるを以てはかしといふ、
別に穿鑿の要なきとなるべし。

神代四弓

神代四弓の名は古書にも定説なし、座陣弓、發向弓、護持弓、治世弓の四弓なりといふ、座陣弓とは、天照太神の素盞男の命に向ひ玉ひし時執り玉ひし弓なり、發向弓は、高皇產靈の尊の天稚彦に贈りたるものにして、護持弓は、神孫降下の時諸神の執れる所なり、治世弓と稱するは、彦火々出見の尊の狩に用ひ玉ひし弓なり、この弓のとは日本紀に載せず、今考ふべからず、

生弓

生弓生矢は大己貴の命の持ち玉ひし弓なりと古事記には見えたるも、今詳ならず、

四方竹

四方竹とは弓の四方皆竹を以て包みたる製なり、中古の創作なりといふ、

現代の弓

現時用ゆる所の弓は、其製竹と木と合せたるものなり、木は多く櫨の木を用ひ、白木なるあり、漆を塗りたるあり、白木は冬期に用ゆ、夏時は櫨の離るゝ憂あるを以てなり、白木にして夏時の用に耐ふるは薩摩弓と稱するものあり、漆を用ひたるものは甚美麗なる製あれとも實用の便をいはい、單純にして多く飾らざるを良とせんか、

弓の強弱

弓の力といふと支那の古書を閱すれば、五石の弓、六石の弓等の稱あり、これ等は穀物を料る量を以て弓の強弱を定めたるなり、即ち弓の兩端を柱に懸け、中央に穀物の袋を釣るなり、穀物五石の重量に耐ふるを、五石の弓といひ、六石に耐ふれば六石の弓といふ、我國の稱はこれと異なり三人張五人張と喚ぶ、平家物語、源平盛衰記、太平記等の書に多く見えたり、この何人張と稱するは、普通力量の人にては三人の力を合さずしては張るとを得ざるに依りて三人張といひ、五人を要するを五人張といふなり、今は一寸、八分、六分など稱す、これその弓の厚さに依りて定むる所なり、凡そ弓の強弱は其度其人の力量に依りて其差あると論ずるを待たず、強て強弓を引くは好むべきにあらず、人々相應の物を用ゆべきなり、

既に弓といふものあれば隨ひて矢あるは自然の數なり、矢も弓と同時代に於て創作せられたると論を待たず、即ち神代の昔より用ゐられたると明けし、羽々矢の如き然り、鳴鏑の如きも早く已に用ゐられたるなり、鏑、序を以て説き、順を逐ふて近代の矢に及ばん、

羽々矢

羽々矢は鏑を割りて全羽の儘に拵みて作れる矢なり、後世の如く羽を割きて三つ羽に作るに非ず、二た羽の矢なるを以て羽々矢といふなり、羽々矢を一雙の矢なりといふは誤なるべし、羽は鷹の羽を用

みたりといふ、上古のことは明に知るべからず、思ふに禽にのみ限るべからず、元來物は必要を待て生ずるを天然の理とす、始は羽の無き矢も用ゐたるなるべし、羽なくしては矢の方向定まらず、且又遠距離に達せざるより、種々の工夫を施らし漸く羽を用ゆるとを發明したるなり、此の時代にありては別に外見を飾るの趣好もなく僅に實用に適するのみとなりしならん、故實といひ作法といふも固より後世のことにして、上代は至極簡短なりしなり、情況斯の如くなるに依り、或は鷹の羽も用ゐたるべし、或は鷲の鷹のも用ゐたるならん、然るに後世に至りては漸く儀式故實等の法則出來りて甚だ繁雜なるととなれり、これ亦その道の進歩にして決して厭ふべきに非ずと雖、この故實儀式に依りて強めて上代のを曲説せんとするは一大誤謬たるを免れず、要するに我が朝の古書に傳ふる所はこの羽々矢を最も古しとなす、

矢の根の起源

矢に根を附くると夙に神代にあり、八つ目の鳴鶴これなり、天孫降臨の時に當り、天忍秘耳の律を持ち玉へると日本紀の載する所なり、

蠶目

蠶目は用字誤れり、用字の誤より生ずる種々の臆説あれども皆これ信するに足らず、蠶目は蠶の鳴く

に同じき聲あるに因りてしか名づくといふも一説なり、この説の如くんば、蠶目とはいふべからず、蠶聲とか又は蠶音とかいふべし、蠶の聲を出す蠶目よりせんや、或一説には云ふ、昔時妖魔ありて人を取り食ふと夥多、蠶あり、深山の中より來りこの妖魔を呑み直に人間の禍を除きたり、これより蠶の目に象り妖魔を拂ふなりと、又一説にはいふ、蠶目の聲は十二律の外なり、故に惡獸妖怪皆之れを恐ると、この兩説の如きも前者は荒唐無稽に過ぎて殆んど論ずるの價値なし、後者の如きはこれ亦淺薄なる説にして全く呂律の何たるを知らざるもの、言のみ、天下豈十二律以外の聲音あらんや、杜撰も亦甚しといふべし、元來蠶目は物に傷つくとなくして射て取らん爲に作る處なり、故に矢端に木を付るのみ、木重ければ飛ばず、故に中を虚にして軽くし、風に乘じて飛ぶが爲に穴を穿ちたるのみ、皆これ實用上の工夫に過ぎず、其の聲をなすは自然の結果にして、敢てしたるに非ざるなり、東鑑には引目の二字を用ゆ、其他挽目、曳目等の文字を用ゐたる古書あり、夏目繁高は其著武林原始に説をなして云く、引目は蠶目なり、目は眼の字なるべし、ひききめを略してひきめといふ、眼とは穴のとなり、故に引目と書き曳目挽目蠶目と書くも皆和訓に依りて宛てたる誤字なり、天工開物佳兵衛孤矢の章に、擗箭則以寸木、空中雖眼、爲之窠、矢過招風飛鳴、即莊子所謂嘑矢也、と見えたり、擗眼の字を以て正しとなすと知るべし、然れども古來久しく用ゐ慣れたる字なるに依り今は蠶目、引目

等の字を用ゐるを敢て妨となすべからず、

大具足の引目

近世大具足の引目と稱するものあり、長さ一尺二寸に及ぶ、元來大具足の獲目は獲目の一類にあらざ、唯大いなる引目といふことなり、天性強弓の適せる人は隨て大いなる引目を用ゆ、通常の引目に比して長く且つ大なるを以て大具足といふなり、今世は具足といへば重に甲冑のとなりたりたれども、中古は唯甲冑に限れるに非ず、弓にても矢にても具足と稱したるなり、平家物語の檣の浦の船合戦に淺利の與一が遠矢を射るの條に、同じくは義成が具足にて仕り候はんといふ首葉見えたり、義成は與一のとより、これに依りて見るときは、矢をも具足と稱へたと明なり、大具足の引目といふも、只大いなる引目といふことなるは論を待たず、

宿直引目

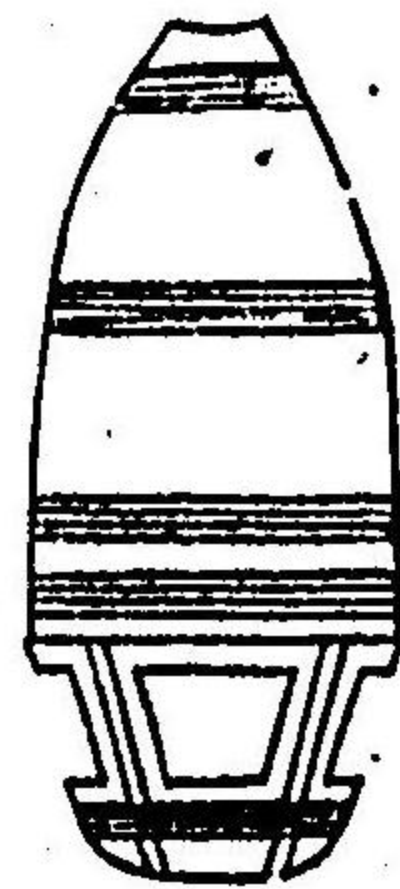
宿直引目は夜引目を射るをいふ、宿直せる番士の夜を戒むるが爲に鳴り音をなすが故に宿直引目といふなり、矢の名にはあらず、太平記の大森彦七が事を記したる條に、斯様の化物は引目の聲に恐るゝなりとて、毎夜番衆を置きて宿直引目を射させらるる見え、又義經記の伊勢三郎初めて義經の臣となるの條には、人はなきかと呼びければ、四天王の如くなる男五六人來る、御客人を設け奉るぞ、御用

心と覺え候、今宵は寝られ候な、御宿直仕れといひければ、承り候とて引目の音月の弦押張などして御宿直仕りと見えたり、然るにこれ等のとも知らずして、宿直引目の製を云々するものあり、誤れるなり、宿直引目は引目の名にはあらず、

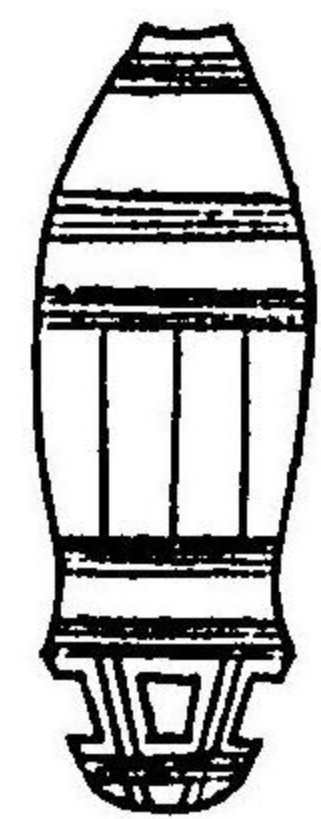
犬射引目

犬射蕃目

犬射引目は引目の一類なり、其製極めて簡短にして簡末なるものなり、黒く塗りたるのみなり、往昔化性の物を射るには多くこの引目を用ゐたるものと考へらる、高忠聞書に云く、夜引目は犬射引目を用ゆるを本とす、化性の物は笠懸引目より犬射引目を怖るゝと古人の言ひ慣はしたるとなりと、



笠懸蕃目



神頭

笠懸引目は引目の一類にして笠懸に用ゆるものなり、

雁俣は陰にして鬼頭と號し、鏑は陽にして神頭といふ、これ鬼神の語を縁れるなりといふ説あり、信ずべき説とも思はれず、雁俣は何によりて陰と定め、鏑は何故に陽と

定むるや、理由甚乏しきことなり、又一説には鏑は神代よりあるに依りて神頭といふといひ、これ
 將據る所あるにあらす、元來神頭は實頭の能にて音の訛に當て、誤字を用ゐたるなり、故に鏑頭と記
 したるもあり、矢頭と書けるもあり、昔音に依れるものなり、實頭を零してじどうといひしなり、そ
 れに語調を付けたる爲じんどうといふこととなれり、實頭の名の依て起る所を考ふるに、鏑、引目、
 四目などの類は皆中を鑿りて空虚にしたるものなり、神頭は中を鑿らず充實したる鏑を用ゆ、これそ
 の名の起れる所なり、鏑は續管、篋は焦篋、羽は雉或は山鳥を用ゆ、鷹、雉は及び染羽を雜へ知ぎた
 るを手鳥揃といふ、羽末は刈らざるを法とすると見えたり、

一手四目

四目は口を四つにするを以てこの稱あり、一手は的矢に稱すると同様にして二本のとなり、羽も同じ
 く内向と外向を用ゆ、即ち一對の四目といふに同じ、世間往々これを知らず、一對にして四つ目カ
 りと誤り、一本二タ目となるものなり、竹つ古書にこの製あるを見ず、唯零して目を三ヶ處にしたる
 ものはなきにあらす、

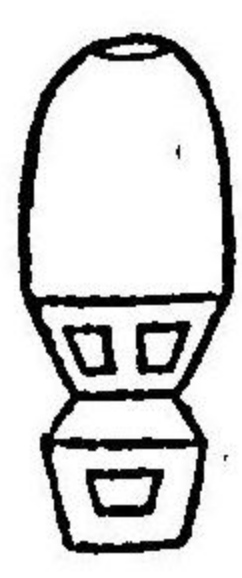
神通の鏑

神通の鏑といふものあり、諸家に傳ふる所種々の説ありて、その製をいふと雖も古來一定の法なし、

天武天皇宇佐八幡に行幸ありて流鏑馬を射玉ひし時に始めて神通の鏑を用ゐ玉ふ、其製と稱して傳ふ
 る所を聞くに鏑糸に紫色を用ゆといふ、此説も例の據る所なきことにて諸家に家傳秘傳と稱するもの
 も大概臆測に依りて定めたるものなり、一も取るべき説にあらす、根を朴の木にて作り、目の所に角
 を以て作りたる鳥居を刻入るゝなどいふも信すべきにあらす、神通とは神妙といふに同じく極めて
 好き鏑といふに止まることなり、神通とは佛書に用ゆる言葉にして、佛法には六神通といふことあり、
 智慧の宏大なるを名づけたるものなるべし、中古佛法の盛なる時に當て神妙なる鏑といふにこの
 語を假りて扱は神通の鏑と稱したるなり、大悲の弓、智慧の矢といふも心は同じきなり、

曼多羅引目

曼多羅引目は普通の引目と同じ、唯その異なる所は引目頭の先に更に引目を作り付けたるものなり、
 かくの如きものなり、古代にはありたるものにあらす、室町時代の書にも曾て記し
 したるものなし、曼多羅弓と稱する弓あるに依りて妄作したるものなり、



曼目寸尺

曼目には定まれる寸法なきなり、普通は四寸なり、大小は弓の強弱に依りて差等あると論を待す、弓勢
 強きものは大なるものを用ゆるを良しとし、弓勢弱きものは小なるものを用ゆるを良しとす、多賀商

忠聞書、伊勢宗五入道の犬追物方聞書、騎射秘抄等信すべき諸書にも引目の寸法は一定せずと記せり、今世杜撰の書には強めて寸法を定められたれどもこれ將確固なる證據あるにあらざり、

水破兵破の矢

水破及び兵破は源三位頼政の用いたるものなり、頼政が所持の矢に付けたる名にして水破なる矢あるにあらざり、又兵破と稱する矢あるにもあらざり、鏑の一種とするは妄説なり、源平盛衰記に水破は黒鷲の羽を以て矯ぎ、兵破は山鳥の羽にて作くと記せり、然れども水破兵破の名は羽に依りて名付けたるにはあらざるべし、根の鏑に依りたるなるべし、破は空を穿ちて飛ぶの意義なり、すいといひひやうといふは、飛に當て鏑の鳴る聲なるべし、黒羽は水の色なるにより水羽と稱し、山鳥の尾は斑にして豹の毛皮に似たるにより豹羽と稱すといふ説あり、頼政は當時和歌の達人にして、文字に精しき人なり、豹羽と兵破を誤り水羽を水破と誤るべきや、羽は和訓にして破は音なり、これを混同すると無下のことならずや、養由の娘桃花女夢に頼政を訪ひ雷上動の弓及び水破兵破の矢を授くと傳ふ、これ等の説は實に荒唐無稽のとまれども頼政が射道の神に逢せるを形容せんが爲に事を神異に托したる寓意にして、文章の花といはれ可なり、

征矢

征矢は軍用の矢なり、天子不正を討つを征伐といふ、征の字これより起る、後には單に戰鬪の意味に用ひたり、征矢の製は何れの世より始まるを詳にせず、今に至りて傳ふるものは、篋を節影に塗り、眞羽を矯ぐ、管は簡管なり、黒漆を用ゆ、根多巻は油塗にして、矢束は二尺七寸五分とす、順和名抄に、唐式には諸府衛士人別に弓一張征箭三十雙とすと見えたり、軍防令にも征箭を兵士に賜ふとを記す、軍防令は淡海公の策なり、天稚彦の豊原に降る時に當りて弓矢を賜はりしとあり、これを征箭の遺態なりといふ、然れとも神代にはこれより早く弓箭を用ひたるとあるを見れば、これを始と定め難きか、

上刺 中刺

上刺は箠或は矢籠の中に指し添ゆる四羽の矢なり、往古は二タ羽を大にし、二タ羽を小にしたるも近代に及び四ツ羽共に同じなるを矯くに至れり、大鳥又は鷹の羽を用ゆ、左右山鳥の羽を用ひたる二方を外懸弓指と名づく、矢尻は本式にする時は尖根鏑矢にして、畧しては平根鷹股をも用ゆるなり、中刺とは上刺に對しての名なり、征矢なり、箠或は矢籠に指す矢の數は、上刺中刺共に通して二十五筋なり、稀には十六筋指するともありといふ、

尖矢

尖矢一に鋒矢といふ、其鏃に鷹嘴と稱するものを用ゆ、製は征矢に用ゆる所の如し、一手を限りて用ゆるものなり

鉞矢

鉞矢は時に一手を箠に指し添へ用ゆ、其の用は陣中に在りて心胸の鬱塞せるを拂はんが爲めにも射、又或は兵氣を振起せしめんが爲めにも放つなり、鏃に鉞を附けたるに依りこの名あり、矢文腰書にもこの矢を用ゆと聞く、

雁股

雁股は狩股、直股矢とも稱す、鏃矢を略したるものなり、根の上を糸にて巻き鏃に似せたり、雁股を數ふるには一本又は一筋といひ、一手又は一双とはいはず、雁股の名は雁の足の指の股に象りて作ると傳ふ、然れともこの形は獨り雁の足のみ限るべからず、水鳥は皆同し形なり、然るを何故に唯雁に象りしや明ならず、一説には、雁股は蛙股の訛なるべしといふ、信すべきに似たり、かへるといふ言葉の轉してかりとなりたるに當字を書きて雁股となしたるなるべし、

素雁股

素雁股といふとあり、この稱は大いに典故あるなり、世間これを知らず、唯鏃のなき雁股なりと爲す、

大いなる誤なり、鏃に附けたる雁股は雁股とはいはず唯鏃矢とのみいふなり、故に鏃の無きを雁股といへば、彼と是との區別は明なり、素といふ文字は用なきとなるべし、素雁股と云ふ言葉を用ゆべき場合は、特に鏃矢を射て次に雁股を射る時のみなり、離しては素雁股とは云はず、古書に狐を射たるとを記したる所に、膽魂魄も尾に行けと鏃にて狐の耳の間を羽引かせ、二た矢に素雁股を以て狐の生尾を射切りたりたと見ゆ、依りて以て考ふべし、

繰矢

繰矢は遠矢に用ゆる矢なり、中世遠距離を射て優劣を競ひたると多し、近世にも遠的と稱し百間に遠するものあり、鴨の第一の羽を以て繰ぐ、根は木鏃なり、

差矢

差矢は數矢なり指矢とも書く、最も輕きを稱す、羽は鴨の第二の羽を用ゆ、根は木鏃なり、野指矢と稱ふるも同じ、芝差矢、芝矢といふは稽古に用ゆる物といふ、三十三間堂の通矢などこの矢を用ゐたるなり、

的矢

的矢はその數二本を一對とし一手と稱へ、甲矢乙矢と唱ふ、陰陽矢とも稱す、普通的を射るの具なり、

甲矢は弓に番へたる時走羽を上にし羽の表を外にす、乙矢は羽の表を内にす、黒霞、磁霞、火色霞、白霞等を用ゆ、羽は何鳥にても宜しとす、唯、白鳥、鳧を忌む、竹林派にては砂摺の霞を用ゆ、これ他なし矢の勢を良くせん爲なり、貴人の前には色霞の的矢を用ゐず、紙燭又は白霞を以てすといふ説あり、箭は續管、節管、射手管なり、管巻をなして先に平題を入る、

箭矢

箭矢は水鳥を射るに用ゆ、鏑矢に似たり、楡の木又は桐の木にて鏑の如きものを作り小き雁股を付く、水に浮くを專要とす、製法に定る古實なし、随分軽く造るべきとなり、古より用ゐたるものと見ゆ、古今著聞集には、陸奥の田村の郷に馬之允某といふ人の或日鷹を据へて狩しけるに、鳥一羽も得るとなく空しく歸りたるに、わに沼の中に鷹の遊



箭矢の圖

ぶを認め、くるりを以て射たり、映らず雄に中てたりといふ話を記せり、又夫木抄にも正治二年の百首の源忠正の歌にて

我戀はくるり射流す川の流にたちいる鳥のあとはかもなし
といふを載せたり、本國聞書には、船の鏑は箭といふと見えたり、

角木、棒角木

角木は卷蕨を射る矢なり、鏑は白霞を用ゆ、管は續管にして羽は大鳥或は小鳥を用ゐ、石打をも用ゆ、根は角にて作るを良好とす、羽を用ゐざるを棒角木といふ、現今は多くこれを用ゆ、

矢の各部名稱

矢の各部の名稱は左圖に記すが如し



羽

上古より現今に至る迄矢に用ゐる來る所の羽の種類は其數甚多く殆んど總の鳥を用ゐたるが如し、然れども其中に就きて多く用ゐられたるは鷹、鷹、鶴、山鳥、鴻等なり、征矢には鷹の羽を用ゐたるものあり、敵を調伏するの意に出づといふ、然らば普通の的矢にはこの羽を用ゆるは良きといふべからず、差矢的矢には鷓鴣或は鶉の羽を用ゐたるもの多し、鷹の尾羽に石打と名づくるものあり、これを以

て矯ぎたるを石打の征矢といふ、この羽を用ゆるは一軍の總大將の帶する征矢に限るなり、源平盛衰肥の木曾征伐の時實盛出陣の際に錦の袍及び石打の征矢を許されんを請ひたると出でたり、錦の袍及び石打の征矢は皆大將軍の帶ぶべきものなり、故に實盛その故郷に錦を飾らんことを欲してこの二品を用ゆるの許可を乞ひしなり、

丸作

丸作とは羽の莖を割かずして矯ぎたるをいふなり、

刮作

刮作とは羽莖の際より鬘付にしたるものなり、

太刀形、櫛形

太刀形及び櫛形の名は皆羽の形より出でたる名稱にして太刀の如くにしたるを太刀形といひ、櫛の如くしたるを櫛形といふ、皆羽山の切り様をいふなり、

羽の斑文 (自然の模様なり)

矢に用ゆる羽はその斑文によりて種々の名あり即ち高麗、翠生、八文字生、鳥生、高摺生、糸生、虎生、白尾、練白、摺中白、大中小白、大中小黒、摺中黒、小中黒、練黒、本白、本黒、筆莖、胡

星切生、八文白
麻摺、霜降、逆翎尾、切生、波切生、小切生、斑切生、摺切生、筋切生、猫切生、鳥切生、白切生、
生、撫生、降生、
海士の面、圓連
荒、圓連尾、海
士の羽中、練摺
登尾、洲流、豹
摺生、乳尾、捻
尾、捻生、遠山
生、三生四生、
櫛尾等にして現
今多く用ゐらる
は、鷹、櫛尾、
練白、本白、霜

練白
本白
本黒
黒尾羽
中白
練黒
鷹
切文
中黒
八文字文
海士の面
虎生
三生四生
櫛尾

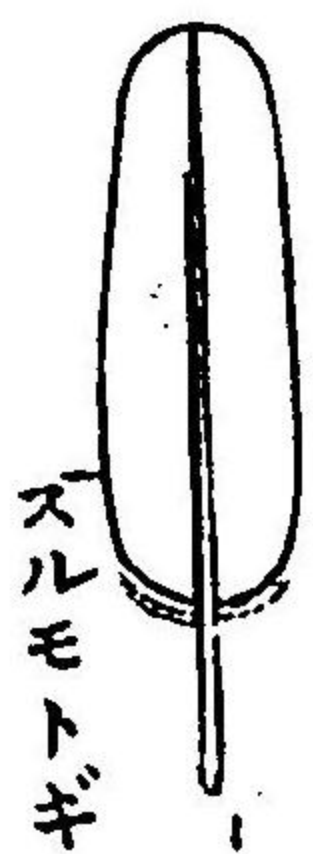
降、三生四生、鳥生等なり。

大鳥、小鳥

大鳥及び小鳥は共に鷲をいふなり、大鳥は十四枚羽にして小鳥は十二枚なり、これをから鷲といふ、眞羽と稱するものは大鳥なり、矢羽の最上とす、小鳥はこれに次ぐ

するもどき

羽の本の細き所をするもどきといふ



ひしやく花

矢の羽をひしやく花に取るといふとあり、今案ずるにひしやく花は鳳花の轉訛したるなり、羽先を白く取るとなり、射御拾遺抄に、鷹の羽は鏑にも用ゆべし、ひしやく花を羽先に取るべしとあり、これ即ち羽先を白く取るなり、練白の如くするとなるべし、鳳は俗にふくべともいふ、夕顔に同じ、その花白きものなり、源平盛衰記石橋山合戦の條に、淺利の與市が馬は太く過しきが七寸にも餘りて鼻の先鳳の花の如く白かりければ夕顔と云と見えたり、これに依りて考ふるに鳳花に取るとは白く取ると

なるは明なり、鳳の轉じてひしやくとなるは水を汲む鳳をひしやくといふの例なり。

しきり矯

しきり矯はしきり羽を誤りたるなり、しきり羽とは三生の如く白羽と黒羽を交へ矯きたるといふなり、肅慎羽即ちこれなり、然れども肅慎羽は天然の疵にして今しきり羽といふはこれに似せたるものなり、保安元曆記に、執柄供奉行幸の時府生番長平胡蝶、左は鷲羽右は慎肅羽、これを新調す、鳥獸の羽を以て三生に切續たりと見ゆ、これその證なり、夫木抄騎射の歌にも

まきり羽のやさしきものはわやめ草けふ引そむるまゆみなりけり

といへり、古代は五月五日の騎射等にもこのしきり羽を用たるなるべし、肅慎羽といふはその始肅慎國より輸入したるに依りてこの稱あるならん、

籠

籠は矢柄なり籠とも記す、長さ各自の手にて十二束を法とす即ち十二握なり、己が手量にて量るに貳尺七寸五分なり、普通三少所に節を有す、源平盛衰記、平家物語、太平記等を見るに、十四束十五束の矢を用るたるとあり、これ等はその射手の體格非常に偉大なるに依り、隨て掌も大なりしなり、故に本人の手にては十二束なるも普通の人の手を以て量れば十四束も十五束もありしといふなり、又矢

のとをいふ時に何東三伏といふとを記せり、三伏は三節なり、みつぶしの轉じて三つぶせとなりたるなり、音葉の音に依りて字を宛てたるなり、三節と書くを良しとす、總て節の長短は矢束と稱す、

節の種類

白節、白節は漆も用ゐず又炙るともせず、自然の儘にして用ゐたるをいふなり、
拭節、拭節は漆を塗りたるものをいふなり、
皮目節、皮目節は拭節に同じ、唯その異なる所は節を黒く漆の如く塗るなり、
磁節、磁節は泥土の中に埋め色を附けたる節なり、
火色節又は炎節、炙りて色を著くるなり、
塗節、塗節は金漆を塗りたる節をいふ、
徒燒節、普通の製なり、單に曲を知めたるのみの節なり、
砂摺節、砂摺節は専ら竹林派の的矢に用ゆ、砂を以て磨き節末を細く造るなり、矢の勢を烈しくせんが爲の製なり、多くは磁節を用ゐてこれを磨く、

羽中金

羽中金は矢羽根に金箔を着くといふ説あれども甚だ疑れることなり、羽中金と稱するは羽の付きたる

所のみ節に金箔を置くをいふなり、余は三生の羽中金を藏せり、甚美麗なるものなり、

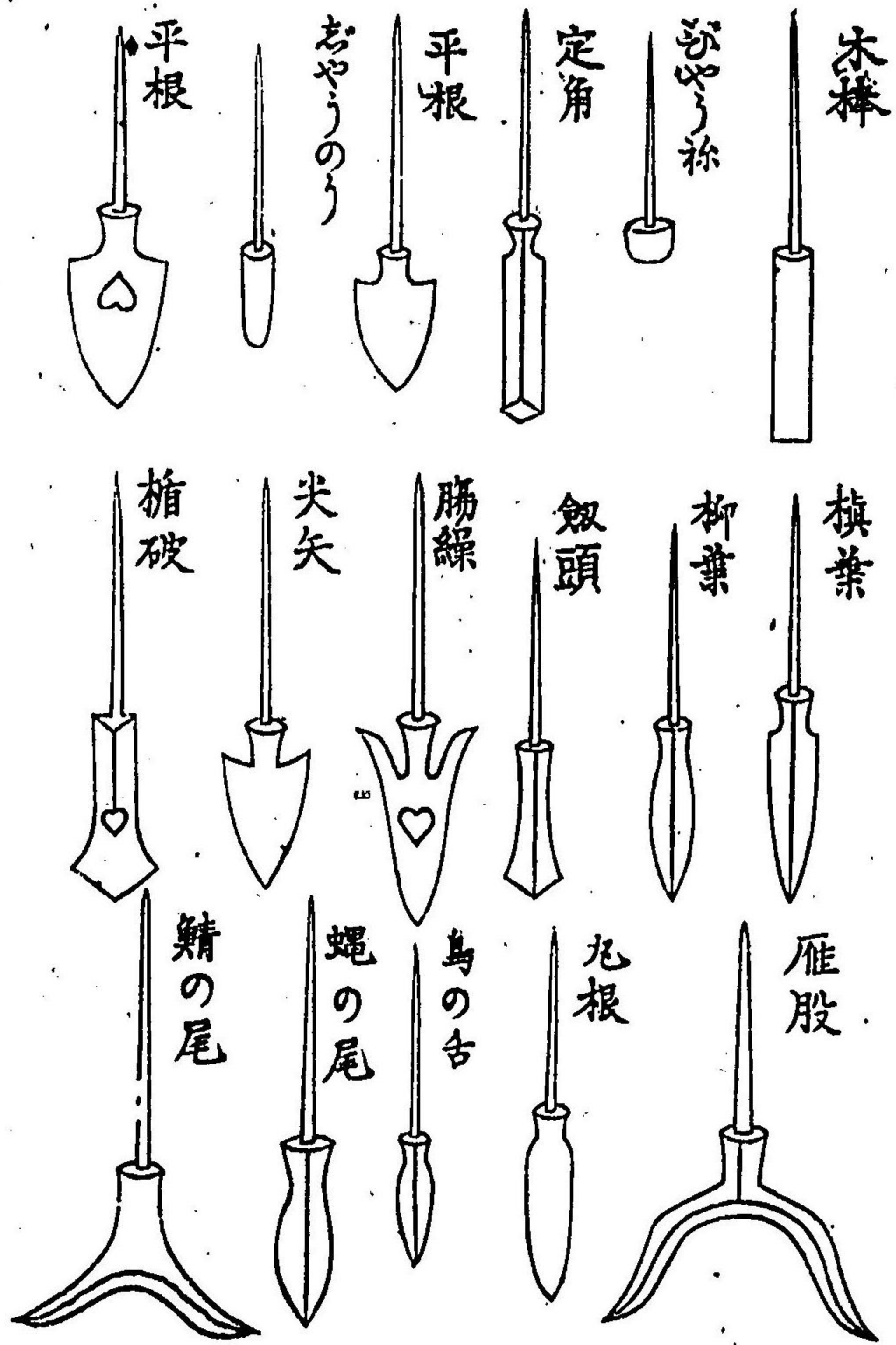
節蔭

節蔭とは節の節を漆塗にするとなり、節を日光に晒し乾燥するとき甚だ破れ易きものなり、故に漆を以て之を隠し蔭とするなり、節にするにはあらず、弓法私書に曰く、節蔭に小節蔭、長節蔭、管節蔭あり、小節蔭は節の上のみに漆を少量に用ゐたるをいひ、管節蔭は節の上のみならず長く漆を着けたるをいふ、長節蔭は漆の末を篋の如く掃き取りたる管節蔭なり、御所射る時は小節蔭の節を用ゆることなし、小節蔭は略式なればなり、

柳節

柳を以て矢幹とするとは古代の製なり、延喜式に、民部省に於て箭を造る柳節四百二十隻、隼人司の油耨料二百隻、並に大和國に命して毎年交易して送らしむと見ゆ、柳はその質柔軟なれば矢節に適するなるべし、且つ輕きは矢節に最も良しとする所なり、唐土の矢は多く柳の節なり、我國に於ても上世には専これを用ゐたるは延喜式に記する所を見るも明著なり、日本紀にも載せられたり、今は竹のみを用ゆるに依り柳節あるを知らざるものあり、柳は矢ノキ木して音の轉じたるなり、柳の節に用ゐられたること知るべし、

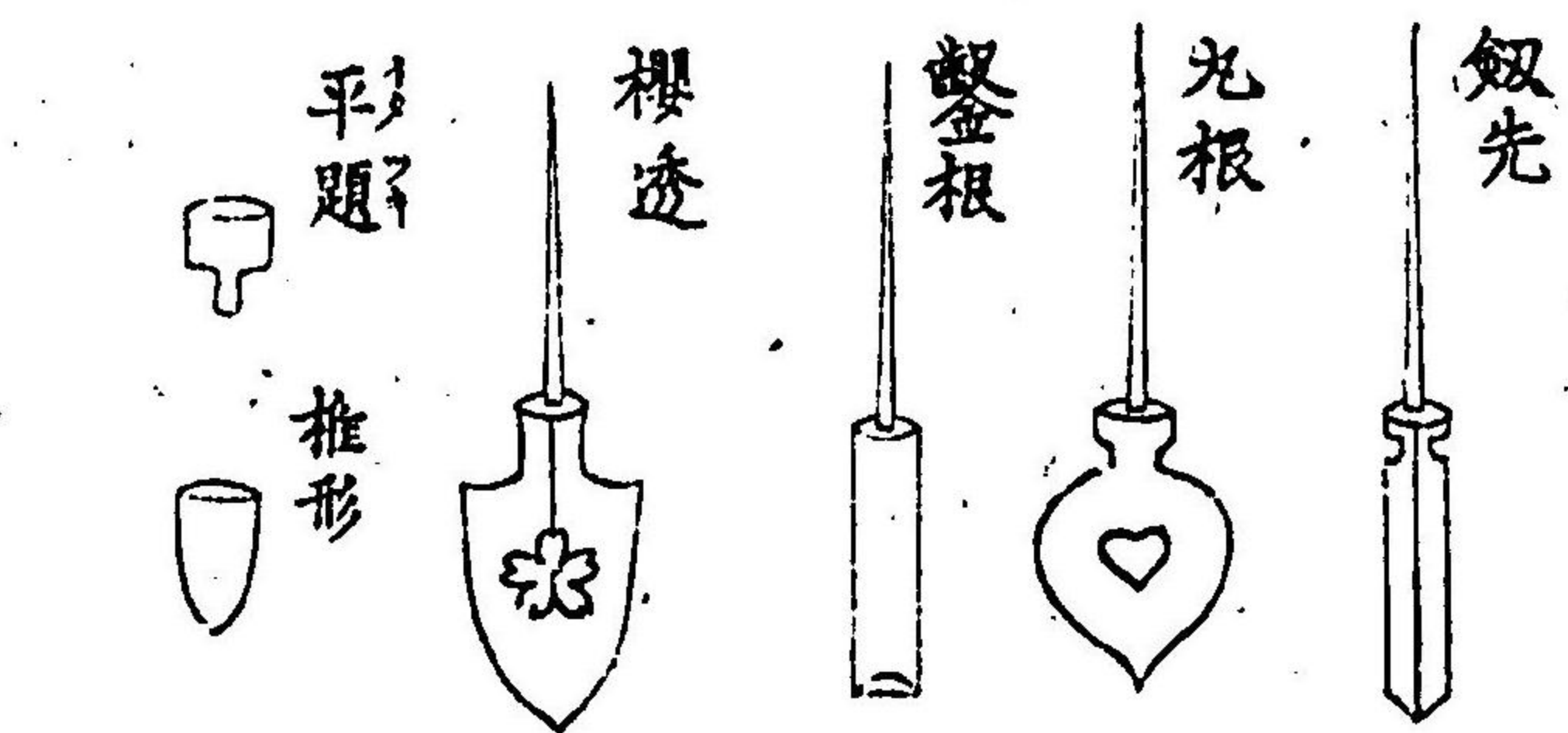
矢の根、鏃



矢に根を挿すは
其の始め神代よ
り起れるなり、
即ち八ツ目の鏃
これなり、人皇
の時に至りては
採端の初に眞
魔の鏃なるもの
造られ、その後
仁徳の朝に及び
て平題の製あり
太古は石の矢の
根を用るたり、

今日に至りても往々貝塚より掘出すとあり、種には竹を以て造りたるものもあるなり、通常は鐵製な

鏃の種類

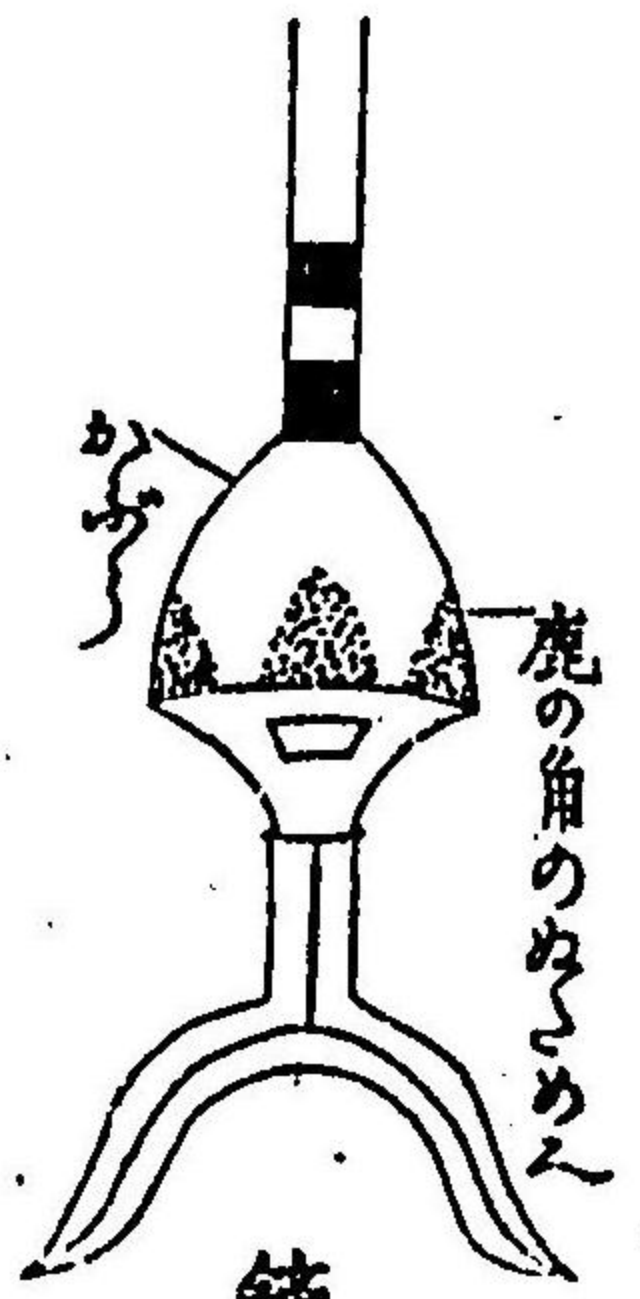


鏃はその形に依りて種々の名稱あり、即ち櫻透、楯成、丁海、葵成、腹
鱗、甲州成、平雁股、龍舌、澤海、篠葉、燕尾、飛鳥、銀杏、伊勢形、
天鼠形、劔頭、根來雁股、鳥舌、鏃成、鶴嘴、櫻形、平川形、斧形、高
田雁股、柳成、鱗尾、直丸、柱成、楊枝葉、燭目、粒子、鴉口、角透、
楨葉、桁端、雁股、定角、餘頭、鉾通、山形、鎌形、舌頭、十文字、
立鏃、釘形、劔鏃、圓月、蟹爪、鷹羽、椎形、夷鏃、木葉、柚葉、整頭、
等なり、

箭は弓に矢を番へたる時に當り矢の弦を脱れざるの要ありて付るなり、
筋箭、笠箭、滑田箭は續箭といひ神頭矢、的矢、角木等皆この箭なり、
箭箭、萬箭は征矢に用ゆるものなり、射手箭とは箭の先に角を入れたる

鏑の筈

鏑の筈は滑田筈を以て本式とすといへり、然れども滑田筈は角筈のとして節筈とは異なれり、或説には滑田筈とは筈の本に少しく竹の皮を削り残したるをいふといへり、この説恐らくは誤れり、和名抄に奴多は射角上の溼皮なりとあり、然らば滑田筈は角筈なるべし、目の飾に角を挿れたるを奴多目の鏑といふに同じ、筋抄に諒闇の箭波須のこをいへるに、保元元式記に曰く角波須なりと記せり、此時代にも角筈を用ゐたること知るべし、而してこれを滑田筈と稱したるなり、竹の皮を削り残したるものにあらざ、竹の皮を削り残したるは節筈にしてこれ即ち鏑に用ゆるものなり、的



鏑矢

矢に用ゆるは全く皮を削りたるものにして、これを削筈といふ、即ち節筈の一種なり、滑田筈は全く別物なりと知るべし、

鏢

鏢はその創製の時代を詳にせず、蓋しその始は指に痛を感じ布切等を巻きたるならん、後に至り布

切等を巻けば弦に纏り或は一度毎に解けて其煩はしきに依り袋の如く造りたるなるべし、革を用ゐたるは猶ほ一層進歩してその破れざるを欲して造り始めたるなるべし、

鏢には固帽子、半固帽子、柔帽子等あり、固帽子は大指の袋に角を入れたるものなり、竹林派の鏢はその頭平にして更に革を一枚着く、これ強弓を引くに便なるが爲なり、吉田派の鏢は大指の先尖れり、五徳の鏢と稱す、五徳とは一に矢を番ふるに便なること、二に腕の散れざることを、三に調子の一定に揃ふこと、四に切れの良きこと、五に痛を感ずること少きことこれなり、この鏢は近世堂射の流行せし時より始りたるものなり、小笠原家に用ゐ來れるものは大指圓し、騎射の鏢は單に手袋の如く造り帽子を造らず、双鏢一具鏢これなり、中指及び無名指の革は別に色皮を用ゆ、紫は天子の用ゐ玉ふ色なり、凡下の鏢は憚るべきことなり、日置流の鏢は一様の紋皮にして中指無名指の色を別にせず、鏢の指を續の起は種々の説あるなり、一説には、天照太神の龍神と戦ひ玉ふ時龍神の放ちたる矢太神の御指を射落したり、帝釋天謀を献じて鏢を作り用ゐる玉はんことを勸め奉る、これに依りて後世軍陣の鏢は必ず二本の指の色革を別にすといへり、この説の如きは正史の傳ふる所に非ず、例の佛氏の説にして信すべきものにあらざ、高忠聞書には左の説に載せたり、征夷大將軍源の頼朝富士の麓に狩す、日を経ると久し、諸將士用ゆる所の鏢或は損ずるものあり、就中大指無名指の破るゝもの多

し、假に他の革を以て之れを修す、偶然にして其色の配合に見るべきものあり、人々後に皆これに倣ふに至れり、二指を續くことこれより始まる、この説の如きは太いに信ずべきものなり、

現今用ゆる所の的矢の鞞は四本掛け或は三本掛けと稱し小指を除きたるものと小指及び無名指を除きたるものとあり、小笠原家は多く四本掛を用ゆ、皮を指環の如くに造り拵指のみに差して用ゆるとあり、最略したる者なり、的矢に用ゆる鞞は弓手も三指なり、然るとも今は略して二本とし或は拵指のみとす、騎射の鞞は弓手も五本なり、堂射の弓手亦同じ、弓手に用ゆるものを一般に向掛けと名付く

弦

弦は麻の良質なるものを撰び片撚にし松脂を以て堅む、一本二本といはず一筋二筋と數ふ、七筋を一張に唱へ、一桶は廿一筋をいふ、弦は脱すといはず休むるといふ、

音金

弦に音金に入るは、的弓に限れり、上仕掛けの中に入る、金屬製の管なり、厚さ二厘五毛長さ二寸と通常とす、銅又は鉛を良とす、矢を射放たる時弦音の良からん爲なり、中世以降のものなり、

弦絹、弦割出

弦輪を巻き餘れるを以て上下の仕掛の半を巻く布を弦絹といふ、現今は絹或は紙をも用ゆるなり、四

季色々の紙を用ゆることあり、弦割出の割出は小切といふに同じ、絹と布とを問はず細きといふなり、弦絹と同物なり、

弦の各部

弦の上部は少しく太く麻を巻く、これを上仕掛けといふ、中部も麻を巻くと上部の如くす、これを中間、溜、露、玉、探と唱ふ、下部も麻を巻く太さ上部の如し、これを下仕掛けいふ、

弦休

弦休は弦の最下部即ち下仕掛けに附くる細き麻糸の環なり、弦を脱したる時にこれを頭懸け置くなり、故にこの名あるなり、

弦袋、弦巻

弦袋も弦巻も同一物なり、弦袋は弦巻の本名なり、後世誤て別に弦袋と稱する物を製出す、其形四角にして革或は絹を以て造り甚しきは金燭緞子を用ゆるの者を致せり、これ他なし名に依りて強て物を作るなり、弦巻は麁を以て製し其形丸し、周圍に溝を造りて弦を巻くに便にす、これその製なり、然るに後世誤りて四角形のものを作りたるは袋といふに拘泥したるに依れり、袋といふものを獨り纏ひたるものとせるなり、然れども袋は唯纏ひたるもののみならず、類聚雜要抄に載する所の袋と稱

するものは紫櫛の木を以て作りたる筈なり、俗間に戸袋と稱するも戸を修むる所を指す、世間何れの處にか戸袋を作るに布又は絹を以て縫ひたるものあらんや、道具を納むるの棚を袋棚といひ、鷹の餌を入れる、籠を餌袋といふ、皆同一の例なり、袋とは總て物を納むるの器をいふなり、縫ひたるものに限るにわらず、源平盛衰記の高倉の宮に於て長谷部信連が戦の條に、弦袋といふは後の内侍所の御奉公を致す、されば凡人に弦袋を賜ふ、左右兵衛尉赤皮、左右衛門尉藍皮、これを以て侍の品を知る、國王の御寶なれば非分の難を遁るべき笠印なりと見えたり、内侍所とは三種の神器の一にして天子の神寶の御鏡なり、鏡は丸きものなり、これに象れる弦袋の丸きは輪を待たず、赤皮といひ藍皮といふは弦袋を飾れる皮の色に等級あるをいふなり、前九年後三年の役の繪卷の古書を見るに、弦袋を太刀に付けたる者多く書かれたれども、皆丸きものにして四角形の縫ひたる袋を付けたるものなし、これに據る時は別に弦袋と稱するもの無きことと知るべし、

的

仁徳天皇の御宇十二年高麗國鐵の楯を獻ず、盾人の宿禰をしてこれを射らしむ、宿禰の弓勢甚強く一箭にして楯を貫けり、高麗の使臣その猛勢に驚き震ひ懼れたり、我朝に於て的あることこれを始すと、然れども神代已に弓矢を用ゆること專なり、豈的なきことあらんや、出雲風土記を案するに、天

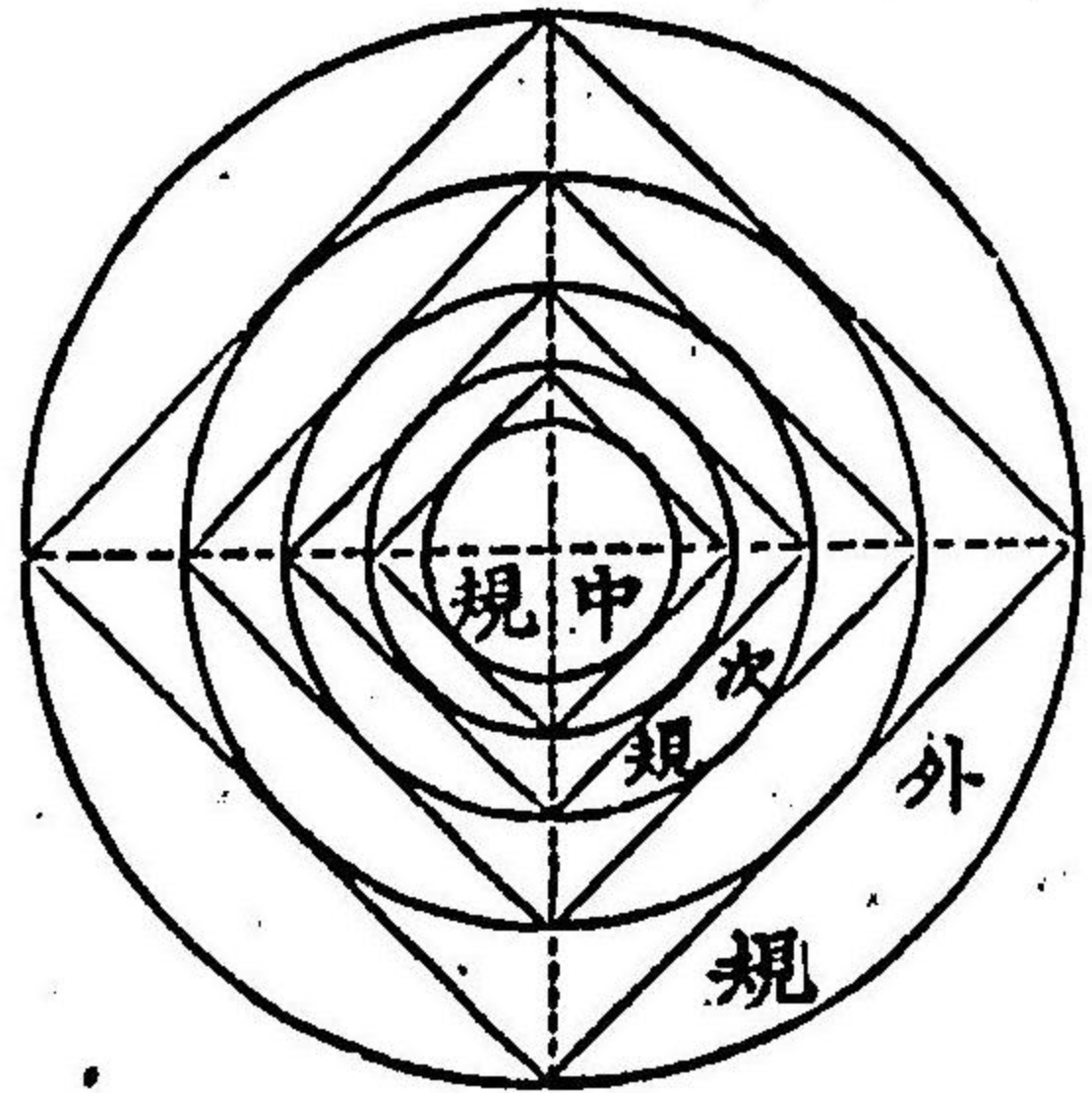
下を造る所の太神的を立て、射玉ひし處なるを以て矢代といふと見えたり、風土記は古昔各國に昭してその地方の事を記し奉らしめたるものなれば、父老の口碑等を多く記したる書にて往々怪異の説を載せ悉く信すべからずと雖、亦決して一抹に附すべきの限に非ず、この矢代の説の如きは大いに味ふべきものなるべし、

的の大きさ

上古の的は甚大なるものなり、中古武家に傳りて猶一層大なる的を用ゆるに至れり、弘仁十二年に定められたる内裏式に據るに、正月十七日の射禮に用ゆる的は板を以て之れを編む、親王は三尺の的を射る、其他は二尺五寸なり、若し外臣の位階あるものありて席に連る時は五位以上のものは三尺の的を賜ふの定式なり、延喜式の空寮式には正月十七日大射の的三尺の的十枚、二尺五寸の的百七十枚、又五月五日四衛府の騎射の的、一尺五寸の的三百二十四枚と見えたり、宇治拾遺に、鳥羽院の御時白河院の武者所に宮道式成、源滿則特に的弓の上手なり、三尺五寸の的を賜ひて第二の黒みを射落して持ちて參られよと仰ありと見ゆ、應永年中小笠原備前守源滿長の著す所の法量物と稱する記録には的の大き五尺二寸と見えたり、この寸尺何れの時に定めたるやを詳にせず、恐らくは室町時代に定められたるならんか、

的の繪

古代よりの的の繪は三重の輪を黒く畫くなり、續日本記に文武天皇の御宇大寶三年春正月丙子朔大射の録法を定められたることあり、即ち外洗に中つるものは布若干、内洗に中つるものは布若干、中洗に



中つる者は布若干、これに依りて考ふるに大寶年代に的の繪を三重に畫きたるなり、外中内の三つの輪を洗と稱するは、玉篇に洗は垣を周らすなり、胡官の切と注するの意を取りたるなり、内裏式には外規、次規、内規とあり、外規は三の黒、次規は二の黒、内規は中央の黒なり、洗といひ規といふも兩つながら同一なり、的に三重の輪を畫くは同じくの中したる中にも差等を明にせん爲なり、中古以來武家の世に及びては別にこの差等を付けず、録の多少を分つことなし、故に的の三重の輪は徒に飾たるに過ぎることとなれり、鳥羽院の頃に至りては已に外洗内規等の稱は用ゐられず一の黒み二の黒みなど唱へたるは前條に引きたる宇治拾遺の文に徴しても知らるゝならん、當時の的に三重の輪を畫くは上圖の法に依りたるなり、この法は今も猶用ゆべきなり、

先づ第一の輪を作りその中に圓の如く四角形を作り、その中に内接圓を畫く、此の如くして四個の四角形と五個の圓とを得るなり、一の黒みは第一の輪と第二の輪の間を塗るなり、二の黒み、三の黒み同一の方法に依るべし、

大的、小的

大的なる名稱は元來はなき名なり、後に室町時代に至りて小的の製興りしより、これに對していへる名なれども正式には用ゐられたるものにあらず、大的といふも同じく古代の的となり、弓法私書にも小的といふものありとて大的とはいふべからず、隆慶の的或は五尺貳寸の的といふべしと記せり、法量物には大的の名を用ゐられたるもこれ唯世俗の稱呼に従へるのみなり、小的はその創製の時を詳にせず、東鑑に載せず、室町時代の書には多く見る所あり、大的は古代の射禮の的の如く檜の薄板を編みて造る、表に紙を張りて白粉を塗り三重の黒輪を畫く、經五尺貳寸なり、的の串は檜木を丸く削り白木の儘に用ゆ、その形鳥居の如し、この串の上及び左右に黒白を撚り纏へたる布の繩を付けて的を掛くるなり、的の表に蠟と稱する物を附く、檜木にて造り三ヶ所に配置し各これに緒を付くるなり、この蠟の緒を的の裏に貫きて繩に粘付るものとす、小的は檜の板を曲げて丸くし紙を幾重も粘りて造る、其他大的に同じ、曲げたる板の合せ目を串に挿みて梁に立つ、的の胴には檜垣を畫くなり、これ大的

の綾杉に編みたるに象るなり、的の裏に鬼といふ字を書くといふ説あれども本式にはあらず、

三的

三的に二種あり、一を騎射の三的とし一を歩射の三的とす、騎射の三的は流鏑馬に用ゆるものなり、八寸四方の板なり、串の長サ三尺五寸、挟隙四寸、紙燃を以て二ヶ所を釣る、的の數三個にして三ヶ所に樹ツ、歩射の三的は小的なり、大中小の三つとす、大なるのは八寸或は九寸とす、中小の的是順次に一寸を減ず、一ツ塚に立つ、大を前に立て中を後に立つ、小なるを少しく上に立つるなり、その狀鼎足の如くす、

三々九、四六八

三々九、四六八の的是其製を詳にせず、安貞二年十月廿二日將軍家由比浦に出で玉ひ流鏑馬あり、相摸四郎、足利五郎、小山五郎、武田六郎、小笠原六郎、三浦又太郎以下射手たり、三的の後三々九、四六八以下の作物等を射ると東鑑に見えれば、此時代已にこの的ありたるなり、想ふに三的より變化したるものならん、類聚流鏑馬次第は浦上氏の著書なり、この書中に總川道運が所藏に係る民部少輔尚清の書を引きて、三々九の的是九寸なり、串は三的に同じといふ説を載せたり、四六八の的も亦推して知るべし、然れども未だ確固たる説を聞かず、博聞の士を待つのみ、

笠懸の的

笠懸の的は徑一尺五寸なり、板を裏とし白革を表とす、中に毛を入れて丸みを作るものなり、その形恰も笠に似たり、黒く繪を出す、これをれんせんと呼ぶ、裏に三個の革の乳を設け綱を通して串的の三方に結ぶ、的串は鳥居の如く樹て黒塗とす、地上六寸の所に的を懸くるを法とす、的の後方一間程を隔て、布革を張る、

犬追物の的

犬追物には的なし、犬を射るなり、的は即ち犬なり、

圖的

圖的は小的なり、唯その大小的の如く一尺貳寸に限らず、一尺のものあり八寸のものあり、

奉射及び百手射の的

奉射及び百手射の的は皆大的なり、

草鹿の的

草鹿の的は鹿の形に似せて造る、鹿の夏野の茂りたる中に立つに象る、足は草に隠れて見えざるの意を取りて足を造らず、全長は一尺八寸なり、横八寸にして首の長さは七寸五分なり、顔を長さ三寸五

分とす、裏は板にして中に毛を入れて丸みを取り表を白革とす、星を白く残して燻べたる革とす、星の数は脊返の星と稱するもの七個、矢中の星と稱し徑四寸なるもの一個を點す、その周圍に八個の星を附す、その中四個を稍大なるものとす、前後各四個の星あるなり、的の裏面に四個の革の乳を付くるなり、大的の如き細二筋を以てこの乳を貫き串に結付くるなり、串は檜の木丸く削りたる鳥居形なり、黒塗にするを法とす、鹿の首は前に向ひて手に逢ふが如くす、

圓物

圓物は裏板徑八寸なり、表を白革に包む、毛を中に入れ玉を二ツ割にしたる如くす、れんせんと稱し外を黒く次を白くし中を黒にしたる繪を畫く、的の裏に革の乳三個を付け綱を通じ串に結付くるなり、串は大的の如くにし黒塗とす、地上六寸の所に掛くるを法とす、

ふりふり

ふりふりと稱する的是本式に無きものなり、圓物より變じ來れるなり、形の圓物に同じくして小なり、的裏の乳二個にして串の横木のみに結付く、其他は圓物に異ならず、唯少して高く掛くるを法とすといふ、

挾物

挾物は檜木の板を方四寸に切り厚さ二分とす、裏面に木理に隨ひて刻を付く、板の中央を刻むなり、表へ見えざるをよしとす、矢の中りたる時板の心地よく割れん爲なり、串に挿みて地上四寸の所に立つるを法とす、現今の射制はそれより起れるものなるべし、一説には挾物は板のみにあらず、附板、弦卷、扇、木葉、根松、鳥羽、三角折紙、鮑、杏、貝等をも射るといへり、

以上陳ぶる所の草鹿、圓物等は鎌倉時代に始まりたるものにして、小的及びその種類に屬するものは前にも説きたるが如く室町時代のものなるべし、この他八つの、こひたれ、脇細等の名あれども今考ふべからず、唯この中八つ的是騎射の的なることを知る、何となれば細川幽齋の自筆に寫したる古物所に、まづ御帝には十町に馬場をやり、二町を除け馬場と名付け、八所に的を立て、遊ばすを八的と名付けて、これは公家殿上人の業なり、神の前には三町に馬場を止めて三所に的を立て、遊ばす、流鏑馬と名付けて、これは武家の業にて下と配せり、騎射にして三つの如きものなると明なり、

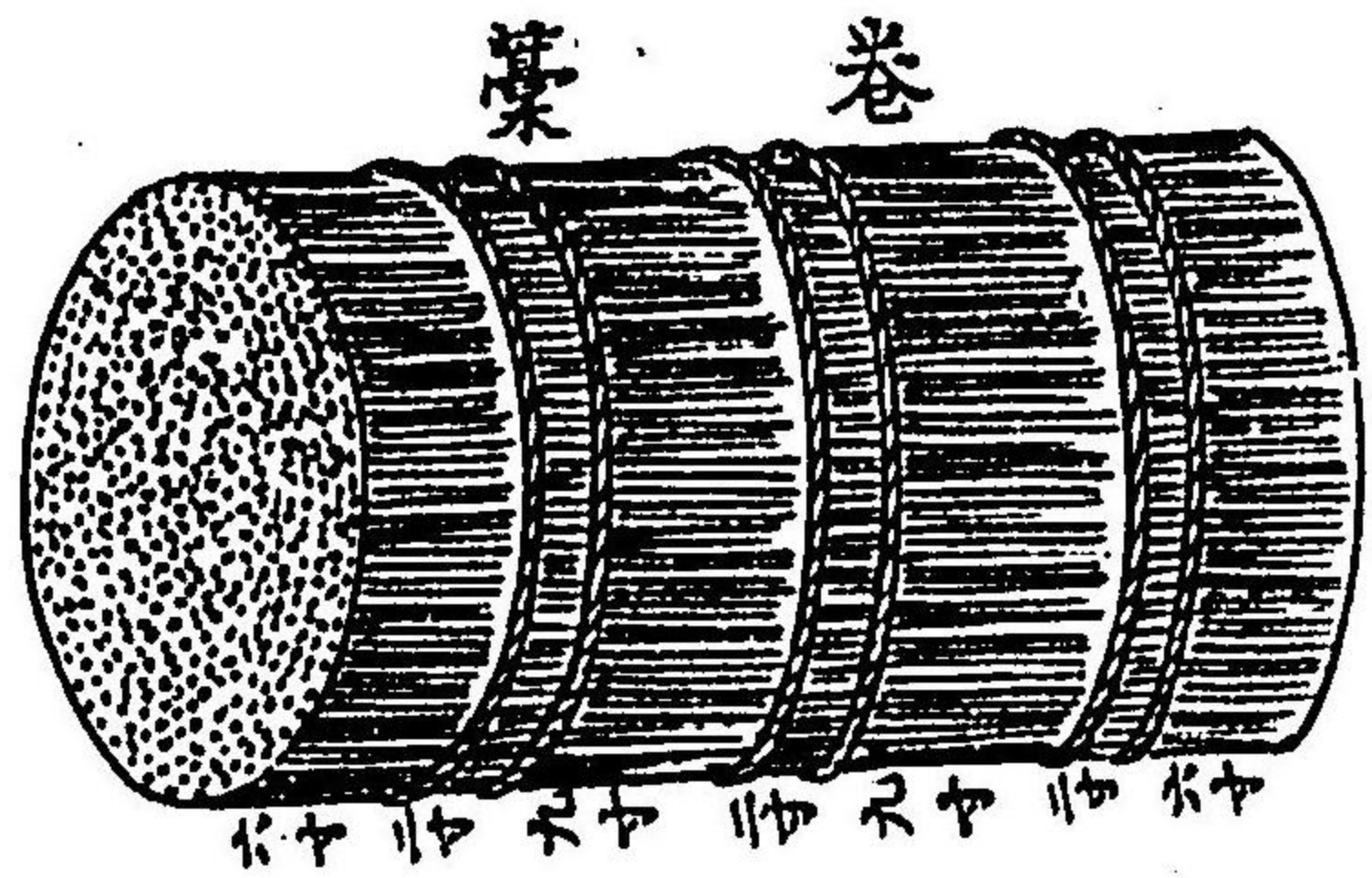
繪的

繪的は的の表に色々の繪を畫きたるものにして全く戯に射るの的なり、式などに用ゆるものにあらず、繪的の繪は霞、雁、櫻、青葉、早苗、御稜、蓮、紅葉、菊、時雨、雪、氷、の十二種なり蓋し十二月に配したるなり、

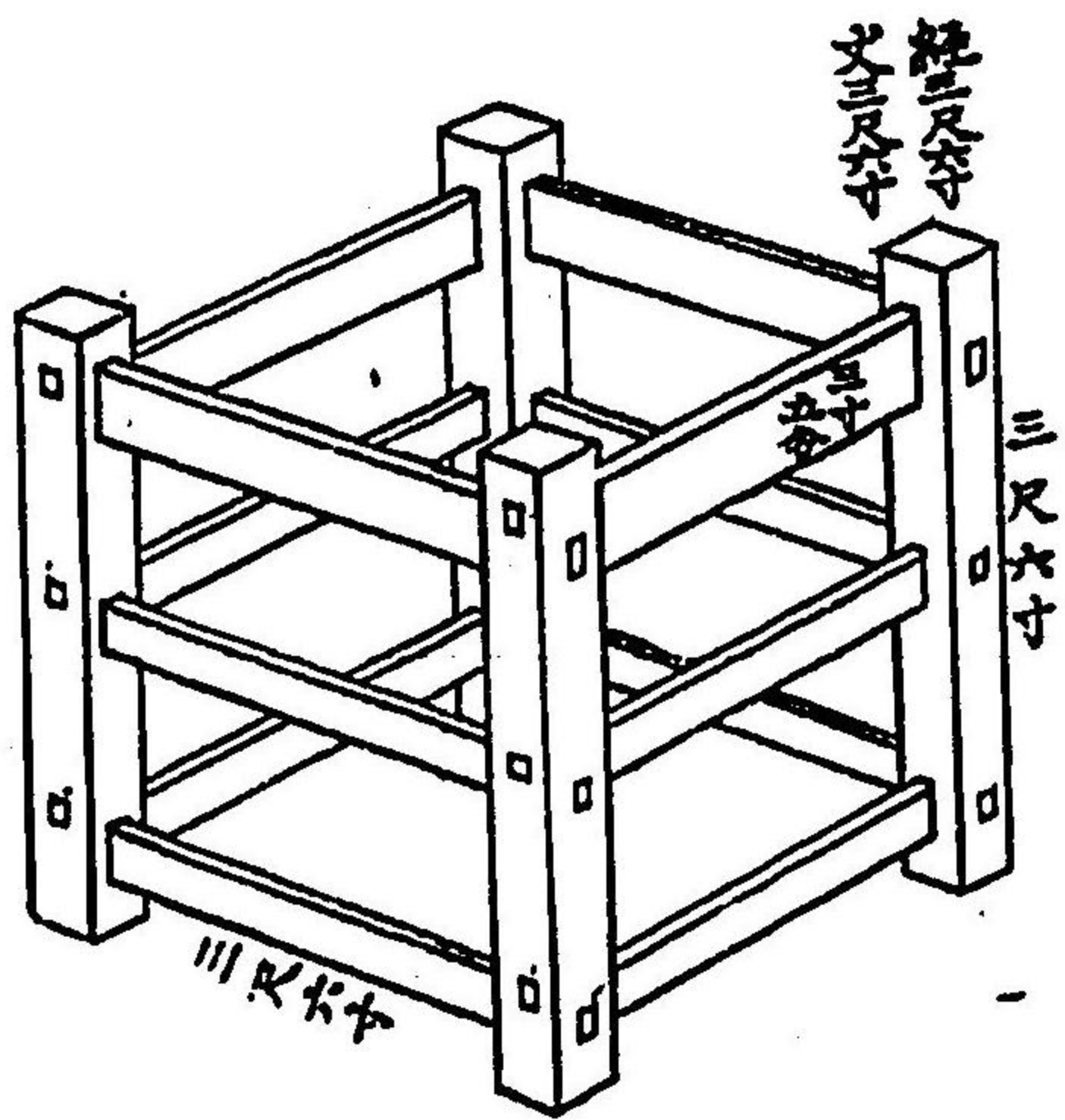
的の數、的の姿

的は一尺二寸より三寸に至る五個を一箱とし或は一尺五寸より壹寸に至る七個を一箱とす、的の姿は正しくすべし、仰ぐを輝るといひ、伏すを偃すといふ、皆不可なり、

卷藁



卷藁に二種あり、立卷藁、横卷藁これなり、本式は立卷藁とす、藁を束ねて作る、經三尺六寸、丈も亦同じ、これを通例とすれども往々これ大なるものあり、小なるものあり、一定せざるなり、今代は蓋を造りて卷藁を載す、後方に厚さ一寸の板を立つ、大さ卷藁と同じ、又徑二尺許に造りたる卷藁あり、小的を掛け



て射るなり、これを小塚と稱す、桶の中に藁の束ねたるを入れたるものもあり、現今は多くこれを用ゆ、卷藁は射術修業に必要なものなり、右に卷藁及び卷藁蓋の圖を示す、取てこの圖の示す所のものに限るには非ず、唯一種を示すのみ、

的串

的串の本式は檜木を丸く削りて直徑二寸に作るなり、横七尺八寸、内法六尺八寸、豎八尺一寸なり、地上六尺六寸なり、竹を以て作るは略式なり、折懸串と稱す、葉串は九竹の端を少しく削りて的を挿むものなり、

空穂

空穂は矢を盛るの器なり、上古の書に見る所なし、想ふに上古は用ゆるとなかりしならん、初は神代にもありしものなれども空穂とは別物なり、古今著聞集に、源義家奥州後三年の取に在る時弟義光これを助けんと欲して奥州に向ふ、途足柄山に至る、豊原時秋慕ひ來りて此處に相逢ふ、義光篋を空穂の中より出し、大食調、入調を時秋に傳授せることを記せり、當時已に空穂なるものありしなり、鎌倉時代には専ら用みられたるが如し、東鑑には羽壺と記せり、又實朝公の時飛騨守惟久の畫く所の奥州十二年合戦の繪卷にも空穂を負ひたる武者を畫きたり、要するに空穂の造られたるは中古なるに疑

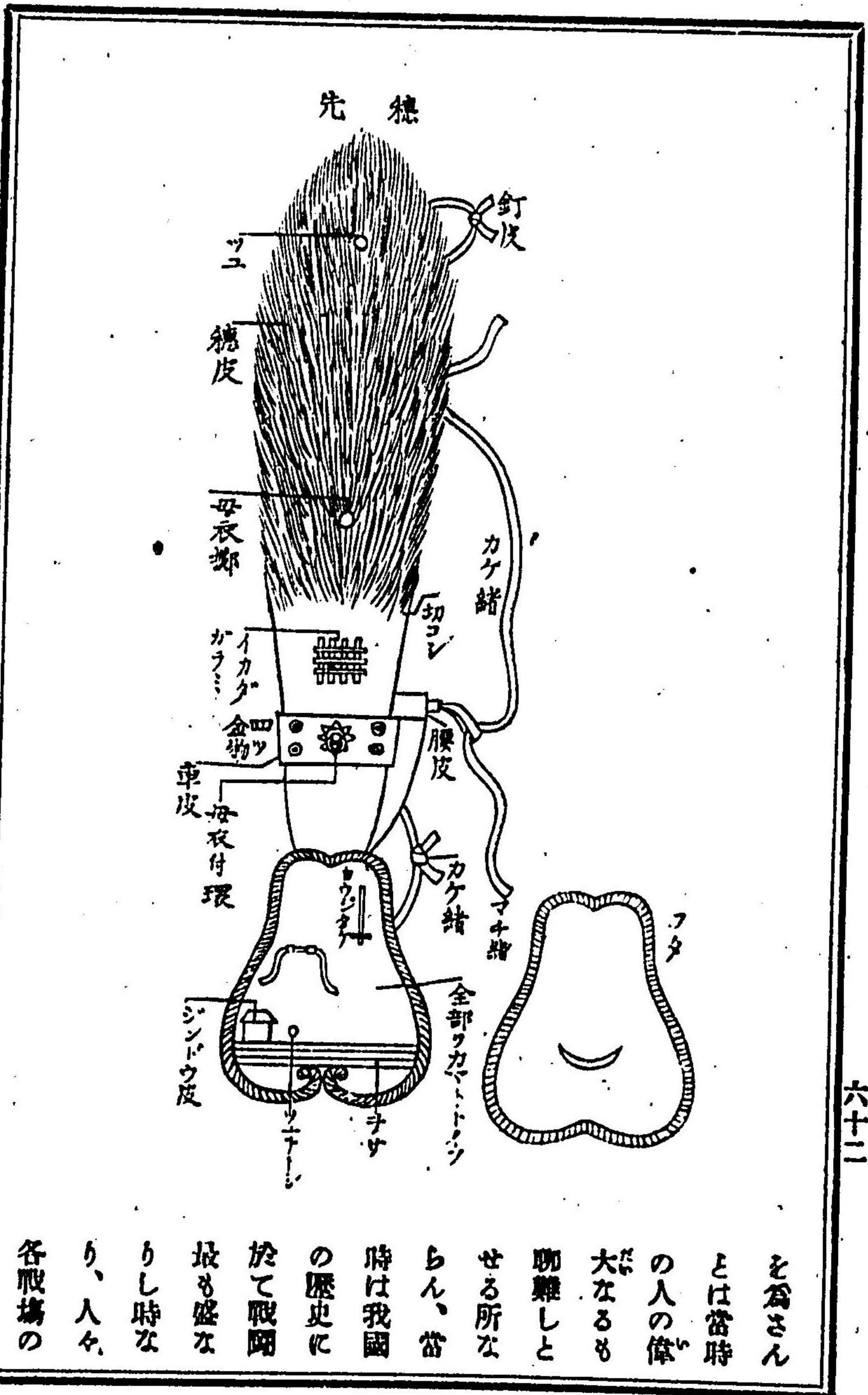
なし、一説には義家笹の筥かたばに象りてこれを造るといひ或は笹を入れて旅中に持たん爲に造るといふ、これ等の説は著聞集を聞取ききとりたるなり、據る所あるにわらず、高忠聞書たかちかみきにいふ所を案ずるに、空穂の根源ねもとは竈かまどのみを用ゐたるなり、然るに矢を射盡やぶしたるを敵に知らしむるを嫌ひて穂を被せて矢の有無を隠すなり、故に何の皮を用ゆるも妨まげなしといへり、一説には、空穂はうつと稱するものに穂を被せたるものにて、うつは箆へらの如きものなりといへり、この説何に據れるや、信じ難し、古書にうつと稱せる器あるを記せるものなし、恐くは高忠聞書より出でたる妄説まがことならん、空穂の名は其中空廬くわくろにして外に皮を被せたる形の粟などの穂に似たるより起りしなるべし、東鑑とうかんに羽盡うづとあるは羽の字の音と盡の字の訓とを假りたるのみなり、これに依りて矢の羽を入るゝ盡なりなどいはんは穿鑿せんさくに過たりとせんか、

騎馬空穂、大和空穂

騎馬空穂は毛皮を被せたる空穂なり、大和空穂は毛皮を被せず塗りたるものなり、騎馬空穂も外國より輸入したるものにわらず、毛皮を被せたる容かたちの夷あまめきたるより之れに對する塗空穂と大和空穂と稱するなり、

土俵空穂

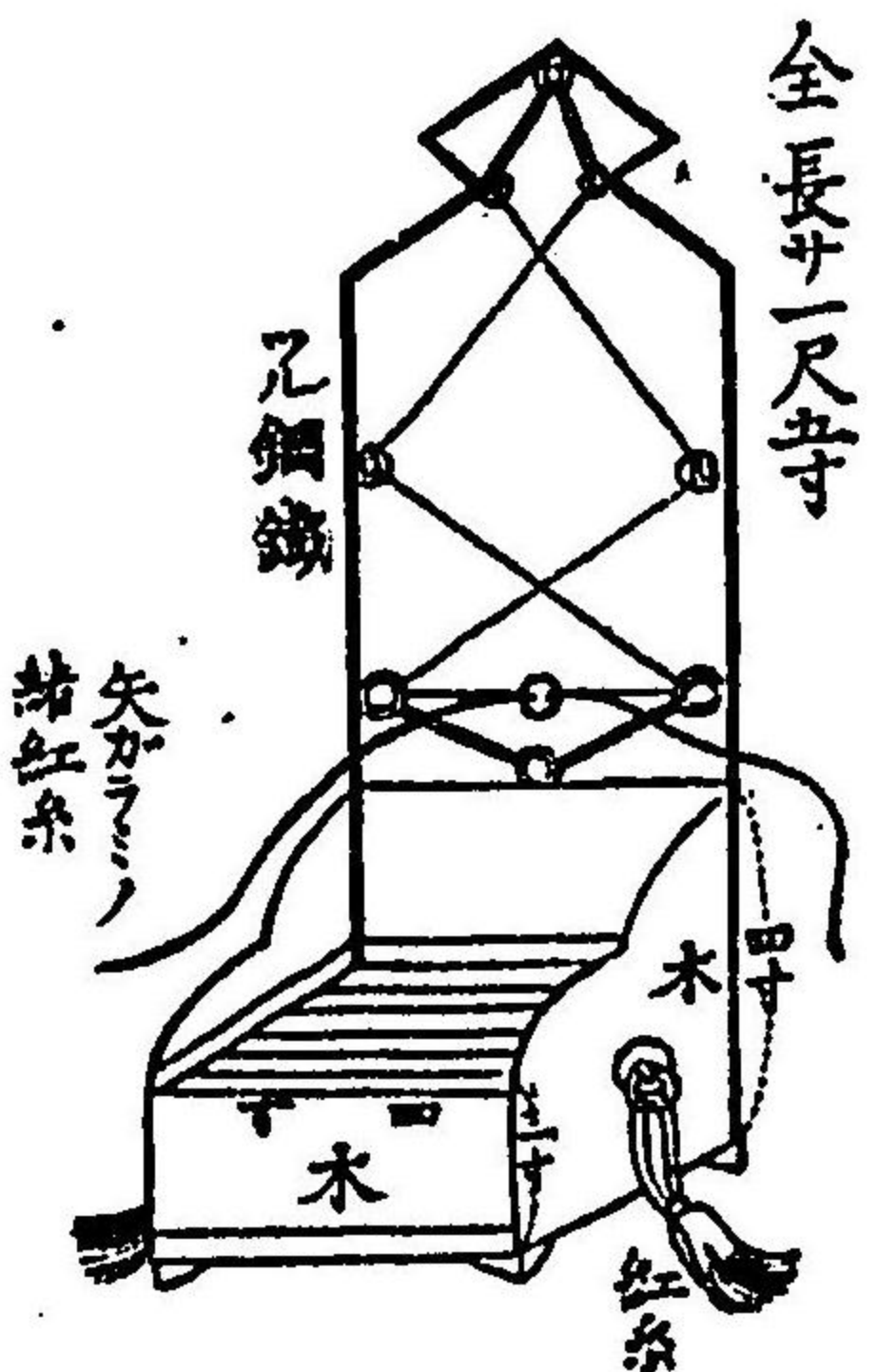
土俵空穂は甚大なるものにて周圍六尺に及ぶものあり、旅行行軍の時從者として擔かかはしめ數多の矢を入るゝを以て目的とす、騎馬空穂大和空穂の如く自ら負ふものにあらず、その始て造られたるは何れの時なるやを詳にせず、その影の相摸あひまの土俵に似たるを以てこの名ありといふ、天文十三年岡本賴侍の著したる岡本記には空穂に土俵といふものなしといへり、當時世間に土俵空穂を用ゐたるものありたるなり、岡本記に無しといへるは本式になしといへるなり、全世界に無きものならば無しと特に辨わずべきや、然らば天文年代には已に土俵空穂なるものありたること知るべきなり、一説には土俵は映うつにて道標みちしるべなりといへり、其名の起は龜川新左衛門宮道五世の孫親長入道道標始てこれを作るに依るといふ、然れども道標入道は永祿慶長年間の人なり、岡本記の著述ありたる天文は二十五年の以前なり、即ち道標出生以前より土俵空穂の名ありたるなり、然らば道標と稱するを正説とすべからず、又一説には土俵空穂も亦負ふものとす、而してその證として武隱叢話ぶいんそうわの豊臣秀吉の出立を引けり、叢話そうわには、天正十八年三月小田原陣に、豊公緋鐵よしかねの鎧よろい、唐冠たうかんの冑かぶと、黄金の大鬘斗おごほのしの太刀二振を佩ひき、金の土俵空穂どらうの上に征矢一筋差して腰に付けたりと記せり、これに據りて土俵空穂も亦負ふものといへるは一理あるが如くなれども、豊公が此時の武裝は特に奇怪なる出立を爲したるにて決して法に順ひたるものにわらず、これを以て直に證據とすべきにあらず、周圍六尺にも及ぶものを負ひて自在の働



を為さん
とは當時
の人の偉
大なるも
聊難しと
せる所な
らん、當
時は我國
の歴史に
於て戦國
最も盛な
りし時な
り、人々
各戦場の

働の輕快ならんことを務む、此の時に當りて此の如き物を脊に負ふ如き愚をなさんず、從者に擔はしめたるも論を待たず

全長サ一尺五寸

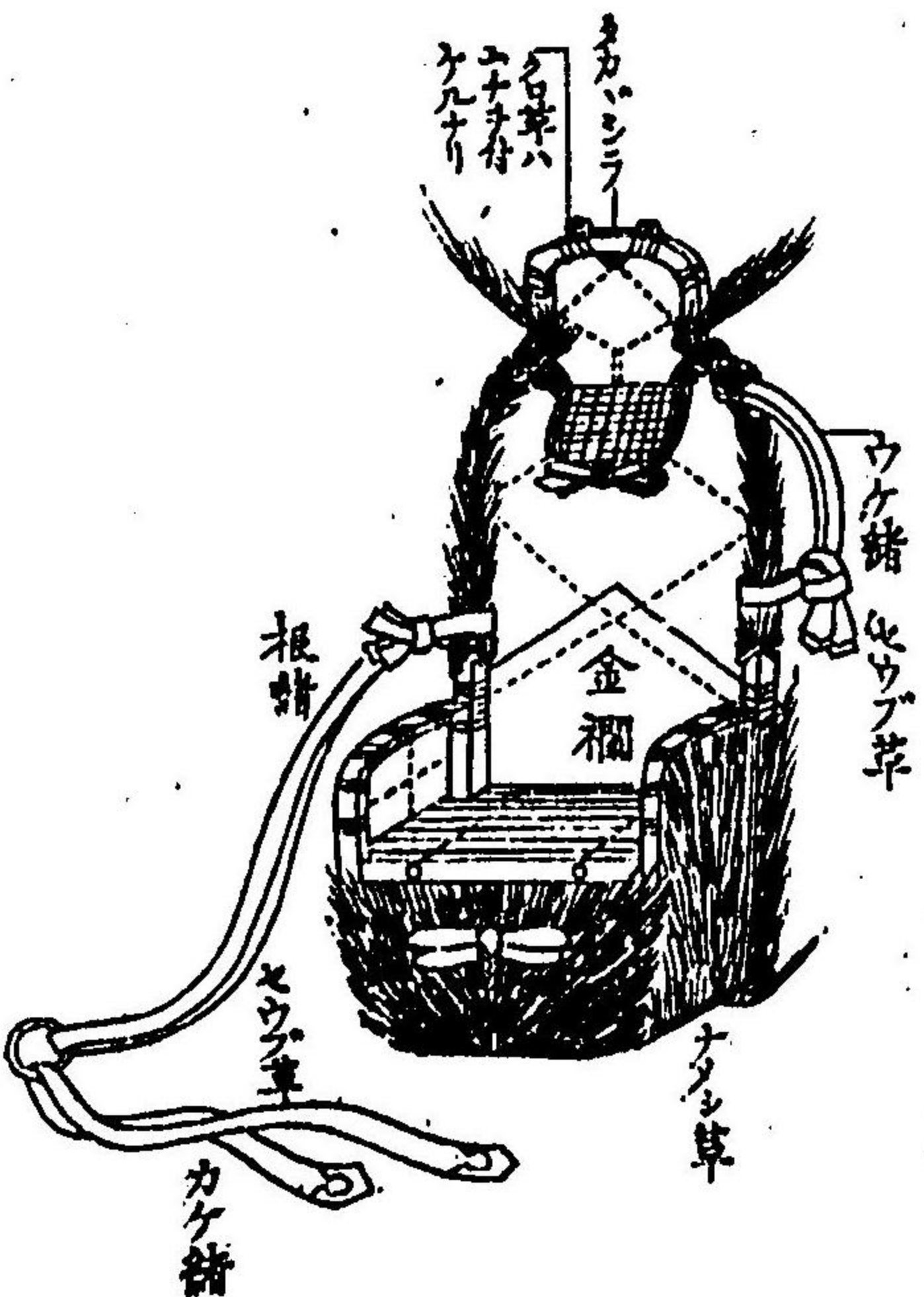


逆面箆

逆面箆は鬼の面を倒に彫りたるものなりといへり、これを河伯面と名く、毗舍門天の帶喰に象るものなりと、この説は妄説なり古書に此の如き箆あるをいはず、又一説に小高にて細き葛を編みて造るなりといふ、或は素葛といふを正とす、素葛は白き葛にして、葛は籐なりといへり、以上の諸説皆虚説にして據れる所なし、庭訓往來には逆類箆と記し、冬平公の裝束抄には逆類箆と記す、且つその箆の

箆

箆は矢を盛るの器なり、箆に盛る矢の数は二十四なり、二十五差す時はその中の一筋を撰びて羽中に官職姓名を記す、この矢は射ざるを法とす、箆に種類多し、華箆、角箆、短冊箆、柳箆、壺箆、筑紫箆、逆面箆等なり、逆面箆の製は種々の説あり下に説明する所あらん、箆の始て造られたる時も未だ詳ならず、空穂より前なるに似たり、



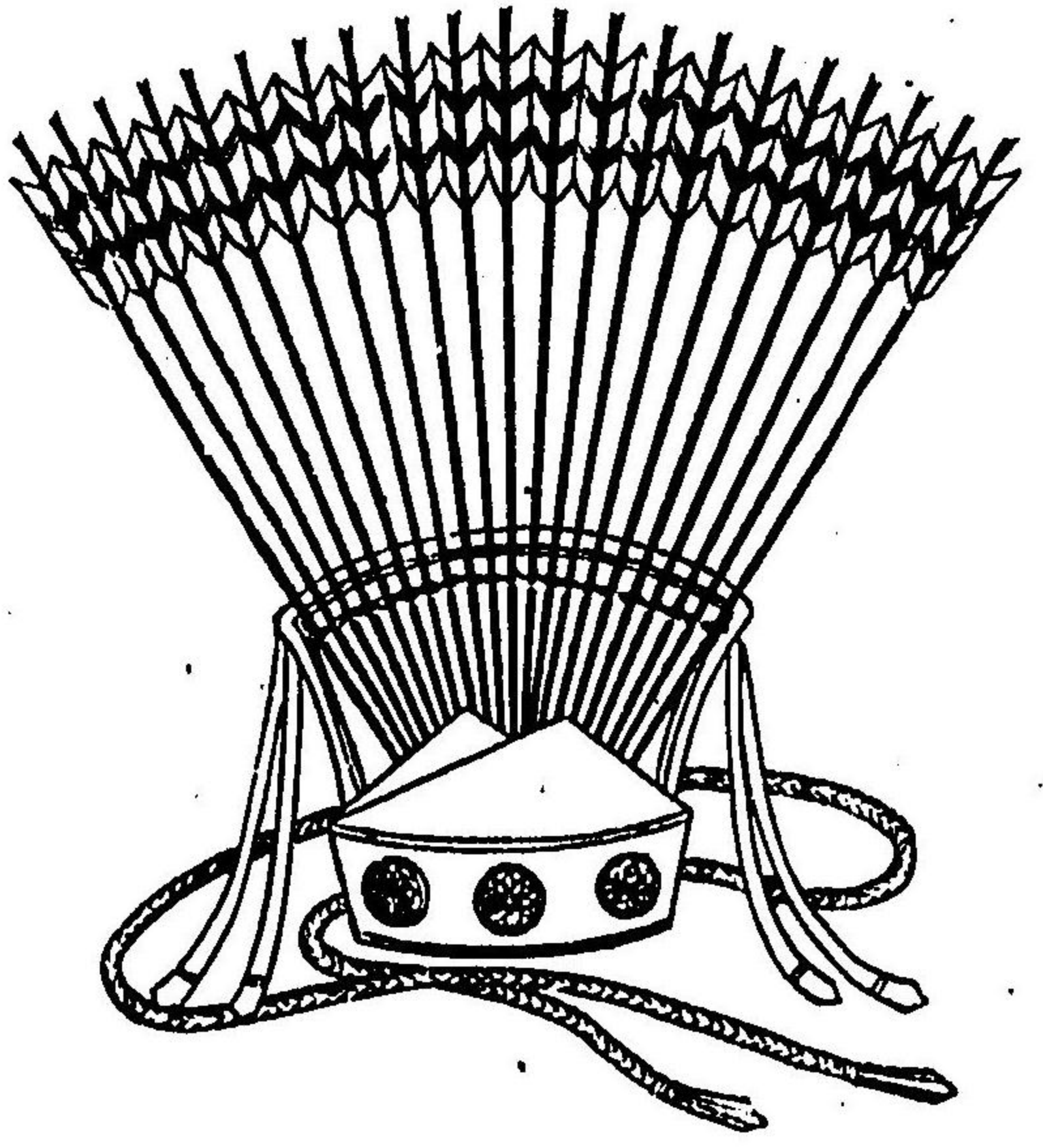
要するに逆而箆とは毛皮の黒きものを撰び包みたるものなり、往昔の實物今猶存せり、何の疑ふとか
あらん、

胡箆

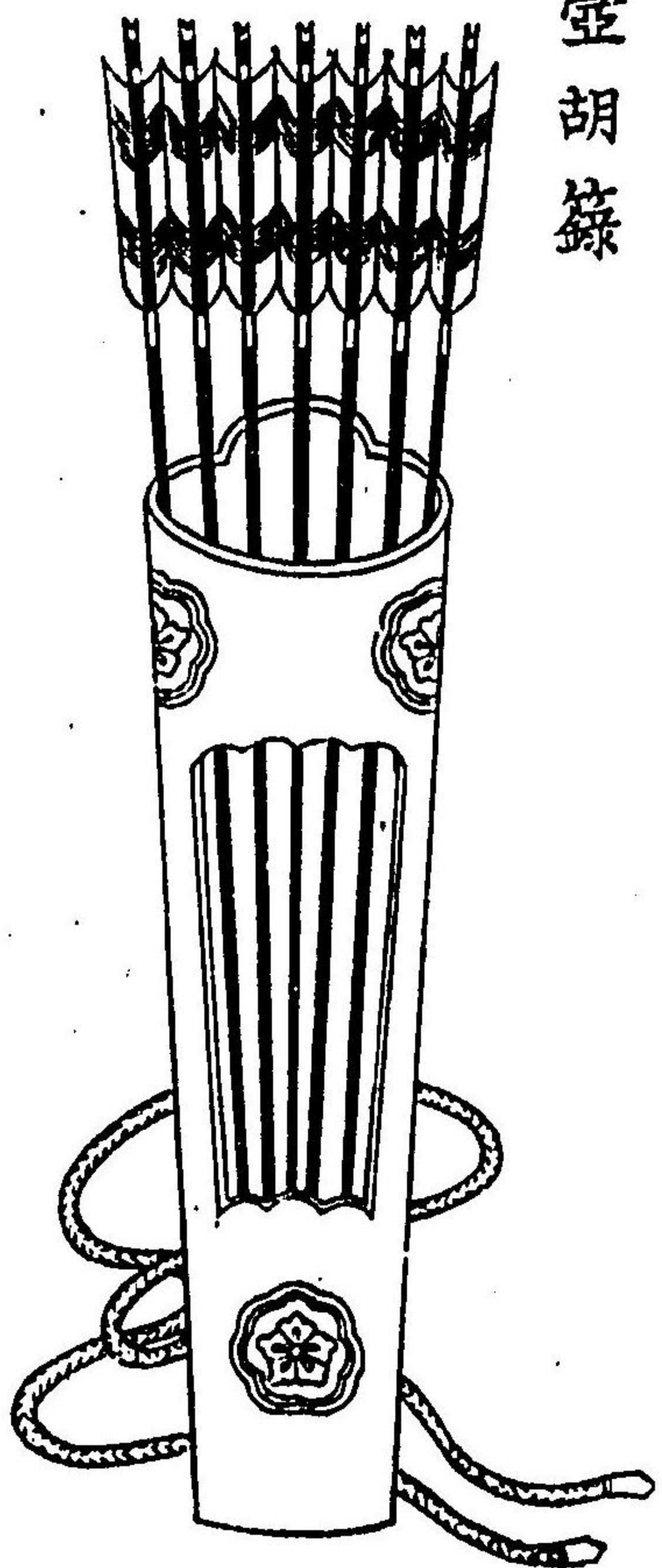
胡箆は大別して二種とす平胡箆、蓋胡箆これなり、始めて造られたる時を詳にせず、空穂箆と同時代

にありたることは古書に據るも明なり、空
穂、箆の如く同じく矢を盛るものなり、而
して胡箆は雨中に専ら用ゐたるものにして
矢の漏ふを妨ぐを目的とす、胡箆の形は大
体に於て空穂の如し、唯空穂は箆を上にし
て負ひ胡箆は箆を下にし逆羽に負ふものな
り、箆は右の腋下に在あり、蓋胡箆は少し
く形を異にす、多くは蓋とのみ唱へたるな
り、鹿胡箆と稱するものあり、亦胡箆の一
種なり、狩に用ゆるものこれなり、蓋胡箆
は再び矢籠の條に説かん今茲にその圖を示
さん

平胡箆



壺胡録

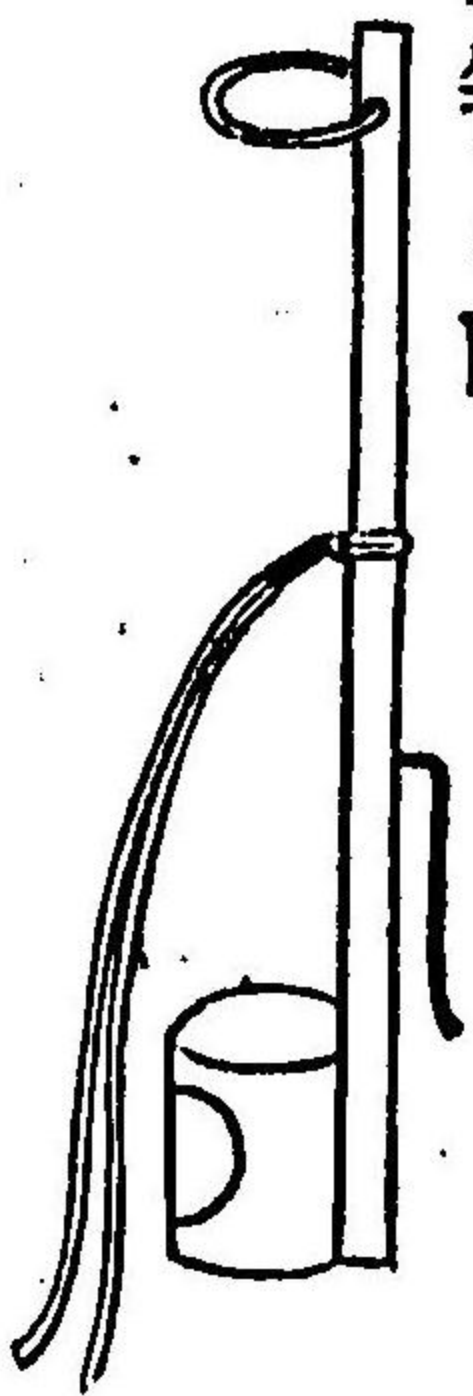


矢籠

矢籠は矢を盛りて負ふの器なり、中世以後矢籠と稱するは腋の略したるが如きものなれども古代は壺胡録を以て矢籠と唱へたるが如し、一説には矢籠は矢を盛る物の總名にして別に矢籠と稱するものなしといふ、然れども大平配に左の文あるを見れば矢籠の別物たるを知るべし、

九國の住人須々木四郎とて強弓の矢つきばや人の解きたる腋、竹矢籠、箆を搔抱くはかり集て矢坪をさして射たりける下略

矢籠の圖



高忠聞書にも空穂は籠のみうつほどて付けたるなり、唯腋、矢籠などを負ひたるが如しと記したり、腋、矢籠などといふを考ふれば腋と矢籠は別物なるを知るに足るなり、若し矢籠は腋と同一の物なりせば古書中に腋は等高に負ふとあり矢籠は管下りに負ふとあるを解するに苦まざるを得ず、即ち義經記にも、若大衆の鐵旗黒なるが腹巻に袖付けて胃の緒を締め矢籠の矢、管下りに負ひなし弓杖つきといふ文あり、腋の矢を管高に負ふことは古の軍記に多く見ゆる所なり、これに依も又矢籠なるもの別種なるを知るべし、然るに矢籠を總名なりといふ説の起りたるは左の諸書に據りたるものにして亦一理なきものにあらざり、日本記神代の卷抄に千箭五百箭の初は矢籠なりと見え、又花鳥餘情には初は矢を入る、矢籠なりと記せり、然れどもこれは初は何物たるかを解釋せんが爲に其類せるものを以てしたるのみにして、初は直ちに矢籠、矢籠即ち初なりといふの意義にあらざり、三儀一統にも狩場の供は水干行脚にて香を穿ち鹿胡録の尻籠を負ふ配せり、尻籠は矢籠なり、これ亦鹿胡録を解釋せんが爲めに矢籠の二字を附加したるのみ、箆も箆築も箆なりといふに同じ、箆決して箆にあらざり、箆築決して箆にあらざり、箆といへば横箆なるべきなり、而も箆と箆築の何物なるやを解釋せんとするにはこれ等の物は箆なりといふも

妨なかるべし、箒も和箒も恐も皆翠なりといふ亦同じ、以上述ぶるが如く矢籠は別に矢籠と稱する物ありて猶且つ今の矢籠と唱ふるものと異なるは明なり、而して矢籠は壺胡録の別名なるべしといふは古書には壺胡録を單に壺とのみいへり、即ち江家次第、雅亮裝束抄大將隨身の條、定家卿裝束抄及び一條禪問の花藥集等皆然り、壺と籠は字音相通ず、故に矢壺といひ矢籠といふなるべし、矢を入る、壺といふ意味なるべし、加之飛騨守惟久の書きたる武者繪を見るに壺胡録は悉く箒下りに負へり、これ義經記等にいふ所と符合せり、壺胡録はその形よりするも箒高に負ふときは矢を拔出すこと甚不便なり、斜に箒下りに負ふといふもの理に合せり、これに據りて考ふるも矢籠は矢壺にして壺胡録の別名なるべし、竹矢籠は竹の丸きものを以て作れるならん、今世矢籠と稱するものは圖に示す所の如し、

矢筒、矢箱、矢屏風

矢筒は事物起源に支那の有虞氏が始て造る所なりといへり、我國にて用ゐたるは何れの時を始とせずやと知らず、紙の厚きもの或は木にて造る、長さ大凡三尺二寸を常とすといふ、現今の的矢を入る、には最も便利なるものならんか、
矢箱は壺矢箱、横矢箱、の二種あり、共に近世のものなり、大凡方九寸にして長さ三尺一寸なり、中

に區割の枕を置き、矢の箒と籠の末とを掛く、
矢屏風、中古の書にも見えたり、固より本式に用ゐたるものにはあらず、衝立の如くに造りて蝶番を以て連結し屏風の如くにしたるものなり、現今世間に多く見る所なり

天鼠

天鼠は弦の仕掛けをなすに必要なものなり、松脂を油にて練りたるものなり、松脂は新しきをよしとす、冬は軟く夏は固く煉るべし、獸皮に包み置くを良しとす

騎射に用ゆる鞭、笠

騎射の鞭は長さ二尺七寸を常法とす、漆塗にして藤を巻くその數十七ヶ所或は三十六ヶ所とす、頭に腕貫と稱する革を付く、その革の結びたる残りを風佩と名づく、取柄を六寸とす革を以て被ふ、腕貫を通す所の穴をしとめといひ金銀或は赤銅を以てこれを飾る、
笠は綾笠と稱するものなり、

行騰

行騰は足に付くるものなり、多く狩に用ゆ、騎射に要するものなり、表を毛皮に造れるもの常なり、
肩當革

肩當革は指矢を射るに必要な具なり、肩及び胸に當つる皮なり。

腰掛箱

腰掛箱は指矢を射るに要する具なり、横七寸にして堅を九寸とす兩さは各自の身長によると唯普通を二寸五分とす、腰を掛くるの目的に供す、引出しあり、當座必要の物を納むるが爲に設くる所なり、

調度、調度掛

調度は道具といふに同じ、獨り弓箭に限るにあらざれども我國古より弓箭を以て武器の長とするが爲に中古時代には専ら弓箭を調度と唱へたり、然るに一説には、古代矢を造るに調皮と稱する木を用ゐたるに依り貴人の矢を御調皮といふといへり、調皮と稱する木の名は和名抄にも見えず本草綱目にも載せず、曾て世に無きものなり、且つ室町時代及びその以前の古書等にも御調皮といふとを載せず、妄説たると知るべし、

調度掛は役の名なり器の名にあらず、調度掛とは弓箭のことを主り戰場に在りては大將の調皮即ち弓箭を預るの役をいふなり、然るに往々誤て器の名となす、甚しきは種々の圖を掲げて示せる書あり、武用辨畧には數多調度掛と稱するもの、圖を載せたり、即ち左右に弓を立て中に各種の矢を立つ、大膊に於て笈の如きものなり、前面に革緒を付け肩に負ふの拵なり、調度係の役人之を負ふと記せり、

これ全く誤を傳へたるものなり、軍器考には相阿彌の筆に書きたる東山殿御防記に見えたる圖なりといふものを載せり、これ亦信すべからず、御防記なるものは唯書幅、瓶、香爐等のものを圖するのみで弓箭に及ばず、蓋し軍器考の説は偽なり、又一説には、太田道灌上洛して將軍義政に謁せし時、將軍問ふに調度掛のことを以てす、道灌一首の和歌を詠じてこれに答ふ、その歌に曰く
矢をさして左右に弓を調度がけ奥の習は家々にして

此の歌に依れば調度掛は東山時代に於て已にありたるなりといへり、これ亦信すべき説にあらず、道灌は名譽の歌人なり、慕京集に載する所の歌に徴するも此の如き拙き歌を詠すべきものにあらず、偽作なること明なり、又軍器考には大調度掛、小調度掛なるものを載せたり、その據る所は弘安禮節なりといふ、然れどもこの書に真偽三種あり、一部は十二冊にして一部は一冊なり、一冊のもの眞作なり、後宇多院の御宇弘安八年龜山上皇院中の禮節を定め玉ひし書なり、軍器考に引きたるは十二冊のものにして偽作の書なれば論ずるを要せず、如此不自由なるもの、戦時に適せざるは言を待たざることにして、當時専ら進退の敏活ならんことを欲したるもの、用ゆべき器にあらず、然るに東鑑を案ずるに、頼朝の言葉に載せたるにも、二十の矢を以て二十人の敵を射倒す程のものならずは調度掛にはなし難しとあり、これに依りて考ふるに調度掛は役の名なること明なり、後世その名に因りて種

々の器を作り出したるなるべし、

此章に於て述ぶる所は悉く弓術に要する器具なり、猶漏らせるものなしとせず、如何せん紙敷の制限する所ありて意の如くなる能はず、他日好機に會せば再度述ぶる所あらんとす、

第三章 弓術の種類

弓術の種類は分ちて二とす、騎射と歩射これなり、騎射は馬上に在りて射るをいひ歩射は徒歩にして射るをいふ、流鏑馬、大追物、笠懸、を騎射の三ツ物と稱す、牛追物、入的、三三九、手來、こひたれ、わきほそ、狩は騎射に屬す、大的、草鹿、圓物を歩射の三ツ物と稱し、半的、小的、圓的、百手、奉射、三的、挾物、ふりふり等これに屬す、後世に至り勳進的と稱するものあり、これ亦歩射なり、

流鏑馬

流鏑馬の始めは確ならず、天武帝の御宇より始まると傳ふ、一定の式を制したるは鎌倉時代にして室町時代に大成したるものならん

流鏑馬の馬場は長さ貳町なり、馬を返す所溝を掘る、これを探りと名づく、探りの本と末に扇形を作る即ち馬を返すの所なり、探りの兩側に坪を結ぶ、右を雌坪といひ左を雄坪といふ、神事流鏑馬には

費を掛く、的は三個にして三ヶ所に立つ、的の距離を同一にすべし、的と馬走りとの間は三尺なり、的を立てるの役に任ずる人を六人と定む、雜色を以てこれに宛つ、鎌倉時代には射手と同等なる武士を以てこの任に宛てたるも後世は賤き者の役になりたるなり、射手の数は一定せず、十六騎なるあり十騎なるあり、或は七騎なるもあり、流鏑馬には射手具足を射手裝束といふ、射手は水干を着し左を片脱とし籠手を差し右の袖口を纏る、袴の裾を締め手袋を差す、手袋とは鞆のことなり、流鏑馬には鞆といはず、太刀を佩き扇を差す、弓は重藤なり、矢は鏑矢にして三筋なり、これを上刺として箆に差して負ふ、鞭を腕に貫き沓を穿ち絞羽笠を頂きて馬に跨る、馬を進めて扇形の處に打入りたる時矢を抜はげて左に手綱を取り右に扇を執り笠の端を繕ふ、笠の端を繕ふとは疊める儘の扇を以て鞭の上の笠裏を突上げ適宜の位置となすなり、已に笠の端を繕ひ了れば馬を廻はして探りに打入る、この時鞭を當て同時に扇を擲つ、これを捨ふちの扇と唱ふ、一鞭已に下りて馬の走るに随ひ順次三個の的を射るなり、若し誤て射脱し或は矢を抜き播したる時は速に弓の本を以て的を突破るべし、これ亦中となすなり、流鏑馬のみならず笠懸、大追物にも馬に乗る時の掛聲を要せず、貴人の前等には最も注意して小聲たもなすべからず、流鏑馬に三流あり、武田、小笠原、三浦、これなり、此三流の差は矢を番ふ時その出し處少しく異なるのみ、固より大同小異なり

犬追物

犬追物の起原は近衛院の時三浦介及び上總介に命じて妖狐を那須野に狩らしめらる、先づ二人をして
試に犬を禁中に射らしめ御覽ありき、これその始なりといふ、この説據るへからず、正史に傳ふる所
なし、又一説には、神功皇后三韓を征しその王宮に到りその門に新羅王は日本の犬と書し玉ふ、これ
より三韓征伐に象りて犬追物ありといふ、この説も亦例の妄談なり、皇后牙を王宮の門に立て玉ひし
ことは日本紀に見えたれとも犬と書き玉ひしことは載せず、武烈天皇犬を走らし馬を試み玉ひしこと
は日本紀に記せり、これを犬追物の始なりとするは稍取るべきに似たるも、これ亦唯馬を試みたるに
止り弓箭に關することなし、然らば全く犬追物の始といひ難きか、犬追物は鎌倉時代に始まる、喜藏
年中頼朝將軍の時北條泰時、經時等矢所の批判或は矢落の善惡を論じたることあり、騎射秘抄の序及
ひ犬追物目安に載す、扶桑見聞記及び犬追物秘記は杜遷の書なり、この書に稱する所の養和二年頼朝
の時舉行したる犬追物の式は偽なり、正保四年武藏の王子村に於て島津光久の行ふ所のものにして林
春齋の筆記したる犬追物御覽記を本として編纂したるものなり、頼朝時代とは偽なること勿論なり、
島津家の式は鎌倉の御所の犬追物と稱し同家の相傳なり、室町時代のものに比するに少しく異なる所
あり、自から一家の風を爲せるものなり、

犬追物の馬場は相廣の馬場なり、弓杖七十一杖にして方形なり、四方圍らずに竹垣を以てす、是れを
竹垣といひ又外はらしといふ、四方に木戸あり、海濱に於ては竹垣を用るずして舟の繩を圍らし之れ
に替ふ、四ヶ所に採配を挿む、馬場の中央に三つ打の繩を以て經弓杖の輪を作る、繩の太さ圍り一尺
八寸とすこれを小繩といふ、小繩の内に砂を布く、更に同一の繩を以て外郭を作る、繩の長さ廿一尋
とす、これを内はらしといふ又一に繩と稱す、この内布くに黄色の砂を以てす、是れを削際といふ、
繩と削際の終りとの間を弓杖二杖とす、射手の数は三十六騎なり、これを三分して上の手、中の手、
下の手とす、犬の数は百五十四匹なり、一手に射る所五十四とす、犬を引くは最も賤しきものなり、小
繩の中に犬を牽き來りて放つものを犬放しの者と稱す、犬を引く者と別にす、この役に當るものは卒
なり、射手の裝束を射手具足と稱す、折鳥朝子、素袍を着け左を片脱にし小手を差す、犬射小手とい
ふ、下は小袴にして縷を入れ行脚を穿つ、弓は塗弓にして三所懸なり、引目を腰に挿し一つを弓に懸
へて懸ふ、腰に挿む引目の数は三つなり、古代は四つ共に腰に帯びたりといふ、引目四つを一腰とい
ふもこれに依れり、足に物射杵を穿ち鞭を執る、檢見の役ありて射手の射容及び馬の扱を鑑み或は矢
の當否を判断す、檢見の裝束は射手に同じ、騎馬なり、弓箭を帶せず唯だ鞭を執る、呼ばり鞭の役あ
り、服裝騎馬檢見の如し、日記の棧敷の前の側に馬を立つ、射手の中にて良き箭を射たるものあれば

檢見其姓名を喚ぶ、その時呼ばり繼の役は馬の頭を檢見の方に向けて射手の姓名を聞き、更に馬を乗
 廻して初の位置に復し改めて日記の棧敷に向ひて射手の姓を喚ぶ、その聲は高きを要す、日記付の役
 は棧敷の縁に出て文臺に向ふ、文臺の上に日記を備ふ、當日の中否を記すの役なり、幣振りと稱する
 役あり、日記付の側の側に在りて呼ばり繼の役のもの射手の姓名を喚ばりたる時幣を振る、これ確に
 聞取りたるの印なり又た兼ねて犬を放つ時各十疋毎にその數を喚ぶ、この聲に隨て繩の中に犬を放ち
 入るゝなり、射手は皆馬を削際に控ふ、弓手を繩の方に向けこれに添ふ、この時は已に矢を弓に掛け
 て待つべし、檢見も同じく繩に添ふて馬を棧敷に對せしむ、大放しの者これより先犬を小繩の中に牽
 入れ置き首細を執りてまつ、射手及び檢見の役各その位置に至れば大放しの者檢見に向ひて御大放し
 候と喚ぶ三回、檢見放せと命す、此に於て犬を放つ、最初に放つを引込の犬と名付く、この犬は射
 ざるを法とす、第二に放ちたる犬の走りて將に繩を越えんとするを射るなり、これを繩際の矢といひ
 犬追物の本義とす、檢見の役射手の射當てたるを見るときは控へて詞を掛く、射手はこれを聞きて馬
 を止め二つめの引目を取らず、この時弓手馬手の射様により馬の乘法あり、檢見はこの射手の乘法正
 しきを見れば矢所を問ふ、射手これに答ふると誤なければ中とす、矢所とは射様をいふなり、即ち弓
 手、押もぢり、馬手切、繩馬手等の種類をいふ、射手の射法と乘法全く法に違はざるときは檢見のも

の馬を繩際より打出してその姓名を呼ばり繼に通ず、呼ばり繼のもの之れを受けて喚ひ幣振り幣を振
 り日記付の役これを配す、前にも述ぶるが如し、射法に失ある時は檢見射手をかふといふ、射手これ
 を聞く時は第二の引目を腰より取りて射るなり、犬の繩際より削際の外に走れる時は馬場の中を退ひ
 て射る、射法其他前にいふ所の如し、繩より外に出てたる犬を外の犬といひ矢を外の矢といふ、矢の
 中りたる犬ある時は犬引の者これを竹垣の外に出す、射手はその他の犬を追ふ、犬追物は元來犬を射
 るの業なれども唯射たるのみを以て中とせず、馬の扱矢所の答に至る迄全備するを要す、射手犬を
 射たるときは矢叫をなすべし、往昔は矢叫といひたれども今は矢答といふ、矢答は聲を靜に長くすべ
 し。

犬追物に細別あり神事犬追物、御手組犬追物、白磨犬追物、犬始犬追物、馬場始の犬追物、勝負の犬
 追物、これなり

神事犬追物は祭禮及び祈禱に用ゆ、費を懸く、

御手組犬追物は諸侯の犬追物なり

白磨の犬追物は射法其他の式を嚴にし少しく失あるも假借することなき犬追物といふ

犬始の犬追物は正月始めて犬を射るをいひ、馬場始の犬追物は新に作りたる馬場に始めて犬を射るを

勝負の犬追物には出しの犬追物、上下の犬追物、押取組の勝負、三匹勝負、七所勝負等の別あり、皆物を賭けて勝負するなり、勝負の犬追物には總て檢見を二人とす、内の檢見外の檢見と唱ふ

八つの、三々九、手夾、こひたれ、脇細

これ等も騎射なることは前に説くが如くなれども、その式傳ふる所を詳にせず、小笠原持長の流鏑馬次第には左の文あり

流鏑馬可仕由仰出さるれば三的を先づ射べきなり、さて作り物の事三々九八つの手夾こひたれわきはそなり

小笠原元長の流鏑馬日記の奥には左の如くいへり
作物は歩行立の挾物のごとし、

繪は鮑、木の葉等を串に挟みて立てたる圓なれども式作法を説かず、遂に何等の資に似せず、江湖の博識教を惜むなくんば幸なり、

笠懸

笠懸の始は詳ならず、中古記に見えたるを最も古しとす、同書に源義綱の臣十騎笠懸を加波多河原

に射たることを配せり、時代は寛治六年二月八日なりといふ、其後頼朝に至りて射式を定めたるが如し、笠懸には遠笠懸、小笠懸、神事笠懸、百番笠懸、圓笠懸、七夕笠懸の別あり、近笠懸、大笠懸、犬笠懸等の名あれども皆後世の妄説にして正式にあるものにあらず、又射流笠懸、速笠懸等は笠懸の別種にあらず、細にこの條の後に説かん、

遠笠懸、遠笠懸は元來笠懸とのみ唱へたるも後に小笠懸と稱もの起りたるに依り、これに區別せんが爲に遠笠懸とひふに至れり、遠笠懸の馬場に馬を通すべき所に溝を掘る、これを探りと名付く、その長さ一町なり、廣さは二尺にして底は一尺八寸とす、深さは六寸或は五寸なり、探りの本及び末に扇形あり馬を返すの所とす、馬場の本より末に至るまで弓杖三十六杖、探りの弓手に矢道を作る、その廣さ弓杖一杖許なり、矢道の先に塚を築く、塚の距離弓杖十杖とす、塚の高さ及び廣さは一定せず、的に向て左右に塚を結ぶ弓手なるを、雄塚といひ馬手なるを雌塚といふ、矢道の道は塚なし、塚は探りより登尺八寸を距て、結ぶその高さ登尺五寸にして黒もしと稱する柴を束ねて神社の高欄の形の如くす、探りの端よりのに達するの間九杖に取り的を八杖の所に懸く、射手の数は十騎を本式なり、十五騎或は貳十騎とすることあり、射手具足は折烏帽子直垂にして行脚を着け杵を穿つ、小手を差すことなし、笠懸には直垂の袖を吹返すといふことあり、これ小手を差さるるに依るなり、鞭を持たず供

の者にも持たしむべからずといふ、引目を腰に挟むこともなし、弓は塗弓の三所藤なり、矢は笠懸引目なり、響目といふものあり、大小は弓の強弱に依り各自の適宜とす、笠懸二は引目一つを弓に添へて持つを法とす、射手は先づ弓矢を持ちて馬場の本より末に驅る、これを素馳といふ、素馳とは的を射ずして唯馬を驅るをいふ、素馳已に終れば各々探りの馬手の細道より乗上げ馬を立つ、各馬を立てれば第一番に素馳をなしたるものより順次に再び探りに入り馬場に乗り廻して細道より乗上げ第一番に馬を立てたるもの進みて扇形に入り更に探りに打入りて的を射る、第二番もの第三番のもの皆同順序なり、已に射たるものは馬場末の細道より乗上りて順次に馬を列す、射手悉く射了れば馬場末に下馬し行脚を脱ぐ、馬は馬場末より馬場本に探りの中を引かせ再び馬場本より引上げて歸る、引く者は探りの上を返りて引くものとす、見物及び日記付の機敷は的の弓手に設く、機敷の軒は矢道に向ひ破風は探りに向ふ、

小笠懸 小笠懸は古代は大秘事と唱へたり、故にその式を知る人少かりしなり、小笠懸の馬場は遠笠懸の馬場を用ゆ、射手の數及び射手具足等遠笠懸に同じ、矢は三寸の小引目を用ゆ、これを小笠懸引目といふ、射様は逆馬場なり、小笠懸も神事に用ゆることあり、

神事笠懸 神事笠懸は祭禮及び祈禱に用ゆ、信濃國諏訪の祭には鹿の肉、魚、鳥を贊とし木の葉を樹

て、これを懸く、其他の社の祭は鹿の肉を用るす、行脚は總て夏毛を用ゆ、

百番笠懸 百番笠懸は百番射るをいふ、

鬮笠懸 鬮笠懸は賭物を出して勝負するをいふ、この笠懸には檢見の役あり、鬮は竹を以て製す、竹筒に入れ振出すものなり、この鬮を取りて射手相手を定む、

七夕笠懸 七夕笠懸は七月七日の笠懸なり、射手を七人とし七所の馬場に射る、

射流す笠懸 射流す笠懸は笠懸の一種といふべきものにあらず、唯へば十度射る笠懸にて高貴の人或は主人等九度までの中したる時我も亦九度の當りあるとせよ、この時主人或は貴人十度目の矢を脱したることあらば我も亦故意に脱すの禮式あり、これを射流すといふ、

連笠懸 連笠懸も亦別の法式あるにあらず、日暮に及び急ぐの必要ある時は前の射手の矢筈を取るに及び後の射手これに續きて馬場本に打入る、此の如く射手と射手の間違るを以て連笠懸と稱す、

犬笠懸 犬笠懸は犬追物及び笠懸を略したる懸なり、犬追物の時を略して犬の時といひ、犬追物の馬場を略して犬の馬場といふ、總て犬追物を略して唯犬といふと多し、別に犬笠懸といふものもあるにあらず、

大笠懸、**近笠懸**、この二つは遠笠懸及び小笠懸に對して妄作したるものなり、正式には更にあること

なし、

狩

單に狩といふは鹿狩なり、櫻の花を單に花といふが如し、その他の物を狩る時は必ず何狩と其狩る物の名を冠らしむべきなり、鹿を射るに便なるが爲に山中或は麓に垣を作る、鹿の往來する所を撰むを第一とす、この垣に匿れて鹿の來るを待ちてこれを射る、この垣を鹿垣といふ、馬上に在りてこの垣に立つ時はうつと名づく、故に歩行の時はこの垣の側に在るを鹿垣に立つと稱し、騎馬の時はうつに控ふといふ、狩の場を狩敷と稱す、狩は射手の敷に製限なし、射人を狩人といひその裝束を持裝束と唱ふ、狩の小手は常の小手と異なり素袍の左の袖を小手の如く纏ひたるものなり、烏帽子の上に綾笠を頂き行脚を着け沓を穿つ、弓は塗弓にして箭は雁股及び野矢を用ひ胡籙を負ふ、鞆は一具鞆を用ゆ鞭を腕に掛く、勢子と稱するものあり、野獸を驅出すの人夫なり、この人夫二十毎に一人の長あり、これを勢子引といふ、勢子引は弓を持つ、山に登るに瀝みて人を捕ふる所を集りと唱ふ、この所に於て山申と稱する式あり、第一、柴を刈りて射手に配付す、射手はこの柴を取りて身を拭ひ淨むるなり、第二、白米を紙に包みて持ち廻はり射手に分つ、射手これを喰ふ、山神に供することあり、第三、酒瓶なり山神に備へ且つ射手に勸む、狩に用ゆる詞を狩詞といふ、始て符するもの獸を射留むるれば餅

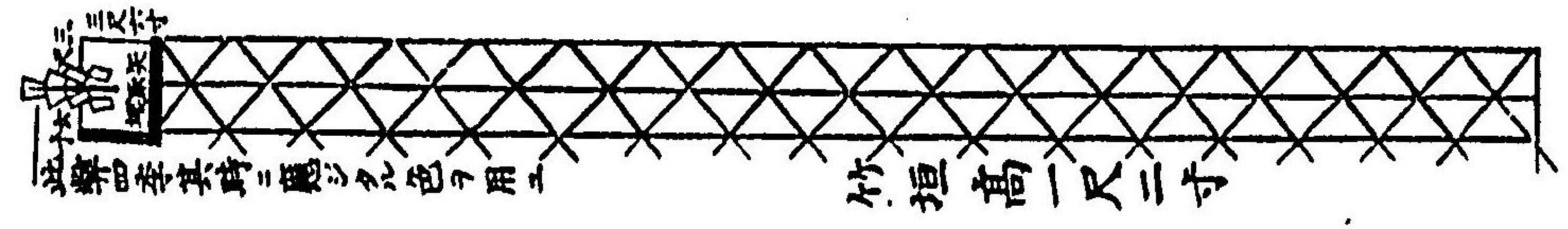
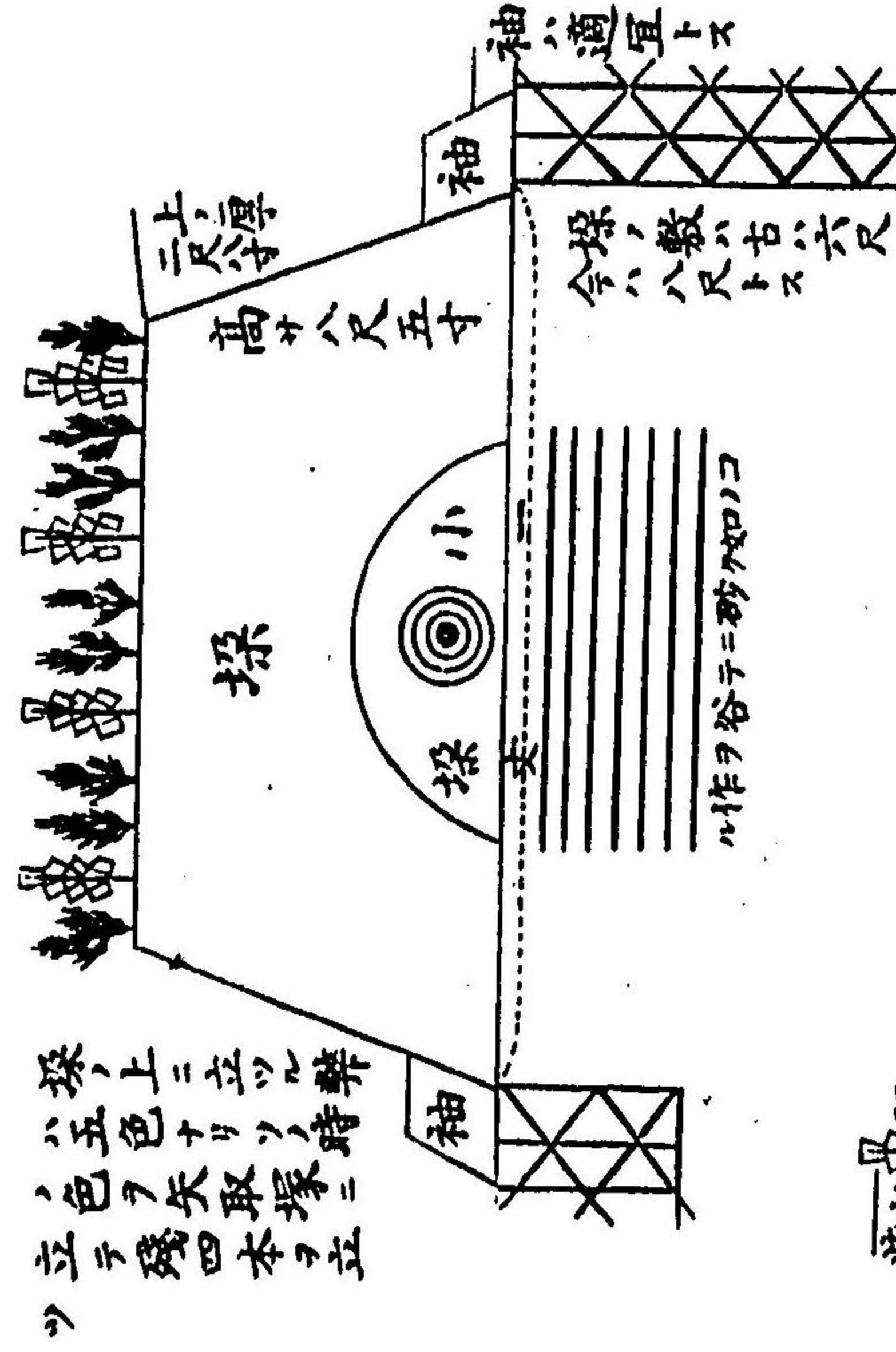
を調へて山神を祭り射手に進む、これを矢口の祭といふ、得たる物の肉を調理して分配するを矢開といふ、鹿を射たる時は矢叫をなすべし、これ矢咎なり、その聲高く長くすべしといふ、以上説く所の外一時の工夫に成りたる諸種の騎射ありと雖古式として天下に公認せられたるものにあらず、故に今は略して説かず

大的

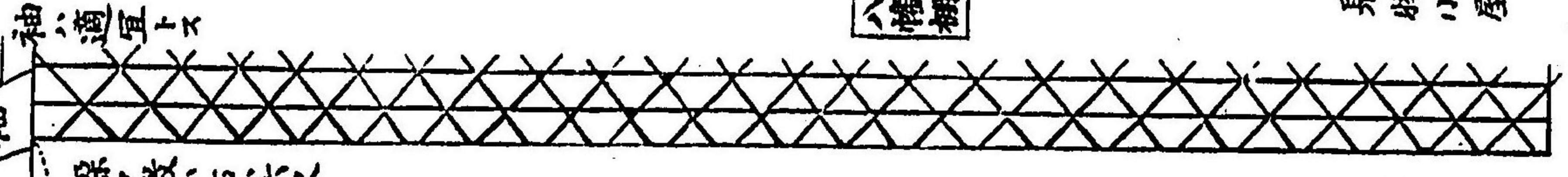
大的元來公卿の射たるものにして中古以降武家の業となりたるなり、的の條に説明したるが如く的神代よりありたるものなるべく、大成したるは鎌倉時代なるべし、公卿的は三尺及び二尺五寸なるは内裏式及び廷喜式に載せて明なり、武家に移れる後は五尺二寸となれり、この射禮の大成したるは鎌倉將軍頼朝の時にあり、當時下河邊盛澄なるものあり、射藝の達人にして克く故實に通曉せり、頼朝之れに命じて諸種の射禮式を定めたりといふ、其後この道盛に行れ足利尊氏に至り小笠原長高入道宗班射道に秀でたるに依り擧げて師範とす、これより小笠原の家世々將軍の師範たり、徳川氏に至りても依然として古の如し、これに依りて天下の射禮は大概小笠原流となれり、大的の如きも同家に於て鎌倉時代の式に改良を加へたること亦鮮少なりとせざるなり、大的といふこと往昔は唱へたるものに非ず、單に的といへるのみなり、後世小的の興れるに依り區別

するの必要を感じ始めて大的と稱するに至れり、正式に唱ふる時は唯的といふべきなり、的場の長さは弓杖三十三、三十二杖の所に的串を立て後方に布革を張る、的と布革との間を一弓とす、弓立の方に敷塚を築く、砂を盛りて編笠の如くす、弓立とは射手の立つべき所なり、射手の数は三番の時を六人とし五番の時を十人とす、前後に分ち相手となりて射るなり、射手の棟梁を弓太郎と稱し大的奉行の都度將軍これを命ず、この號を授けらるゝ者は射藝の達人ならざるべからず、弓太郎の他は皆小射手といふ、弓太郎は第一番の大前を射る、世俗弓次郎、矢太郎等の名あれども皆妄作したる名にして正式にあることなし、射手の立つ所に待遇の席あり、四つ角と稱し賞瓶の立所なり、例せば三番の時に於ては第一番の大前を一の角といひ、第三番の前を二の角といふ、第一番の大後は三の角にして第三番の後には四の角なり、第一番は前を大前といひ後を大後といふ、第三番は前を關の前といひ後を關の後といふ、五番の時も亦これに准ず、要するに始と終に尊ぶなり、この四つ角に立つは皆射道の先整なり、射手裝束は風折烏帽子水干萬袴を着け鞘巻の刀を佩き鞆を差し淺沓を穿つ、弓は白木なり矢は節蔭の篋を用ひ真羽を短く、即ち的矢なり、射手は弓矢及び敷皮の四つに折りたるを添へ持ちて射場に入る、矢は甲矢乙矢一手なり、初め射場に至るの前敷皮を敷きこれに跪きて將軍の臨場を待つ、この時の敷皮は四つ折の儘にすべし、これを荒座といふ、將軍已に臨場すれば射手は各射場に至り前後

に分れて敷皮を敷きこれに着陣す、これ式の座なり、射手將に射んとする時に臨めば射手二人進みて敷塚の傍に躊躇し水干の紐を修む、更に進みて敷塚を一匝し了りこれに向ひて立ち弓杖を杖き水干の袖を納めて片肩を脱ぎ、而して後弓を取直して的を射るなり、乙矢を射る時は弓倒をなす、弓倒とは弓の末羽を地に付け禮拜をなすをいふなり、弓倒をなしたる後更に弓杖を杖き肩脱を入れ敷塚を圍りて退き敷皮に座す、水干の紐を納むるより終に至る迄を舂配といふ、舂配は進退の作法といふの義なり、舂拜或は帶佩の字を用ゆれともこれ等は正しといふべからず、三番の時最後の矢を射るを免さるゝとあり、これを乙矢御免と唱ふ、乙矢御免は弓太郎のみなり、他の小射手も乙矢御免を請ふことを得れども直接にするを許さず、必ず弓太郎の取次に依るなり、弓の折れたる或は返りたる、弦の切れたる種々の過あるを名付けて失と云ふ、失ある時は弓頭を地に付け禮拜すべし、射手悉く射了れば藤を賜ふ、藤は銀或は太刀なり、御衣式、御禮式には扇子を賜はることあり、的の後に疊を敷きて日記付の役の席を設く、日記には當り脱れを記すなり、又探振の役あり中矢ある毎に探を振る、夜の的に松明を焚くなり、夜は探を振らず中り脱れを喚ぶ、これを矢申しといふ、射手は各介添の侍及び矢取のものを隨ふ、弓矢及び裝束は侍に持たしむるものなり、
 以上述ぶる所のは毎年正月の禮なり、平素と雖これと異なることなし、

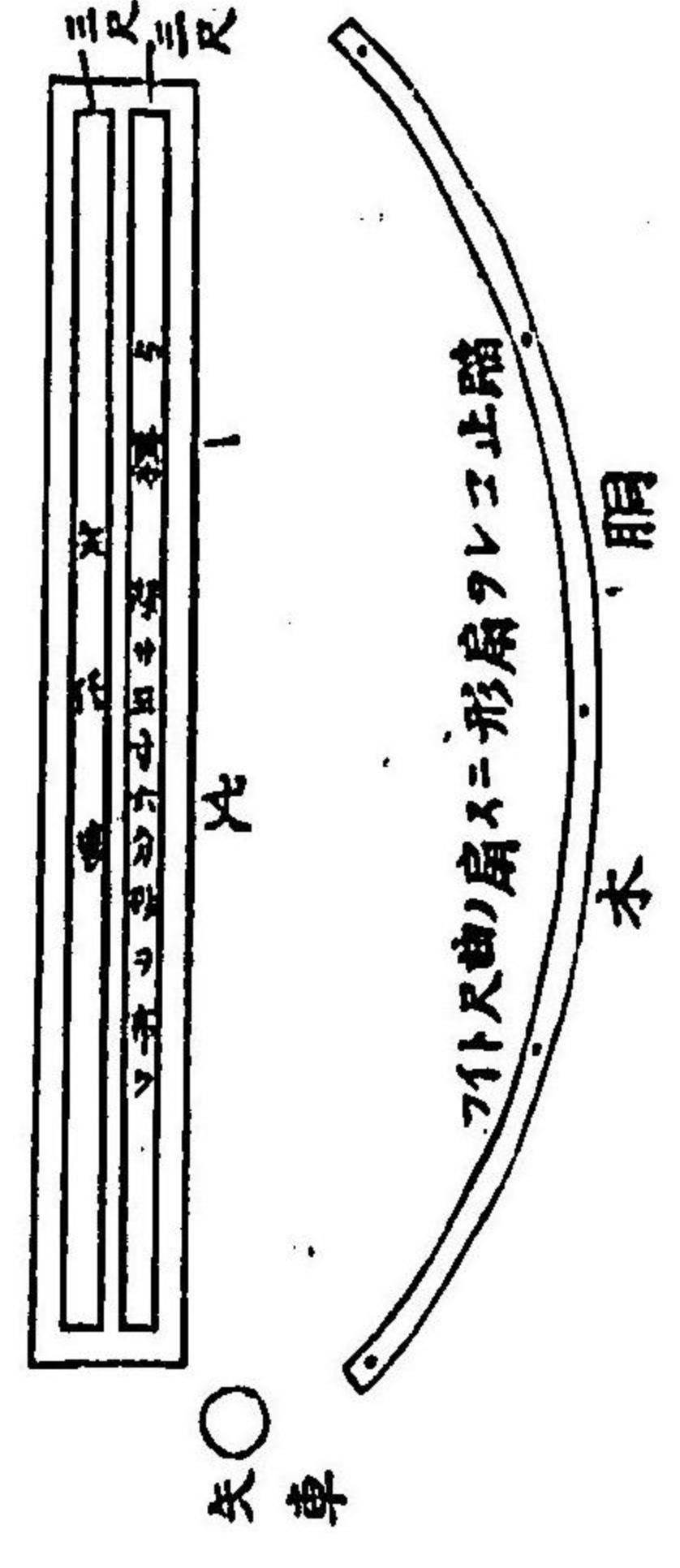


踏止ヨリ小塚ノ間定式十五弓杖

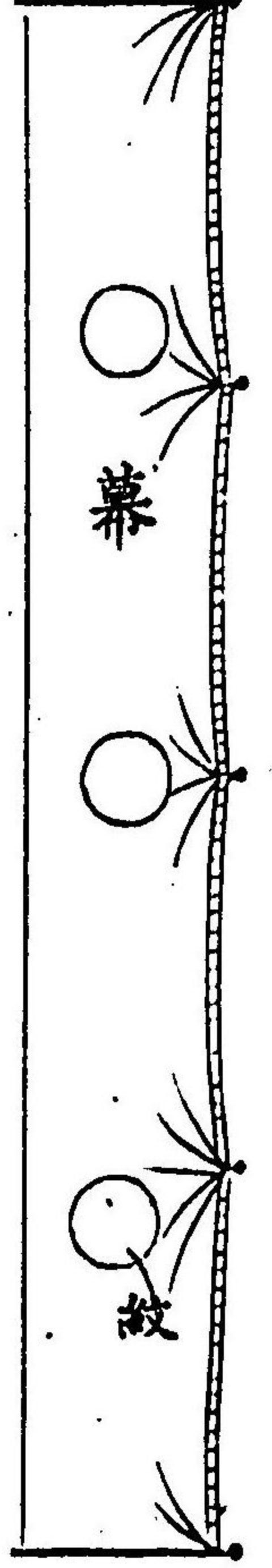


御立間下壇
見物小屋

長々適宜
弓懸
高サ尺寸



射手小屋
口入



なり、逆羽とは矢代の一手初は根の方を的に向けて振置きたるを取りて逆に置くといふ、これ當り矢の印なり、射手の装束は小的に同じ、關的には笠を持つといふとあり、賭物を取り集むるをいふ、昔は笠を持ち廻はりて賭物をその中に受け入れたるなり、今は笠を持たずと雖その名は存せり、勝負に負けたるもの笠を持つなり、勝ちたるものは矢代を振る、相手の射手双方射當てたる時は上矢の射手矢代を振り下矢の人笠を持つを法とす、射手の數奇數なる時一人相手無きものを生ず、これを落といふ、矢代を振り矢二つを組みて終に一つ残を出す、この矢の主たるもの落に充りたるなり、落の中りは一つを二つに數ふるといふ、

百手射

百手射又は百手的といふ、又畧して百手とのみも唱ふ、百手は總て大的の如し、多く神事祈禱に射るものなり、稀には常の時にも用ゆ、射手の人數定まらず、十三人、十五人、十七人を普通とす、射手多ければ二弓立にも三弓立にもなすなり、弓立とは組といふに同じ、射手の次第を定むるは關に依る、一度定めたる順序を以て終結に至り改むることなし、射手の装束は小素袍なり、百手の矢數は二た手を以て本式とす、百筋即ち五十手を射るは畧式なり、數塚の前に數串を備へ矢數を示すの用に供す、
奉射

奉射的も大的なり、奉射は神祭祈禱の爲社頭に於て舉行するをいふ、諸式其他大的に同じ、射手は六人にして三度射るを法とす、射手装束は百手に同じ、

三つの

こゝに説く所は歩射の三つのなり、三つのは小的を三個一ヶ所に懸けて射るをいふなり、矢代を振り賭物を懸く、的の大小に依り賭物の差等を區別す、圖的の一種と見ゆ、騎射の三つのは流鏑馬の別名にして全くこれと異れり、全隊圖的の式に同じ、

草鹿

草鹿は所謂作物の一なり、鹿の夏野にあるの形を作りこれを射るなり、狩の替古なるべし、鎌倉時代に始まる、草鹿の射場の弓杖十一とす、的の申を十杖に立つ、間一杖を距て、布革を張る、射手の数を定めず、装束は小的に同じ、弓は白木を用ゆ、矢は一手の神頭なり、四目を用ゆるともあるなり、乙矢を膝に掛け置き甲矢を射るを法とす、毎五度を一と切とし終れば又五度射るの定なり、草鹿も亦矢代を振り賭物を出し勝負を争ふ、折矢あるときは老功の射手これを批判す、折矢とは矢の中り不十分なるをいふなり、日配付の役ありて日配を付くこと他の諸式に同じ、

圓物

圓物は鎌倉時代に始まる、射場は草鹿に同じ、射手の数は制限なし、射手装束は小的に同じ、弓矢は草鹿と同じく白木弓神頭矢なり、日配付の役あり、圓物は高く膨れたるものなるにより中央に中れば矢は一直線に返り落つ、周圍に中れば矢は斜に散ず、批判甚難し、老功の射手を撰ひて批判せしむるを要すといふ、

ふりふり

ふりふりは正式的にあらず、専ら弓勢の強弱を試むるなり、ふりふりは上より釣りたるものなるに依り矢の的中する時は驕りて横木に巻付くものなり、巻付くこと多きを良しとす、弓勢強ければ巻付くこと多し、弓勢最も強き時は一度巻付きたるもの解返りて反對に巻付くことあり、これを加へて幾巻と數ふ、巻きたる數によりて賭物に差等あり、其他は總て圓物に同じ、

挾物

挾物は距離甚近し、弓杖七ツ或は八ツなり、割れて飛び散らざれば中りとせず、弓は的弓にして矢は神頭なり、四目を用ゆることあり、射手の數に制限なし、装束は小的に同じ、片礮を差し肩を脱ぎて射る、來客等ありて弓を射るを見んと乞ふ時は必ず挾物を射て見せしむるなり、元來挾物とは何物なるを問はず串に挾みて射るをいふ、故に四寸の板を射るを特に式の挾物と稱す、他に區別せんが爲

なり、四半を射ることあり、四半とは折敷の薄きものを四つに切りたるなり、即ち貳寸四方なり、

勸進的

勸進的は所謂辻的なり、射場を市井に設け何人を問はず來り射る、勿論賭弓なり、京的と稱するもの即ちこれなり、始は所務的といひたるなり、後に至りて勸進的の名あるに至る、初日置禪正入道威徳弓術を弘めんと欲し諸國を遊歴し吉田家に至り所務的の式を傳へたり、これその依て起れる所なり、蓋し古の圖的に倣ふて制したるものなるべし、矢代を振る等多く圖的に似たり、七日間の舉行を以て恒例とす、二七日或は三七日に及ぶことあり、金銀的を射る、金的を懸くる時は上に杉の葉を飾るなり、その形櫛の如し、射中てたるは繪馬に作り神社に懸くるを古儀とす、射手裝束は上下なり、人数は制限なし、見るもの見料を拂ふ、今の勸進相撲の如し、正徳享保の頃京都に行はれたるものなりとす。

養目

養目は中古の時代よりありたる式なり、婚禮、養子、出産等の時に行ふ、今は誕生養目の式を配してその一般を知らしむ、他は皆大同小異なりと知るべし、誕生養目の射場は一に道場といふ、塚の俵を三個井べ堅に立て後に十二子の階子を横たふ、俵の前に

疊を立つ、疊は藁を出すを法とす、この疊に扇子を懸く、扇子は骨三本を開く、その間に疊紙を挿み申を以て疊に刺付くべし、射手の座は疊三枚を席く、中を堅にし左右を横にす、横筵には酒器を置く、射手裝束は烏帽子直垂なり、鼻高沓を穿きたるを古式とす、其後烏帽子素袍となり近代に至りては長上下となれり、小刀を帯ぶるは勿論とす、弓は陰陽弓なり、矢は白筥にして鶴の本白を矯ぐ、根は桐の養目なり、大さは五寸或は七寸とす、射手の射場に臨む時は養目一つを右手に執り弓は弦を外にして左手に掲げ腰に二つの養目を挿む、養目の數合して三つなり、初に弓矢を塚に懸く、弓を扇子の左にし養目を右にす、然る後弓矢を左右に執りて射座に復して射るなり、男子には八つ女子には七つ射るべし、初の矢を三度、中の矢を二度、末の矢を三度射るを男子誕生の時とす、女子の時は初末各二度中の矢を三度とす、養目に用ゆる鞆は片鞆なり、

指矢

指矢は其起り軍陣にありて敵を射白ますの目的に用ゐたるなり、矢番早に射て矢數を多く射るを専らとす、後には堂射と稱し、京都及び江戸即ち今の東京とにある三十三間堂に於て一萬射となすを指矢といふに至れり、吉田竹林の諸派最もこれを勤たりといふ、一晝夜に矢數一萬を射るを以て一萬射とも唱ふ、弓は多く白木を用ゆ、弓の長さ普通のものより短し、矢は芝矢なり、鞆は吉田派は五徳の鞆

を用る竹林派は三つ指なり、裝束は上下とす、

遠矢

遠矢は遠距離を射るなり、別に射式なるものなし、矢は新矢を用ゆ、竹林派には百間的、五十間のと稱し遠距離と射るとあり、

的前

的前とは歩射の儀式なり、近世傳ふる所のものは古の諸式に基き酌酌して定むる所にして大畧下に説く所の如し射場に臨む時は射手は甲矢乙矢の一手を執り弓に持ち添ふ、矢の鏃は右手の無名指と小指の中に在るべし、弓を持つも固より右手なり左手は垂れて股に添へしむ、弓は伏せて持つべし上弭地を離るゝこと凡そ六寸位とす、射座の左より進む、歩調は徐々なるを要す、各自己れの立つべき所に至れば左方に斜に的を望み直立す、この時兩足を踏揃へ然る後少しく左足を後方に退け右足を屈して徐ろに跪くべし、膝頭は稍浮ぶの心

あるべきなり、已に跪きたる時は弓の下弭は右の膝頭の外方三寸五分許りに在らしむ、この時弓の位置は垂直なり、

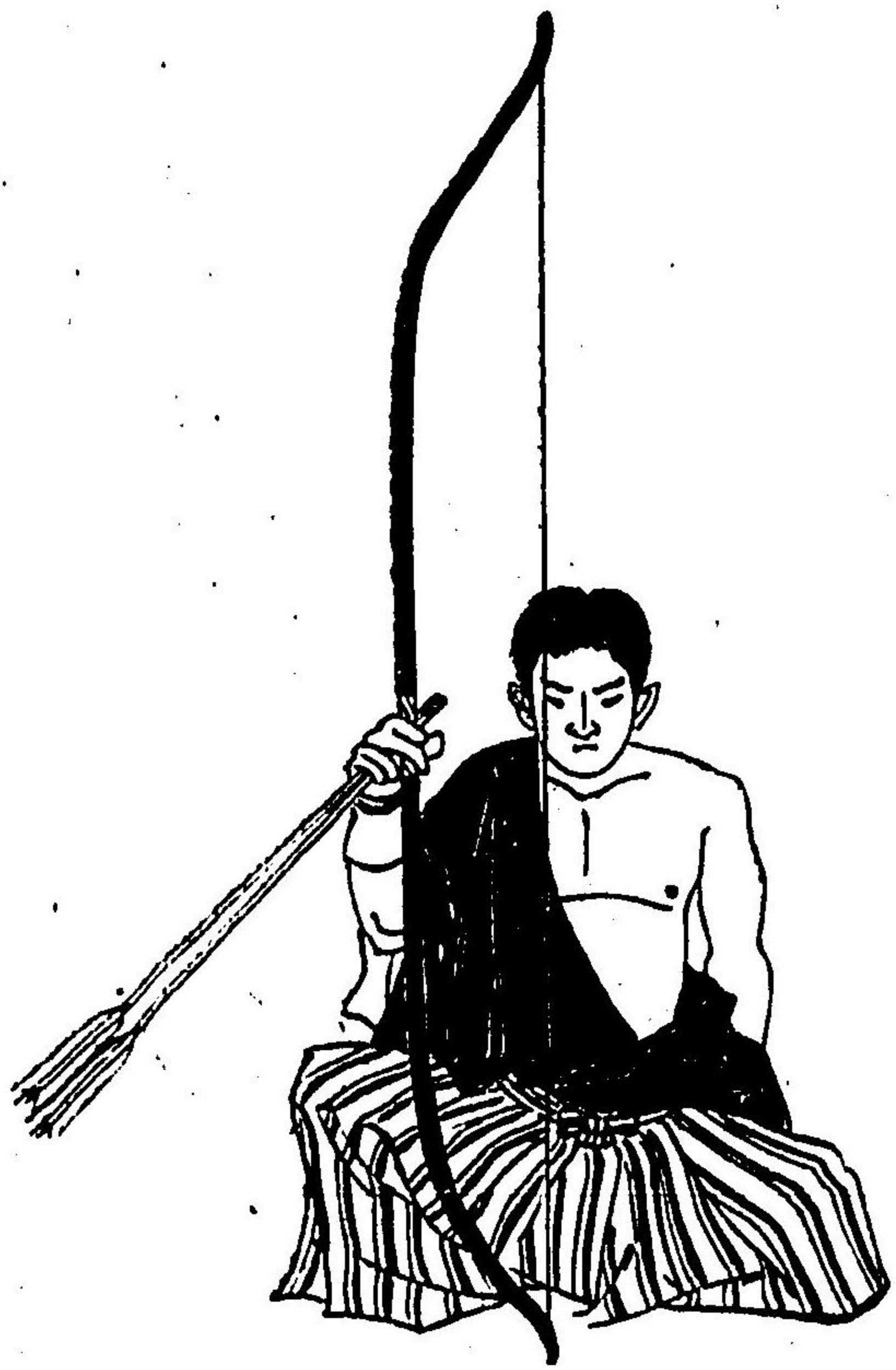
第一圖

此に至りて徐ろに左の肩の衣を脱ぐ、脱きたる後は手を帯の上に納むべし、こゝに於て右手の弓を斜に捧げ



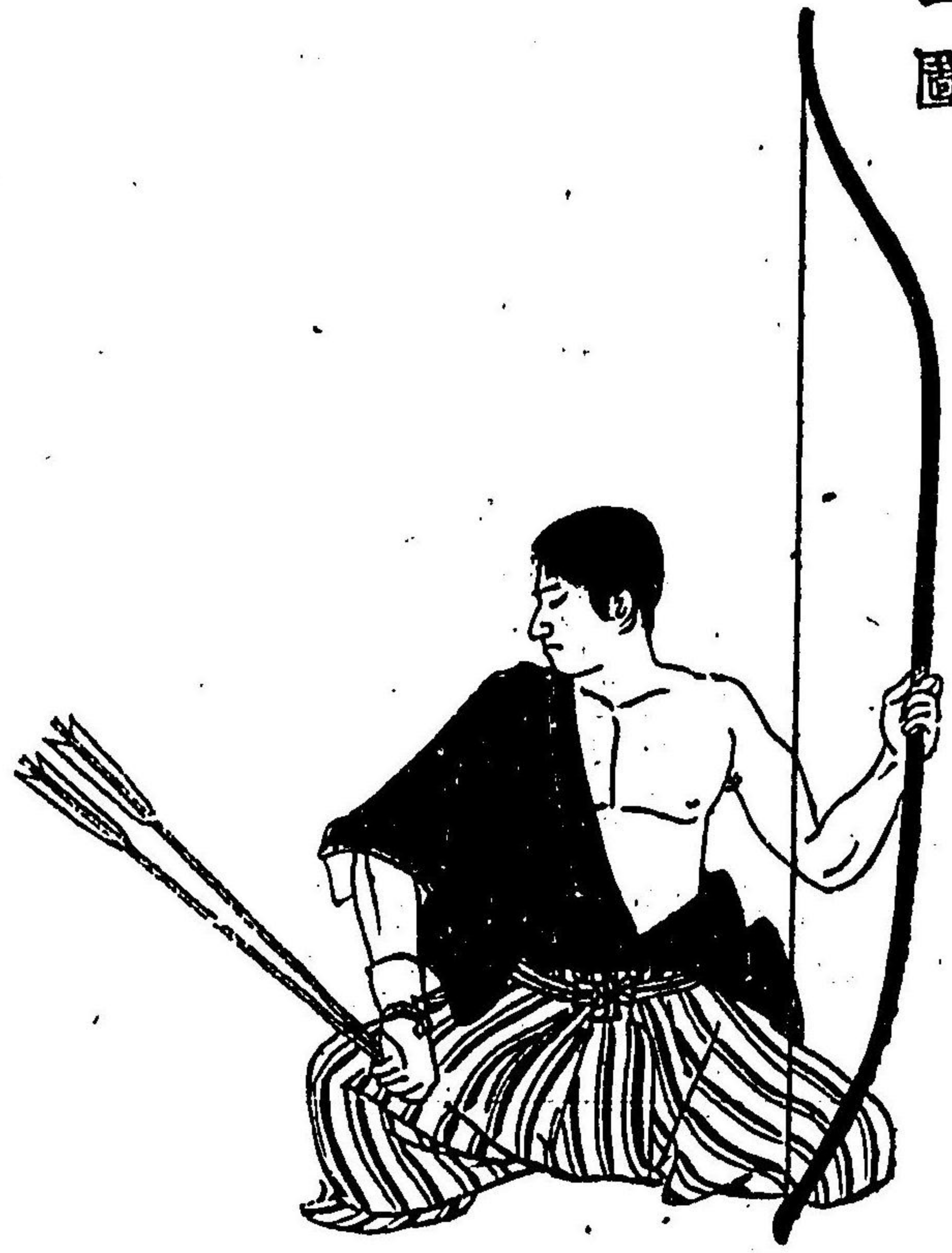
下^{もと}脚^{あし}を^的的^{てき}に向^むはしめ左手^{ひだりて}を^舉舉^あげて^輕輕^{かろ}く^矢矢^や摺^{すり}籐^{とう}を^執執^とり、^同同^じ時に^撫撫^な下^{くだ}して^附附^つに至^{いた}る、^{この}この^時時^{とき}右^{みぎ}手^ての^弓弓^{ゆみ}始^はめて^左左^{ひだり}手^てに^移移^{うつ}る、^弓弓^{ゆみ}の^弦弦^{じゆん}は^始始^は終^{しゆう}外^{ぐわい}方^{ほう}に^ある^ものと^す、^弓弓^{ゆみ}を^左左^{ひだり}手^てに^移移^{うつ}すや^甲甲^か矢^や乙^{おつ}矢^やは^共共^{ども}に^羽羽^はを^背背^{せい}後^ごに^向向^むけ^箭箭^{せん}高^{たか}に^抱抱^{かか}り^込込^めみ^拇拇^ぼ指^{さし}を^右右^{みぎ}に^移移^{うつ}す

第二圖



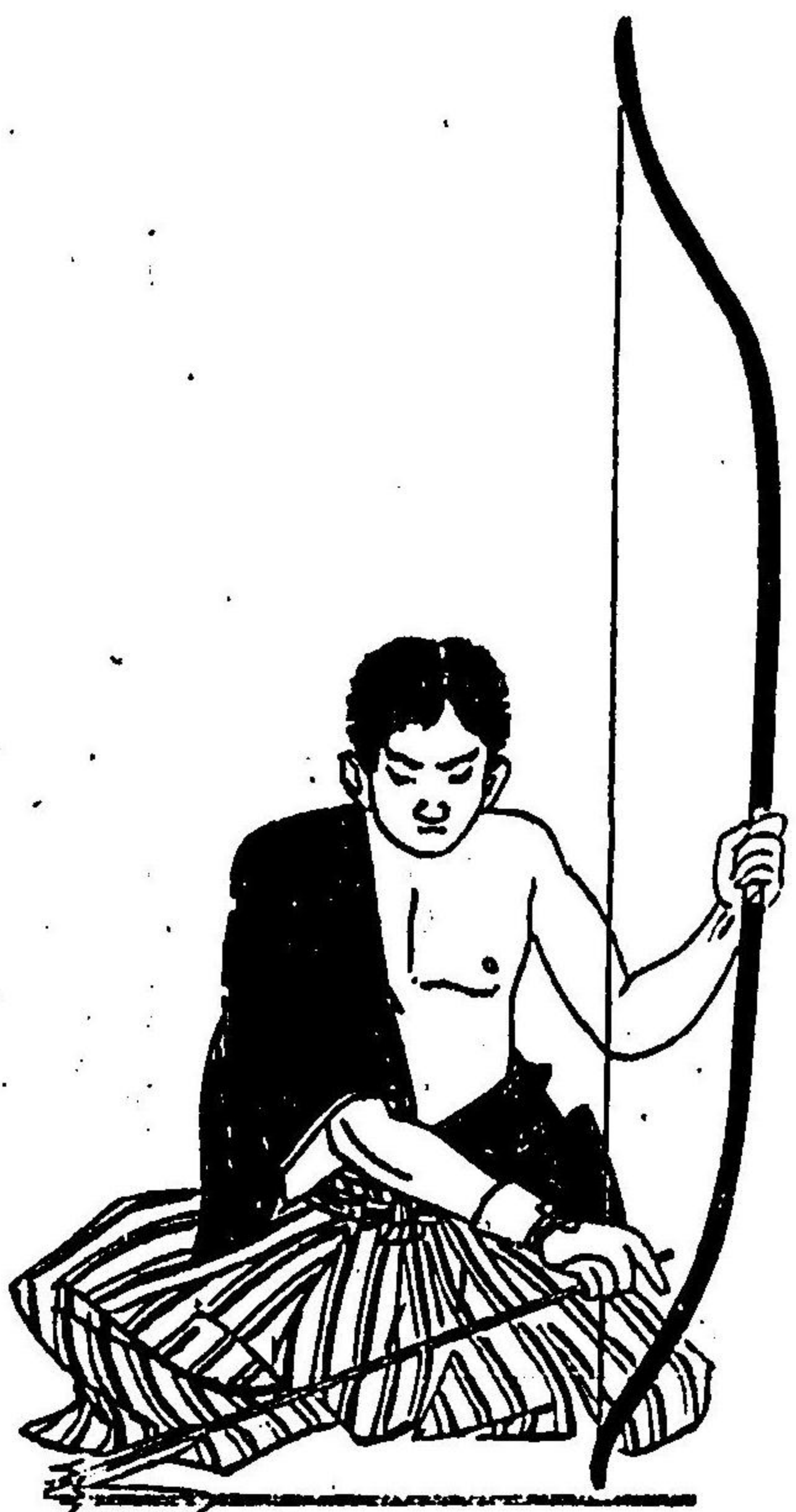
足^{あし}の^股股^{もも}に^着着^かく、^{この}この^時時^{とき}左^{ひだり}手^てを^伸伸^のべ^弓弓^{ゆみ}を^的的^{てき}の^正正^{せい}面^{めん}に^立立^たて^狙狙^{ねら}ひ^を定^{さだ}め^弦弦^{じゆん}を^内内^{うち}方^{ほう}に^振振^ふ戻^{かへ}し^左左^{ひだり}の^膝膝^{ひざ}の^前前^{まへ}に^突突^つ立^たて^甲甲^か矢^やを^番番^{ばん}ふ、^甲甲^か矢^やを^番番^{ばん}ふの^法法^はは^乙乙^{おつ}矢^やも^共共^{ども}に^添添^そへ^て鐵^{てつ}を^左左^{ひだり}手^ての^方方^{ほう}に^運運^たび^籠籠^{かご}の^適適^{てき}宜^いの^所所^を左^{ひだり}手^ての^人人^{ひと}指^{さし}と^中中^{なか}指^{さし}の^間間^まに^挿挿^さむ、^然然^{しか}る^後後

第三圖



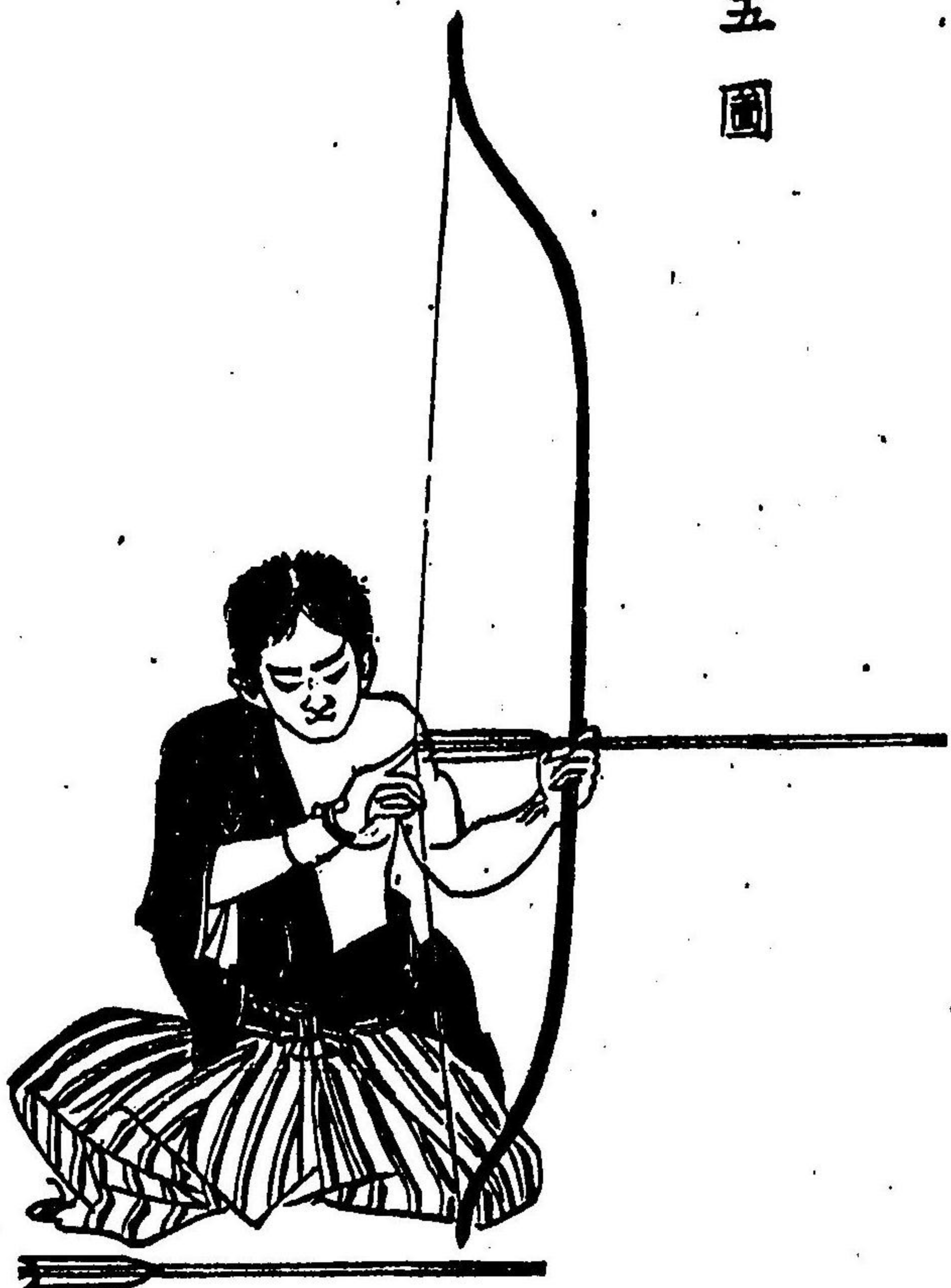
右手を放ち更に筈を取りて矢を適宜の位置に安じ筈を弦に懸く、而して乙矢を逆羽に取り中指と無名指の間に挿む、この時甲矢と乙矢は平行せり、甲矢を番へ了れば徐ろに立つ、右手を帯の上に納め弓は躰に共にすべし、足

第四圖



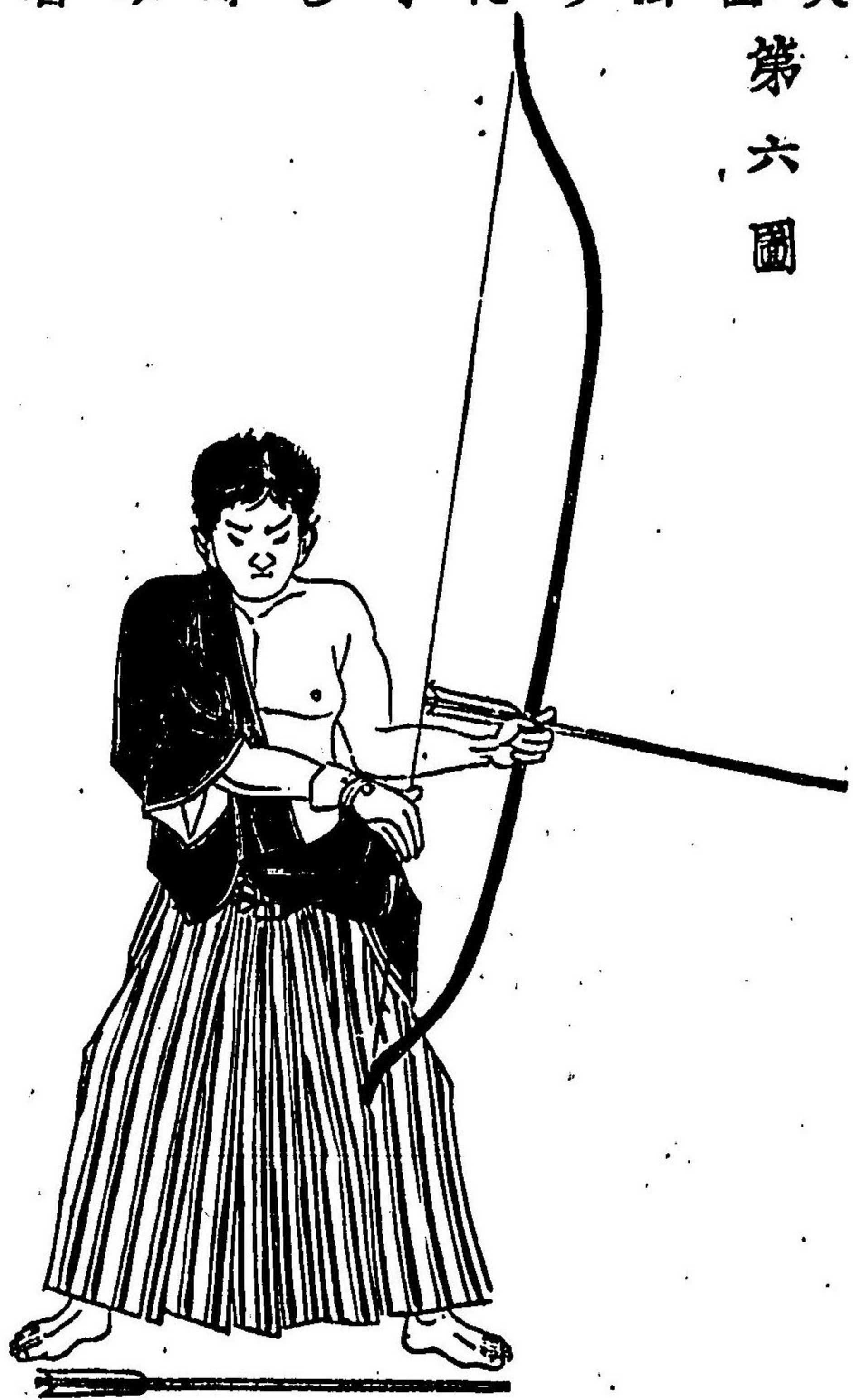
は踏揃へて立つなり、立つ時的の正面に向ふ、立ちたる後は直ちに右足を後に引き左足の爪先を左方に開く、この形已に成れば弓の下弭を左足の膝に安んじ弓と弦の間より的を覗む弓は斜に右方に傾け的の鳥打に當るを度とす

第五圖



然る後右手を以て乙矢の鏃を執り羽を背後に向け腰の邊に拳を置く、更に右手を下し乙矢を握りたる儘にして弦に掛く、中關即ち甲矢を番へたる所より八寸許の下を良しとす、この時再度的を臨み姿勢を調へ右手を摺り上げ

第六圖



て箆を拇指と人指との間に押し静かに弓構をなす、弓構成りて打起し徐々として引絞り適當の所に至りて留め機會熟して切て放つ甲矢を射たる後は開きたる足を戻し踏揃へて立ちの立を臨む、而して後射座の右より退く、乙矢

第七圖



の射式も甲矢に同じ、乙矢を射了りたる時は脱きたる肩を入れて退くこと勿論なり、又乙矢は跪射にするの式あり、跪射は甲矢を射る時乙矢を右手に執らずして膝の前に置くなり、跪射にする時は踵を合せ膝を突き、右の膝

第八圖



を進退して姿勢を調ふ、其他は立射と異なるとなし、衣服は別に定めざるも袴は着けたるを良しとすべし、維新以前は必ず上下を着けたるものなり、別に装束を定めたる式は固よりその定式に随ふは論を待たず、現時と雖その式を式として行ふ時は古の制定に順ふを良しとせんか、唯上下に換ふるに袴を以てするは時宜に適するに似たり、此章畧して弓術の種類を説けり、猶盡したりといふべからず、唯一面を載せたるのみなり、細説詳論の如きはこの小冊子の盡すべきにあらず、讀者幸にこれに依りて大概を悟らば可なり、

第四章 射法細説

既に總論に於て述べたるが如く射術の極點は身體手足の論にあらず、心機の如何にあるのみ、兼好法師の徒然草に曰く或人その弟子に射藝を教へていへるに、的を射るに臨み諸矢を手狹みて出するは古

來一定の法なれども、初心の間習古の時は一筋の矢を持出て射るべし、二筋を手狭む時は甲矢を射るに當り恃を乙矢に残して自然と注意を欠くの嫌ありと、この師の一語は實に射藝の最大弱點を衝きたる金言なり、射道に於ける總ての欠點は全く不注意より起るの外ならず、注意至らざる無ければ射道の修業茲に盡きたりといふも膠言にあらざるなり、概してこれを注意といへば事甚容易なるが如くなれども、これを分ちて細に驗する時は千態萬狀にして未だ輕々に脱去るべからざるなり、宜なり古の達人と稱せられたるものは多く苦心慘怛の結果を以て而くその妙境を悟了したること、上古より徳川氏の末に至るまで男子の身を立て家を興さんと欲するものは専ら武藝に精通せざるべからず、而して武藝の中に就きて射藝を第一とせり、此の時代に在りては射藝は身を立つるの第一捷徑たりしなり、故にこれを學ぶは恰も職業を得るを學ぶなり、今や社會の有様大變動を來してこの道は唯娛樂の一たるに過ぎず、故に昔日の如く之れを修業するものなきは自然の數なり、これを喻ふるに昔日に於ける弓術は恰も唐時の詩の如し、唐の時詩に依りて人を採用したるなり、即ち詩に巧なるものは進士及第の榮を得たるなり、進士及第を得たるものは恰も今の日本に於て文官高等試験に及第したるが如く、高位高官もこれより得らるゝなり、故に唐の時詩を學ぶは即ち職業を得るの道を學ぶなり、宋以後に在りては詩を以て人を採ることを廢せり、これより詩なるものは職業を得るの道にあらざして

僅に個人の品性を高尚にするの具たるに止まれり、宋以降の詩の唐に及ばざるはこれ多く原因をこゝに取れり、想ふに我國の弓術も亦大いにこれに類するものあるなり、今や弓術なるものは立身の道にもあらず又處世に必要なものにもあらず、この道に通せざるも何の不都合あらん、我は弓術に關するものにあらず、如此一語に擲去るものは可なり、若し夫れ苟もこの道に指を染むるものは少くとも上手たらんを欲するは人情の常なり、爲すを得べくんば古の達人を凌がんと欲するも亦人情自然の傾なるべし、宋元明諸代の人士が作詩の上に憂身を養したるも亦無理ならざることなり、今時の弓術は全く娛樂なりと雖亦詩人の詩に心酔したるが如く憂身を養さざる可からず、而して宋元の人士はその詩を學ぶの故を以て他の必要なる學藝を廢せざりしなり、而も随分妙域に達したり、今の射を習ふものも敢てその必要なる職分を妨げざるの餘暇を以て古の達人に耻ぢざるに至るべし、晴ふこれより實地に向ひて射的の如何を攻究せん、

射藝は往昔に於て甚重んぜられたるに依り隨て諸種の流派を生じたり、大別すれば小笠原流、日置流、これなり、日置流に吉田派及び竹林派の別あり、猶これより細別せば多々あるべしと雖最も勢力ありしものは以上に述ぶる所を以てその重なるものとす、三家のいふ所各その發明する所に依り多少の差異ありとするも要するに大同小異なり、小笠原は初祖を小笠原濃義守長商とし、足利尊氏の師範とな

る、これより世々將軍の師たり、一系相傳へ徳川氏に至る迄その後胤その道と共に連綿たり、日置正入道威徳は應永年代に於て新一流を樹てたる人なり、その後日置彌左衛門なる者その衣鉢を繼ぎ竹林坊如成に傳ふ、吉田上野介道實は直に日置正の傳を受け別に一家を成せり、所謂吉田派これなり、竹林派と共に盛んに當時に行はれたり、竹林派は竹林坊如成に次ぐに石堂彌藏真次、河原林興次右衛門成直、長屋六左衛門元重、星野勘左衛門茂則を以てす、就中星野勘左衛門茂則は天質の尙秀にして深く射道の奥秘を窮め斯道の泰斗と稱せらる、初茂則當時の諸家各々射道の末技に走り多くは大本を失ふて徒らに紛々するを憂ひ、深く斯道の根柢を尋ね、苦心經營至らざる所なし、偶射法本紀と稱する古書を伊勢の太廟に得て遂にその術を大成せりと云ふ、誠に竹林派中興の逸人なり、吉田派は吉田上野介道實より山雲守一鶴に傳へたり、一鶴は之れを露滴に傳ふ、吉田三代とはこれなり、その後末流大ひに擴まり雪荷派は吉田六左衛門に依て宏められ、大藏派は吉田大藏を祖とし、左近派は吉田左近に初まり、道雪派は伴善左衛門を祖とし、印西派の祖は葛巻源八郎といひ、大心派は田中大心を以て起り、壽徳派は木村徳壽に基し、山科派は片岡助十郎の樹つる所なり、此の如く諸派末流數多ありと雖要するに射道の奥秘は一點に歸着せるなり、故に此章に於ては二三諸家の定むる所を擧げて參考に供し餘は著者が曾て聞く所を述べて經驗する所を説かんとす、

初て弓を執るものは先づ大體の身構を習ふ可し、明りに矢を拵へて中りを求むるは愚といはざるべからず、弓を射るに身構あるは猶衣を纏ふに尺度を要するが如し、初より尺度に依らざれば如何に苦心するとも衣を製すること能はず、弓を射るに身構を知らざれば的中することあるべからず、身構のことは諸流各派とも第一の必要とする所なり、所謂胴造りこれなり、胴造りとは的に向ひて己の位置を整ふることにして、普通の的の正面に立つを良しとす、的の中心と左の足の爪先と右の足の爪先とを一直線にして胴を据へ、體は屈まず仰がず垂直に保つべし、體を垂直に保つは左の腰骨を少しく前方に捻るをよしとす、これ著者の師に聞きて自から經驗したる所なり、此の法に依る時は如何なる強弓を引くと雖も前方に惹かるることなきなり、體屈む時は矢は目的より下りて地を摺るに至る、體仰く時は矢は目的より上りて越矢となること多し、この兩病は初心の時に往々認めらるゝ所なり、皆體の屈仰度を失ふに因るなり、竹林の傳にも心を腋の下に落着せしむといへり、心を腋の下に落着せしめんと欲せば、體は屈むべからず、仰ぐべからず、直立して胴を据へざるべからず、胴を据へんとするには足踏に注意すべし、足踏は爪先を外に向けて開くをいふなり、八文字に開くをよしとす、兩足の踵の間は肩の巾と同じかるべし、爪先を開くの度は諸流多少の差ありれども普通は八文字、扇形を法とす、稍縮めたるを良しとせんか、膝頭を大丈夫にすべし、足を後に踏届る程に心して可なり、こ

の處に弱點ある時は體格の全体を崩すに至る最も注意すべき所なり、要するに兩足の膝より屈せるを
 專要とするなり、胴造已に整へば次は頭の位置なり、頭は正面的に向はしむべし、仰げば矢坪目的
 より下り屈せば矢坪目的より上る、正しく保つを必要とす、弦に右頬を打たるゝを恐れて甚しく左方
 に向ふは弦の顔に當たるの源因を究めざるに出ず、弦の顔を打つは體の偏はらざるに因るなり、體勢に
 欠點あれば矢を放つの時必ず前方に屈するものなり、體前に屈すれば顔も隨て前に出で右に傾くこと
 自然の勢なり、故に弦の頬を打つを恐るゝ者は體の姿勢に注意すべし、即ち稍多く腰を前方に燃る
 を良しとす、一度頬を打たるゝことあればその怖容易に取去り難く射る毎に首を左に振るの僻を生じ
 其醜きものなり、豫め注意すべきことなり、次には押手なり、押手の法は一に手の内と唱へ諸流共に
 大切とす、押手は弓を握りて始終一文字なるべし、手首を曲ぐるを不可とす、押手の度は其得難きも
 のにして初心の間は常に過不及あること甚し、最も初心の時は押込むこと不充分なり、故に充分に弓
 を引き入ること能はず、右手の落着すべき處に至らずして中途にして放るゝなり、此の如くにして
 的に中らんことを希ふは木に縁りて魚を求むるの類のみ、少しく習ひたるものは押手の度多くは過
 ぐるを通常とす、押込むこと度に過ぐれば弓手の内側を弦に打たるゝことあり、而して矢は必ず的の
 左方即ち後に逸す、押手の度に於て稍悟る處ある時は的中すること多く他處に多少の欠點あるも其し

きにあらざれば殆んど妨なきの感あり、著者曾て聊こゝを悟りたる時自からその中りの多きに驚
 き大いに愉快を覺えたることあり、僅にこゝに悟るも十五間の的を射るに一尺貳寸の的の如きは大概
 射損すること無きに至るべし、弓返りをなすを無上の目的となすものあり、弓返りは自然の結果にし
 て押手の度によりて起るものなり、特更に弓返りを爲さしめんとすれば押手後に振れ矢勢を妨げて決
 して的中するものにあらず、自然に任ずを良しとす、固き物を射貫くの目的なる時は特に弓返りをな
 さしめざるを法とすと聞けり、これ矢の勢を殺がざらんことを欲するに外ならざるのみ、讀者これに
 依りて考ふる所ありて可なり、押手は平押しにするを思む、掌を空虚にし置くの心あるべし、押手の
 指と指とは厳しく密着せしむべし、打起しの前更めて中指より順次に握り直すを要す、最も力を小指
 に用ゆべし、この中の秘傳なり、夜の射る時の如きは最も小指に注意を要するものとす、小指に
 力を入れ弓を押伏せし射れば夜の的と雖後に外ることなし、通常にては夜の的は後に外れ易きものな
 り、的は押手の人差指の第一の節に據て、矢坪を定むべきものとす、押手の輪は大略以上述ぶる所の
 如し、次に必要とする所は馬手即ち右の手なり、右の手は押手と全ひく締結眞直に保ち一文字の度を
 失すべからず、矢管は握るにあらず、拇指と人差指を以て軽く燃り留むるなり、甚しく燃る時は弦に
 故障を生じ、矢は鐵を左右に振り決して的中するものにあらず、深く矢管を握む時は矢口開くの憂あり

り、矢口開くことあれば矢は天外に飛ひ去り塚にだも中らず、近來市中の射場を見るに中間に設けたる矢受に射付けたる跡多し、これ射藝を知らざるもの、矢筈を握りて矢口の開きたるを知らず五里霧中に射放つによるなり、矢受なきの射場なりせば矢は遙に塚を越へて飛去り如何なる過失を生ぜんも量り知る可からず、稍習得たるものも時にこの失なしとせず、大いに注意すべきこと、す、右手の引込みは押手と平等の度を以てすべし、押手は未だ充分に押込むに至らず獨右手は落着し終る等のことなきを要す、押手已に其處に至りて右手の未だ至らざるもその失たること亦同じ、引絞る時は山掛けと稱し充分高き處より引込むを良しとす、即ち頼の際を括る程なるべし、而して自然と留まる處に停むるを度とす、總て拳を以て引くの心なるべからず、肘を背後に廻らすの心なるを良しとす、無理に多く引込まんとすれば右手の一文字崩れ手首必ず曲るものなり、手首曲ることあれば切れの勢必ず死す、強弓には決して堪ふるに能はざるなり、竹林派に在りては右手の拳は必ず右の肩骨に載するを傳とす、これ強弓を引くに便なるが爲なり、必ずしも肩骨の上に置くを要せず、自然に落着する所に停むれば可なり、これを約束の處に至るといふ、押手も已にその在るべき處に至り右手も亦約束の處に達し其機會全く熟するに至れば則ち切て放すべし、この時は押手を以て放つべきにもあらず、右手を以て放つにもあらず、唯胸の中央より左右に打割ると覺悟すべし、押手右手の修すべきこと勿論

これに盡きたるにあらず、種々の工夫鍛錬を要すること少しとせずと雖初學に在りては先づこの處を鍊修すべきなり、切て放ちたる後も右手は依然として餘勢を保たしむべし、切て放つや否や忙然として垂るゝ等のことあるを許さず、無名指及び小指は堅く握りしめたる儘なるを要す、押手は巍然として當初の位置を保ち的の中心に差當てたる儘なるべし、目のみにあらず氣も亦遠に的を放ることなきを期すべし、射たる矢の落着する處を見窮むべし、呼吸の迫ることあらざるを第一とす、こゝに至りて呼吸迫り長息を漏すが如きことあるは當初より無理あるに因るなり、悠々自若とし引絞る諸點法に協ふ時は呼吸常の如く顔色變せず、談話するも息の迫ることなし、餘勢にこの閉日月あるにあらずんは矢は決して欲する所に的中せざるものと知るべきなり、初心の間はその好しと定めたる矢坪は大抵常的の左方三尺乃至六尺の處にあるなり、此の如きも稀に的中することあるは射放つ時に當りて睡らず知らず押手を右方に送出すによりて偶然に的中するのみ、この病を治するは數多の矢を射習ふにあり、全く眼に經驗なきより起るものとす、姿勢已に整ひ左右の手度に適するに至れば此の病は自然に消除すべきものとす、

日置流諸傳

日置流は前にもいへるが如く日置正成徳を祖とし、その末流分れて竹林、吉田の諸派を出し、各々

その長所を發揚し、その深き所を主張す、固より一得一失なしとせされども亦一々研究するの價直あるは論を待たず、今は日置流の證書を基とし諸家のいふ所を斟酌して少しく説明する所あらんとす、日置流の證書とはこの流の傳書なり、昔日は師資相承と稱し甚秘密にせしものなり、この傳書は本書及び末書の二部より成り、一部各五卷にして合せて十冊とす、日置一流の奥儀秘訣を漏す所なしといふ、この傳書を授くるは即ちこの流儀の奥儀を相傳したる證據なるに依り證書と名付けたるなりと傳ふ、

弓を射るには最初に五味七道と唱ふる惣体の規矩を知らざるべからず、五味とは、一に目附、二に引込、三に伸合、四に離、五に見込、の五ヶ條なり、目附とは射んと欲する目的の處を定め、その目的によりて足踏の度を定むるの法といふ、引込とは右手左手の釣合にして初より引修むるに至るまでの法といふ、伸合とは已に弓を引修めたる後肩背胸背の骨格を整ふるの法なり、離は引込及び伸合の諸法皆整ひたる後矢を切つて放つときの法といふ、見込とは矢を發して後その落着く所を驚と見込むといふ、一にこれと後の伸ともいふなり、以上述べたる所の五味を調ふるに七道の法を用ゆ、七道とは足踏、胴造、懸、手の裏、弓持、打起、引取、の七法なり、これより順を追ふて一々細に説明せん、

足踏

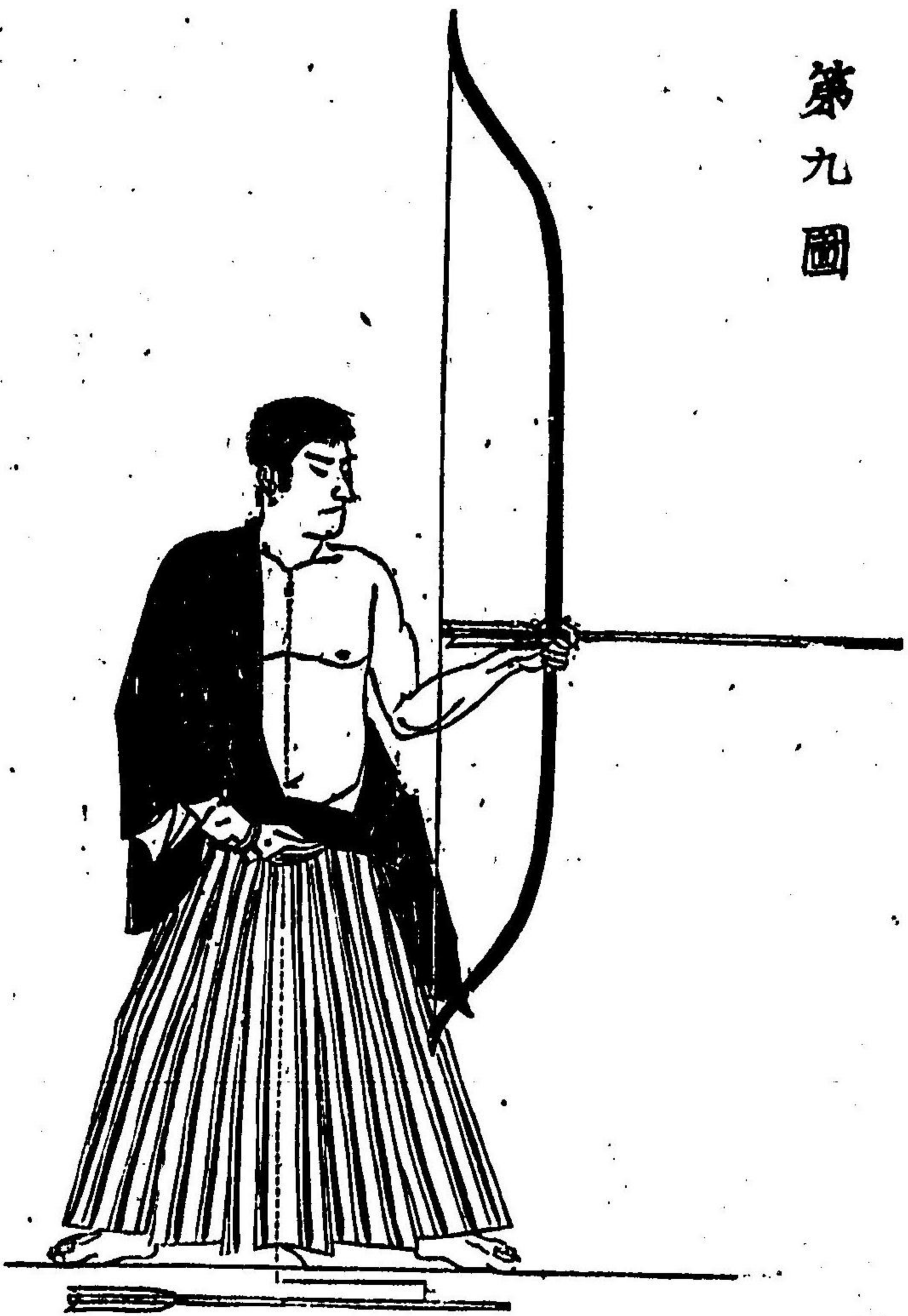
的を確實に定めて、左の手に弓を執り、矢を拵へて箭柄を人差指にて押へ動かさる様にし、右の手にて弦の中關より下を軽く持ち、弓の本頭を左の膝に置き、心を鎮め氣を胸の下に收め、確定的を臨みその中心に左の足の大指の前角を當て、右の足の爪先は左の足の大指の前角と一様の筋に當る様に踏むべし、即ち的の中心と左足の爪先と右足の爪先とは一直線の中に置くなり、左右の足の廣さは各自の矢束と同じかるべく、踵と爪先は肩を五六間前開きたる形を良しとす、足は聊たりとる浮かさざるを專要とするなり、兩足共に筋の伸々したる心あるべし、膝の筋は少しく後に押すべし、堅固ならざれば柔体の害を生ず、大前に立つ時は右の足を少しく出し、大後に立つ時は少しく引くべし、近き物を射或は低き的には足踏を狭くするを良しとす、この調子を證書には蜘蛛の尺、開夜の鐘と唱ふ、

胴造

胴造は弓を射るに最も大切なり、脊髓を曲げずしてその終の所(俗に龜の尾といふ)を兩足の中心にあらしめ、身體は眞直にすべし、少しく左の肩を下し右の肩を上げ、胸より腹に至るまで決して曲ぐるることなく、足踏と曲尺に當たる如くにすべし、背の中央を凹まし少しく腰を右に捻る、不進、不退、不仰、不屈、中央なるを五身の法といふ、證書に日月身、身の曲尺と唱ふるはこれなり、初學の間に矢の甚しく落つるは身の屈むに依りて起る、故に矢の下りて地を摺る等の病あるものは少し

く體を起すを
 良しとす、こ
 れど一樣の道
 理にして矢の
 甚たしく上る
 も體の仰ぐに
 依るなり、體
 の中央に据は
 る時はこれ等
 の病あること
 なし、其他種
 々の病を來す
 こと多くはこ
 の胴造の全か

第九圖

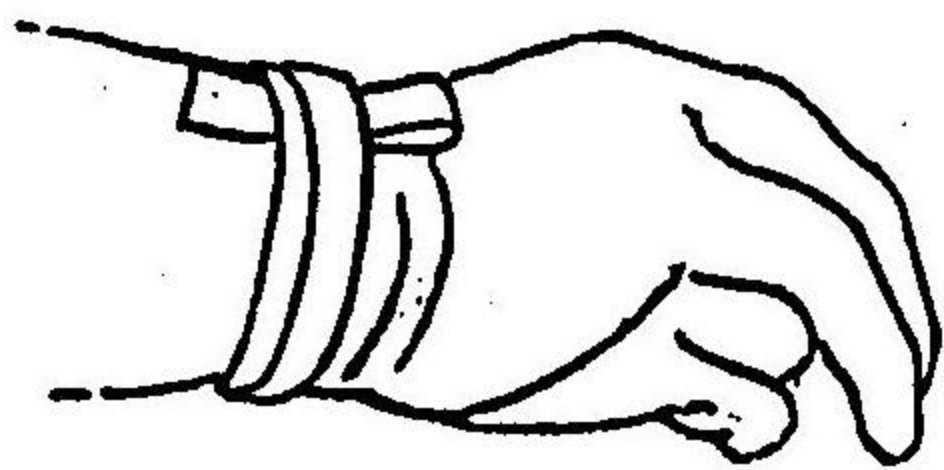
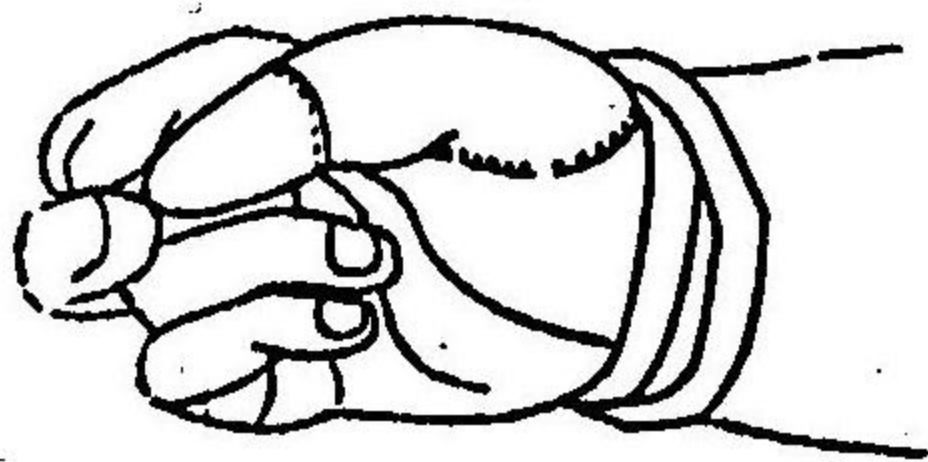
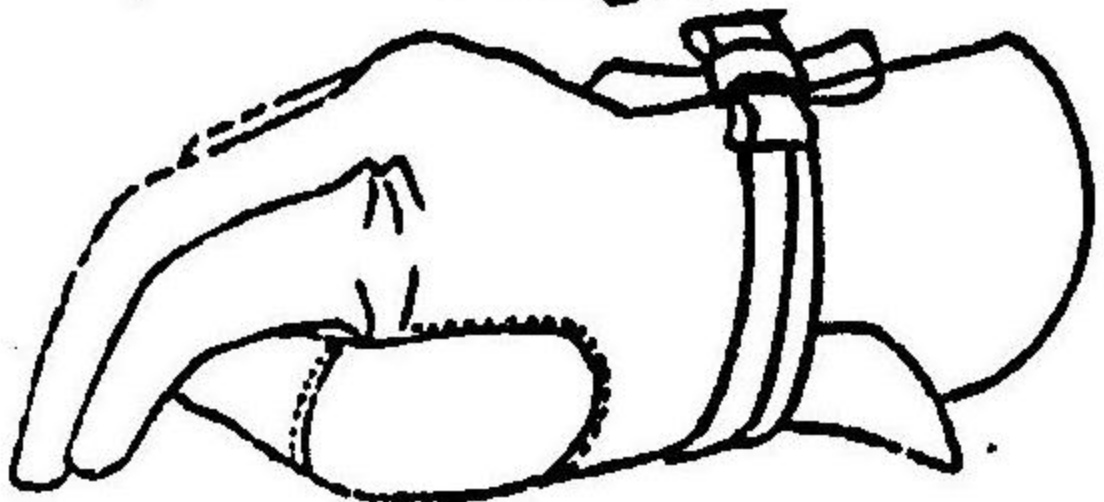


らざるに因る、近來弓を弄ぶ者多くは師に就かず、僅に市中の的場に十本幾錢の矢料を拂ふて射るものあり、矢を發つこと度々なれば偶然に中ることあり、これより面白味を覺へ漸々に深入するを普通とす、その初時の入ること此の如くなるに因り總て所謂我流にして中りも賊の中りにあらず、故に十本の矢にして八本の中りを出すものも、百本に至れば僅に五十本の中りとなり、千本に及ぶ頃は二百本の中りを出すに過ぎず、或は時によりては中り多く時によりては中り少し、一定すること難し、これ他の理にあらず、大體の胴造を知らず、怪し氣なる手の先の細工に依りて姑息の調子を覺えたるのみなるに依るなり、若し胴造の法を得る時は第一體の姿立派にして傍より見る人の心にもこの人の矢は必ず中るならんと思はる、かくして外れたりとも決して見苦しきものにあらず、又多くは的中するものなり、師に就かざる人は往々この胴造を心に掛けず、手先の細工を以て變則の中りに安んず、上達せざることもとよりその管なり、賊の中りを欲するものは最も胴造に注意すべきことなり、
 九圖の
 懸

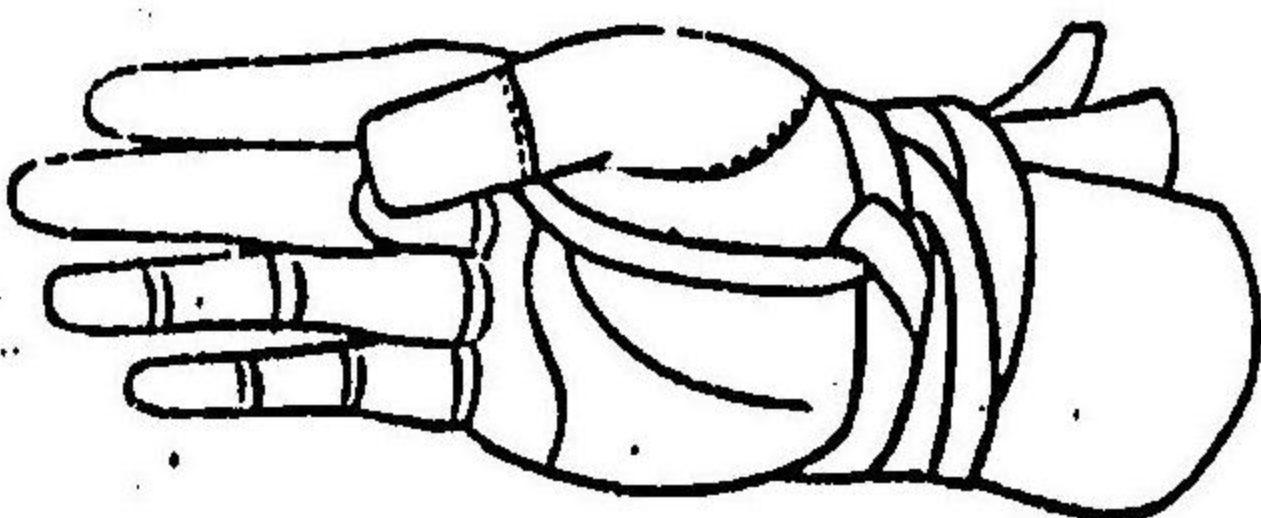
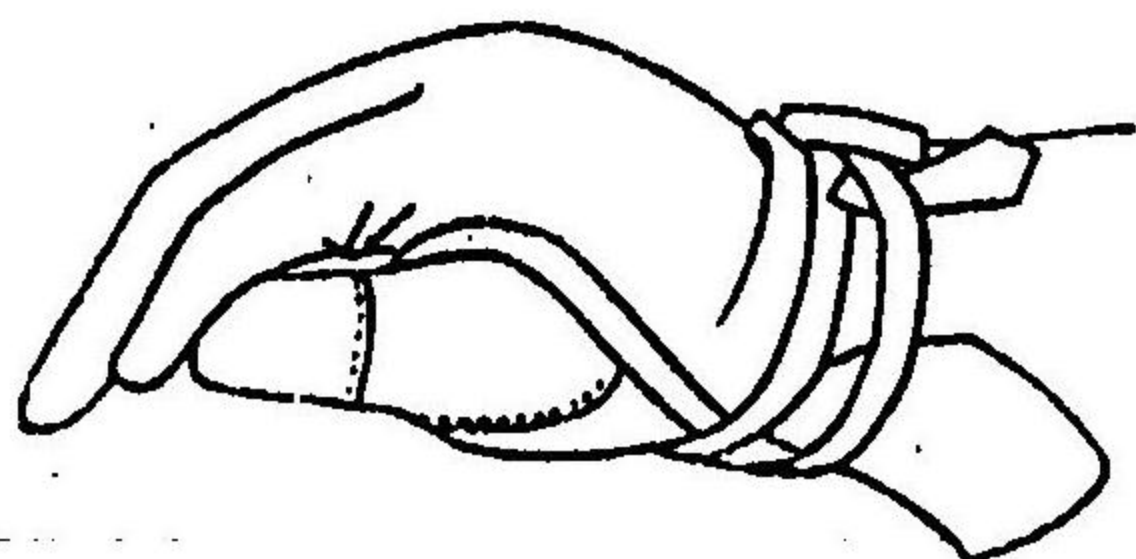
懸の法も亦大いに注意すべし、この法に暗き時は切れに甚しき故障を生ず、第一圖の如く胴造をなしたる後右の手を中關の下七八寸の處に掛け靜に摺上げ自然に留まる處に停むべし、かくする時は弦は

自から弓掛の弦道の上にあるべし、この時管の下に大指を當つ、これを一文字と唱へて大指の頭を天地の中央にあらしむるを度とす、即ち大指の頭は地に向はず天に向はず垂平に保ち上り下りなきを良

流置目



流林竹



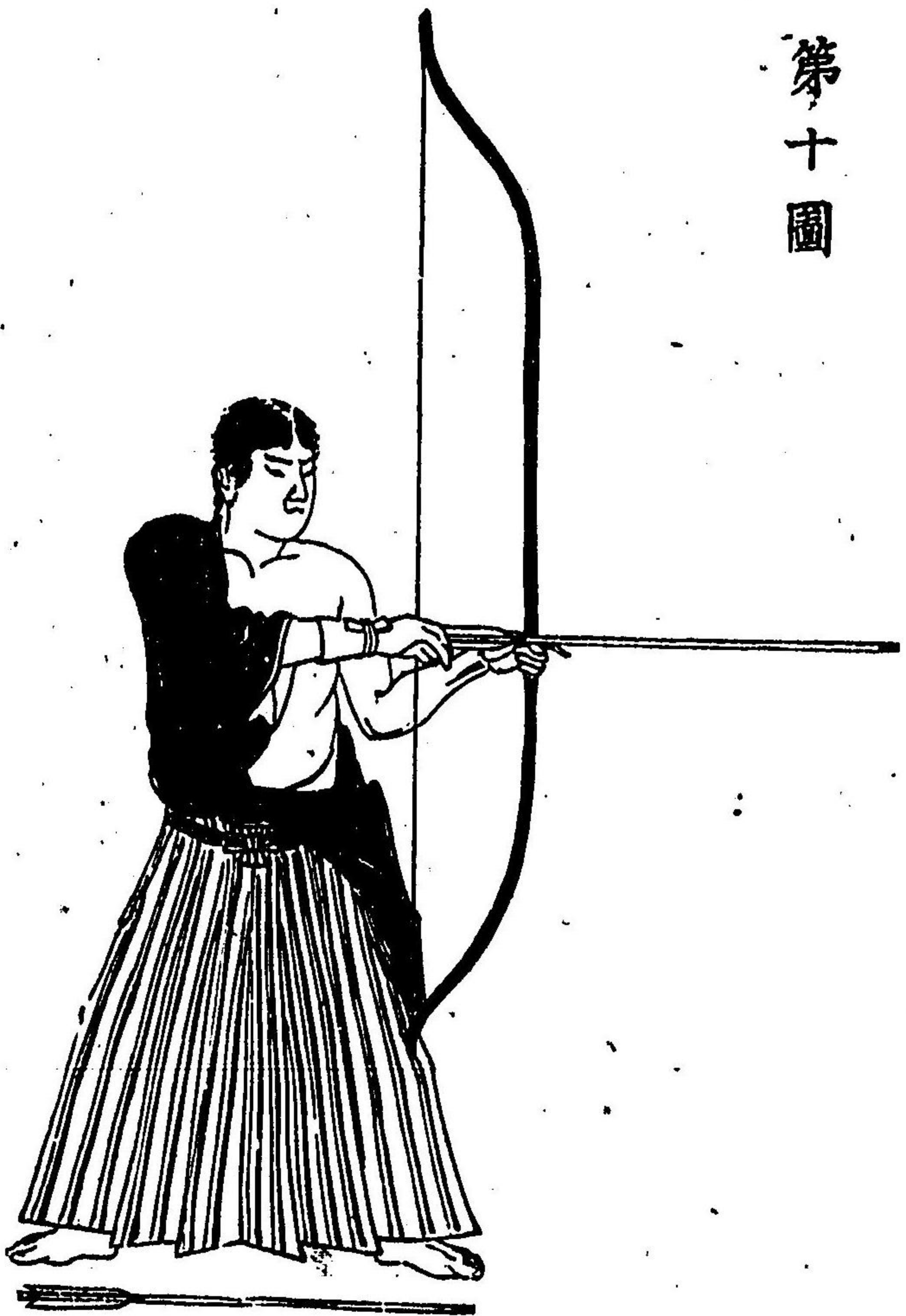
しとするなり、中指は拇指の頭に掛け、食指は唯添へたるのみの心なるべし、弦を押へ止むるは拇指の根の節と中の節との中央を以てするを法とす、四つ掛の蹀なる時は無名指と中指を拇指に掛け、食指は僅に添ふるのみの心とす、蹀の時は右手の全体は肘の中心を透して引きたる筋と十文字になるを

手の裏

法とす、前にも略説したるが如く蹀は強く燃るべきものにあらず、以上細説したる法に違はざれば如何なる強弓を挽く時と蹀、弦の蹀より脱る要あることなし、強く燃るは必食弦の外れんことを恐るゝに上ると蹀、蹀の法に違はざればその心配は必要なきものなり、強く燃る時は矢口の開く要あり注意すべし蹀の工合を證書には一文字、十文字、弦綱、淺深、弦計、惠休善力、半念半弱等の唱を付く
手の裏の法とは左の手の握り方をいふなり、これ中りに大關係あることなり、胴造如何に見事に出来たりとも、蹀の法完く整ふとも、この手の裏の法を知らざれば矢の勢に甚しき故障を生じ決して中る者にあらず、矢坪の狂ふは多く手の裏の不完全なるに因るなり、最も深く研究すべき所とす、手の裏の用意は、先づ大指の根を弓の内竹の中墨に當て中指は確と大指の根に添へ軽くその腹を以て押ふ、それより順次に無名指、小指を屈けて弓を握るべし、此の如くする時は三指の骨と小腕の骨は曲尺に當る、即ち今の幾何學の言葉を用ゆれば直角となるなり、唯食指の屈伸は各自の勝手なるべし、手の裏面は少しく空虚にして置くを良しとす即ち推す時は平押しにせず拳を起して弓の手の裏面に着かざる様にすべし、手の裏の深きに過ぎ押込み度に過ぐる時は弦に左手の内側を打たるゝことあり、矢は必ず目的の矢坪より左に外る、淺くして足らざる時は矢は甚しく右に逃げ多く落つるものなり、平押

しにする時は
矢の勢甚弱く
切つて放ちた
る時左手左右
に動き矢坪は
前後左右に狂
ふの結果を生
ず、手の裏は
右手の引絞る
に随ひ滑に静
に徐々に押込
むべし、この
呼吸は至て六
七敷ものなれ

第十圖



ども稽古の効を積む時は自然に發明するを得るなり、この時の調子を呼立といふ、呼立は三歳許
の幼児の初めて不圖立つことを覺えたる時の心といひ、強いて立たんとせるにもあらず、立つまじと
するにもあらず、自然天然の儘に任して、聊も無理の所なく、意あるにもあらず意なきにもあらず、
格に入りて格を出てたるの心なり、始めは規則に違ひ法方に依り種々の工夫を積まざるべからず、已
に規則法方の手に熟したる後は自然に任して色々の細工を用ゐざるを良しとす、禮書には鶴の首、卵
中、三毒、骨法、呼立等の名目を擧げたり、漁夫の鵜の首を撚りて呑みたる魚を吐かしむるの調子を
悟るべしといふなり、弓を握る手の内部には卵を入れある如く心得べしともいふ、骨法は一に紅葉重
とも唱へて手の裏全體の力の入れ様をいひたるにて吉田派等も亦同じ名目を立つ、所謂總捲りとはこ
の傳なり、心は掌の皮を中心に引集むる様にすべしといふことなり、第十圖は懸及び手の裏を定め
たるの形なり、

弓構

懸及び手の裏を定めたる上は弓の本弦を膝に突き付けて左手を少しく伸ばすべし、これ弓構なり、左
手を伸ばすの加減は拇指の中の節を的の中心に擬たる様にし、拇指の根を以て弓を推し無名指と小指
に力を入れ附を握るべし、この時左の肩を後より前に捲込み少しく腰を締むる心あるべし、此の如く

するときは的は
射手の直脇に當
る、矢の根は的
より少しく後に
向ふ、顔は自然
正面的に向ふ
ものなり、兩を
睨むは右の眼を
主とし左はこれ
に隨ふの心を持
つべきとす、
證書に墨指の曲
尺と唱ふるはこ
れなり、弓構の

第十一圖

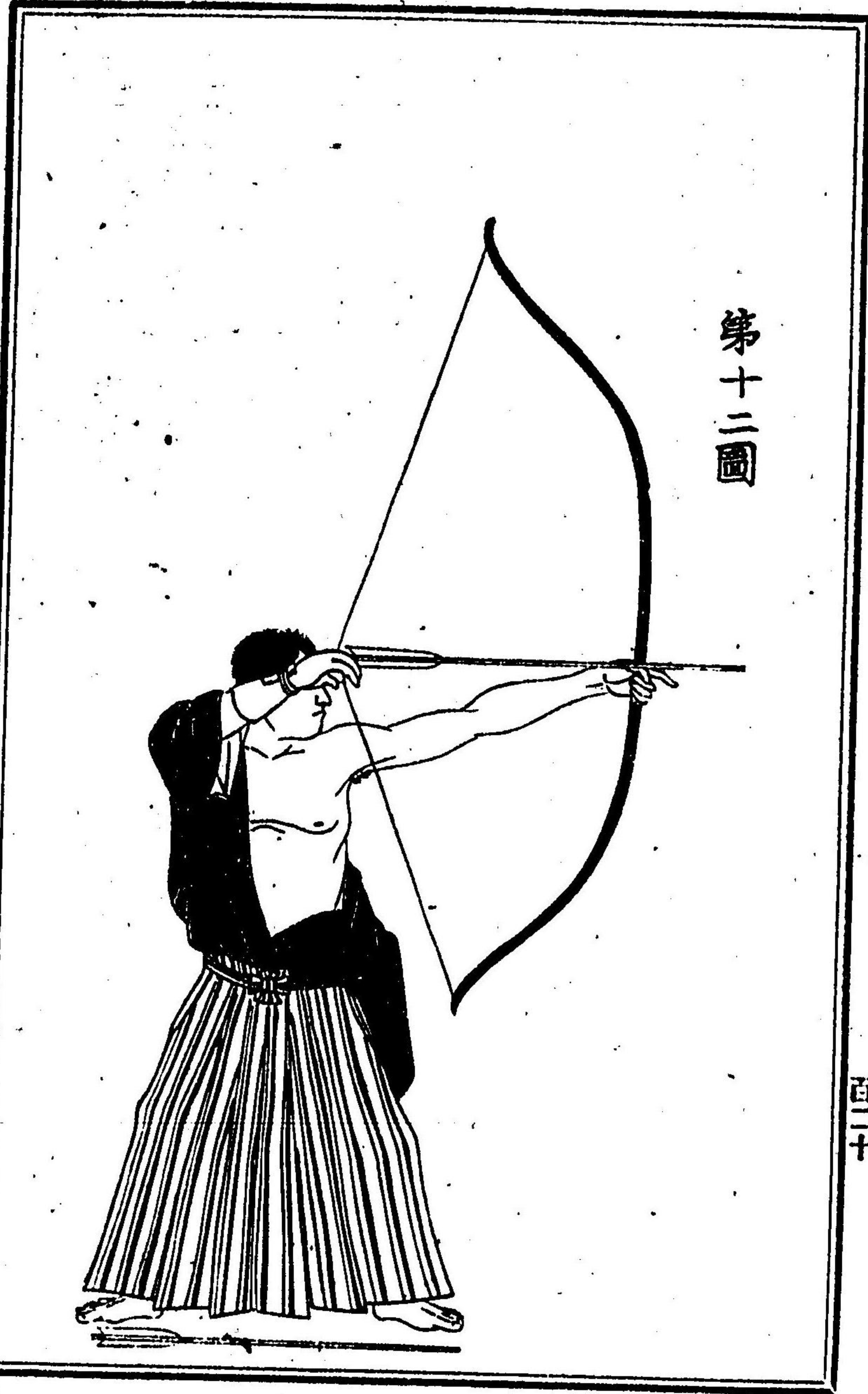


時注意すべきは胴造なり、初心の間は往々弓構の時に胴造の姿勢を崩すことあり、足の浮くに注意すべし、頭の俯仰せざる様に務め、心を落着かしめ氣を動かすべからず、弓構の法正しからざる時は引込む時に及びて甚しく困難を感じ、氣の迫まるに至ること多し、注意すべきことなり、第拾圖は即ち弓構の姿なり、

打起

打起は弓構の時の形の釣合を崩さずして弓を打起すべし、左右の拳に上り下りの不同なく共に靜に舉げて眉の通に及びて停まるを度とす、弓を懐に抱くの心あるべし、左右の手は滯り盛ることなく如何にも伸やかにせるをよしとす、而して惣身に力を充滿せしめて又餘力あるの心を專要とす、打起の時は往々下腹に隙を生ずるものなるに依り、兩手を舉ぐる時に深く注意して腹を帯の下に残すの心を忘るべからず、竹林派に在りては打起の時弓を満月の如くに抱くべしと教ゆれども要するに幹の力を充滿せしむるに在るなり、近き物或は低き的を射るの時は打起も隨て稍低くすべし、足踏の法より打起に至る迄を過去身と稱す、證書には弓懐、弦道、殘身、猿臂射等の名目を立つ、その意味は打起の諸法をいふなり、第十二圖に示す所のは弓を打起したるの形なり、

第十二圖

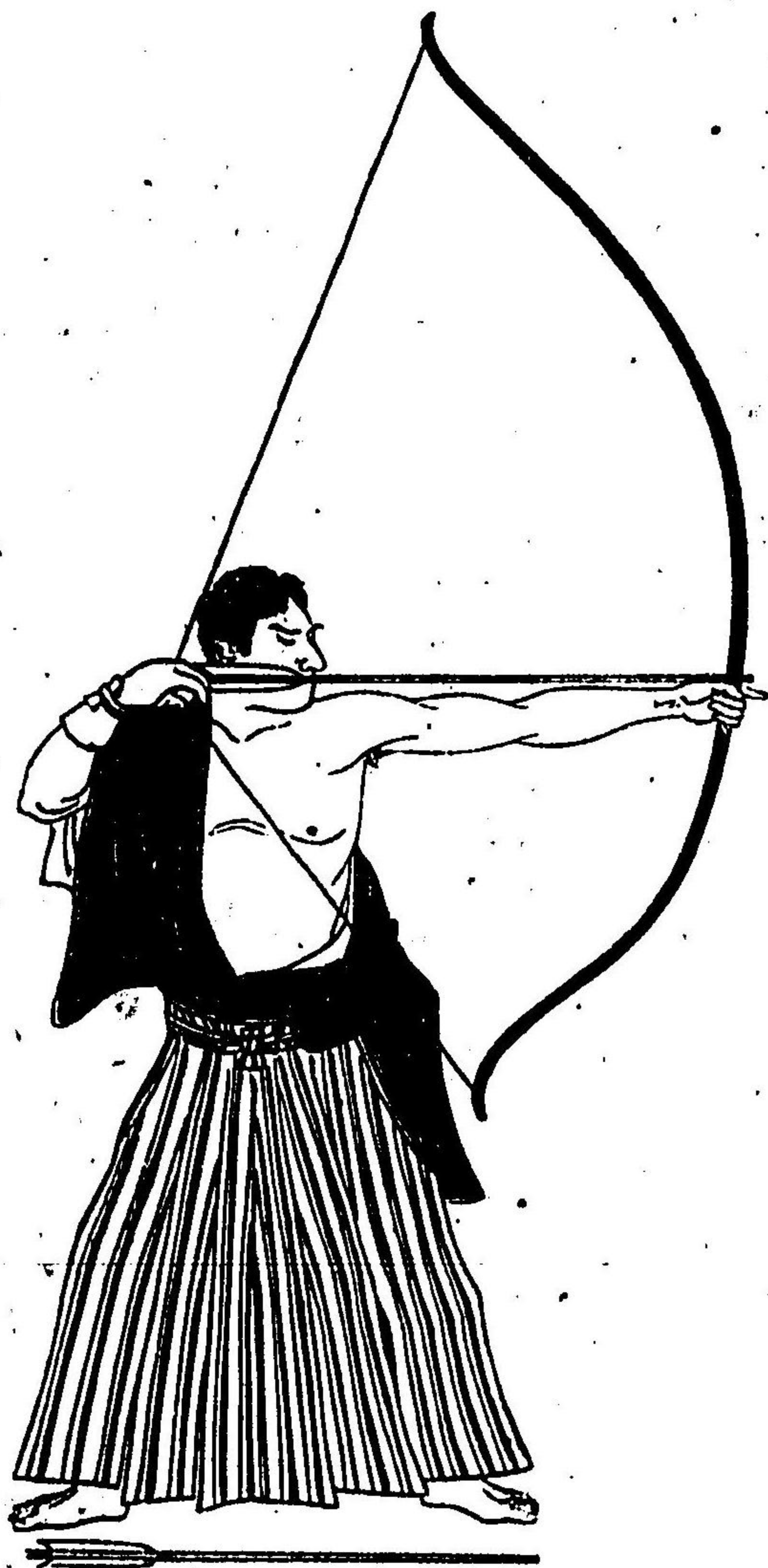


引取

引取とは即ち引込むの法なり、弓構及び打起の恰好を以て静かに引取るべし、弓手は弓を推すと共に二の腕を内へ振り肩の横目より拳の先に至る迄筋骨兩ながら滑る所なく推込むを良しとし、右手は左手の推すに随ひて高き處より右肩の横目を目的として徐々と引込むべし、右手の引取は反橋の如く山を掛けて引込むを法とす、此の如く左右に引分ければ自然と的の拳の處に當る時あり、この時は右手も約束の處に至る時なるべし、初より左手の拳を的に差し着けて引取る時は筋骨に滞を生じ息も迫るものなり、漸々に引分けて的に着くをよしとす、右手は無理に引込むべからず、自然に任すべし、引取めたる時も猶少しく餘力あるを要す、右手の落着する處は高からず低からず前に過ぎず後に過ぎざる様にすべし、普通は右肩の横目に停むるを適度とす、人に依りては必ずしも然らず、必竟するに無理なく充分に引込むを良しとす、然る時は右手自然と約束の處に落着するものなり、この引取の形全く成る時の心を比人双といふ、比の字の形は左右共に同じ、人の字の形も左右の釣合適當なり、双の字の形も亦左右均しきものなり、懸を母とし左手を父とす、父母の氣相協ふて而して後壯健なる子の生るゝに喩ふるなり、懸を陰とし左手を陽とするも同じ道理なり、已に引取めたる時は物に轉を押したるが如く確と締を付くべきなり、胸を中心として兩手と兩足に力を注ぎて八方に詰め、脚も間隙

なく全軀
に油断お
るべから
ず三軍
の大將た
るものゝ
泰然とし
て山の動
かざるが
如く中軍
に控へた
るがごと
くなるべ
し、離人

第十三圖



の目にも誠に一騎當千の勢ありと見ゆるが如くすべし、強に過ぎて頑固なるを忌むなり、所謂威ありて猛からざるの姿なるべきなり、この時を稱して現在身といふ、一に或は抱と唱ふ、證書にも烏兎之梯、反橋、比人雙、父母之收、懸母剛父、鞆、大將、一騎當千、五部之詰、八方詰等の名目あり、約言すればこの時の用意は屈せず挽きず充分の力を入れ、然る後その充分の力を保ちて溢れず漏さず泰然として滿を持するを尊ぶなり、第十三圖に示すもの即ち引收たるの形なり

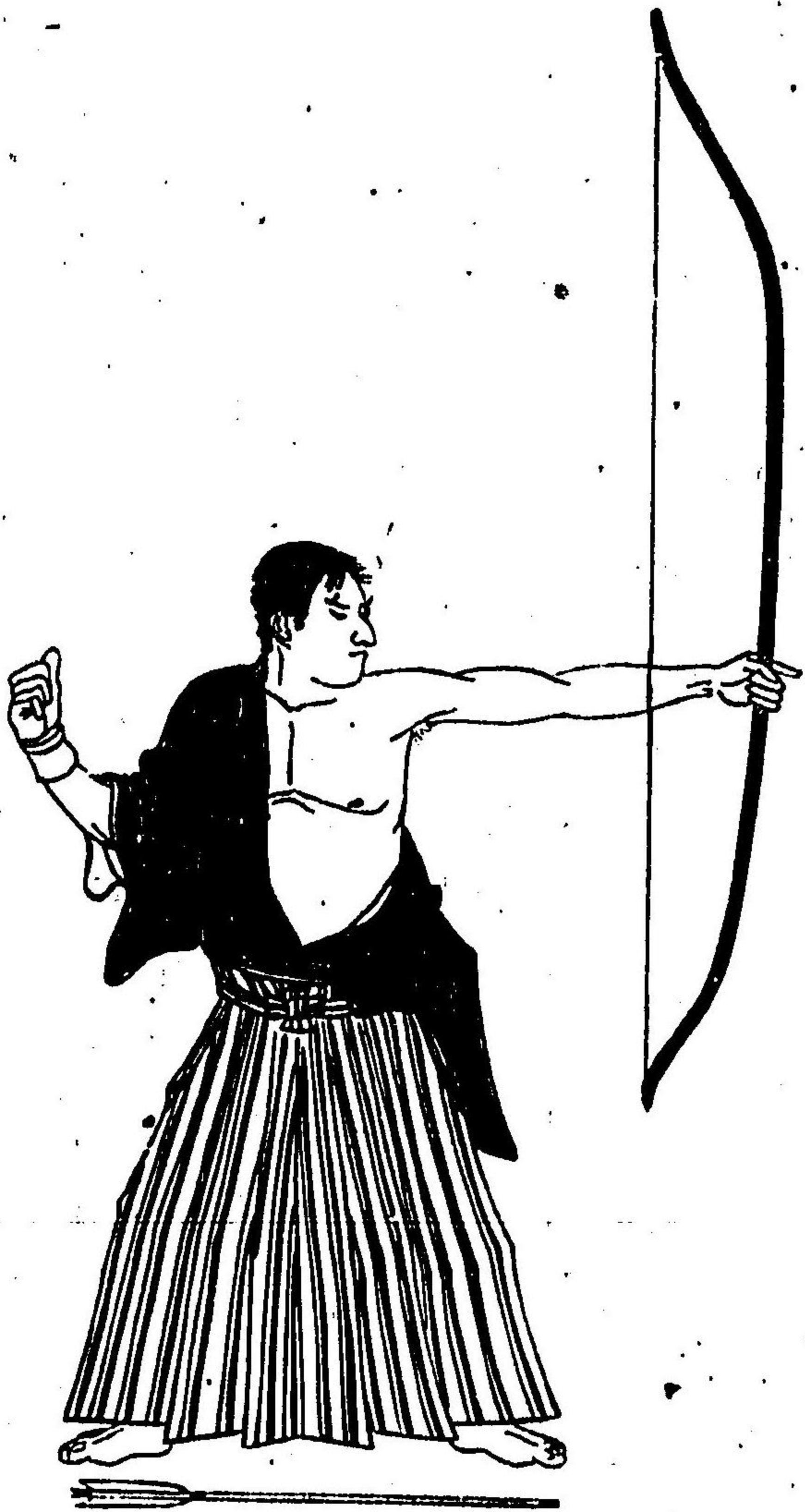
第十三圖の如く引收たる時は左右の拳は高低あることなく平かにすべし、左の肩は稍低く右肩は少し高くなること自然の結果なり、この時に至れば弓と矢は十文字なり、懸の指指と弦も十文字なり、弓と手の裏、及び頭と矢も亦十文字となるなり、矢を發する時に臨みては左右の肩は一文字となり體と十文字なり、この五つを五重十文字といふ、一ヶ所の十文字にても崩れたる時は射容の未だ全からざるなりしと知るべし

離

七道の法全く整ひ五重十文字の姿勢悉く調ふて、こゝに始て矢を發す、これを離といふ、離の得失は中りに大關係あるものなるに依り深く考へて修練の功を積み仔細に呼吸を味ひ妙處を自得すること肝要なりとす、弓を左右平均に引取り適當の所に收めたる後は右の眼を以て的の中心を睨む、この時左

の目は右に
 随ふ、押手
 は前に捲込
 みたる肩の
 形を崩さず
 二の腕及び
 拳に至るま
 での全体に
 力を入れた
 に向ひてじ
 りじりと推
 込むべし、
 この時の心
 は左の肩骨

第十四圖



の後に力を入れ平骨（俗に肩胛骨といふ）の下に向ひて肘を廻す如くすべし、決して右手を動かして左
 手を働すにあらざ、強めていは胸を左右に開くの心なり、要するに手の先の小細工は大いに忍むこ
 となり、此くするときは左右の肩全く一文字となり各自適當の矢束を充分に引取ることを得るなり、
 この時眼は的を左手の拇指の根に睨みじりじりと押し右手は心を腕に残して拇指を少しく延ばす心
 すべし、しかする時は矢自から離れて的に至る、初心の間はこの時往々右手を前に引出さるゝの憂わ
 り、注意を肝要とす、故に初心の間は離を大きくすべしと教ゆるなり、初心の間は充分活潑に切つて
 放つを良しとす、右手の肘を以て脊を打撃くと覺悟すべし、此くする時は強弓を引く時も前に引かる
 心配なきものなりとす、已に矢を發したる後も依然としての的を見込み居るべし、手足身軀皆泰然と
 して動かすべからず、打起の時残したる所の臍の下の心は始終動搖せしむることなく一貫して堅固な
 るを第一とす、矢を發したる後を稱して未來身といふ、過去、現在、未來の三身法に適ふ時は矢とし
 て的中せざることなし、三世の重とはこれなり、證書に五箇の離、四部の離、惣部の離、等の名目わ
 るも必竟離を右手の拳のみのことと思はず全体力を以てせよといふなり、竹林派に緊部の離とい
 ふも亦同じ、四肢五體の中心を胸に注ぎ八方一寸の隙なき姿なるに依り離も亦胸より起るは當然の
 ことにして手の先のみに任ずべきにあらざ、緊部とは胸のことなり、又證書に雨露利の名目あり、雨

露利とは露などのほろりと落つる如く快く離れ滯滞することなきの心なり、第十二圖は矢を發しめを見込むの姿なり

以上述る所の五味七道を習ひて一々に研究し心に得る所あれば射容も度に適ひて動作誠に立派なり、而して矢の的中すること掌を指すが如し、今この條を終るに臨みて上來脱く所を尋ね聊その足らざるを補ひ、吉田派及び竹林派の比較を試みん、畫龍點睛の妙を成すに及ばずと雖、亦聊潤色の効なしとせんや

吉田派に在りては射法を擧げて堅一横一十文字、大切、三分一、身一盃と教ゆ、即ち身の曲尺十五の大事これなり、十五の大事は、胸に五つ、手先に五つ、勝手に五つの要點あるといふなり、胸の五要點とは反るべからず、屈むべからず、退くべからず、懸るべからず、唯平常普通の時の如く中央にあるべしとなり、手先即ち弓手の五要點とは胸より高からざるを要し、卑からざるを要し、後ろに過ぎず、前に過ぎず中央を得るを要すといふなり、勝手に即ち右手の五要點とは、勝手に落着く處は肩より離れ過ぎたるを惡しとし、又着き過ぎたるも惡しとす、高きに過ぎ卑きに過ぐるも皆共に惡し、適當の位置に着くべしといふなり、以上即ち堅一横一十文字の傳なり、身體の位置を調ふるに堅より見ても一文字となり横より見るも一文字となるなり、堅横を合する時は十文字となる、これに依りてその

名目を立たるなるべし、竹林派はこれを三つの曲尺といふ、三つの曲尺とは胸に一つ、弓手に一つ、勝手に一つ、合して三ヶ處なり、三つの曲尺正しければ自然に全體の姿勢を調へしむるものなりといふ、大切三分一とは打起して引き取るの法をいへるの名目にして、弓手を大目押しし馬手は早く三分の一を引込むべしと教ゆ、この處を竹林派に在りては双手共に平等にせよといふ、吉田の三分一の傳は弓手の挽むを防ぐの用心なるべく一理なきにあらざと雖、必竟片寄るの憂あるを以て竹林派の平等を良しとせんか、日置の本書に據れば竹林派を正とすること眞に近し、身一盃とは充分に引取りて身體を弓に割込むをいふなり、竹林派はこの處を論ずること特に精密なり、吉田の堅一横一十文字、大切三分一、身一盃に對し竹林は五味七道、五重十文字、父母、比人双、父母の收、抱、離、三身等の名目を立つ、大略に於ては日置の證書を其儘に傳へたるものなり、要するに竹林は吉田に比して一層精密なるに似たり、

足踏に就きて兩派の比較

吉田派は八文字と丁字を以て足踏の度とし兩足の拇指を的に向け當つるを法とす、然るに竹林派に在りては一層精密の説をなし弓手の拇指の後角を的に當てて右手の足は拇指の爪根を以て的を指すべしといふ、即ちこれ胸に思無邪の射状を用ゆるといふの傳なり、足の曲尺といふも亦同じ、その大略よ

りいへば吉田は少しく抱くの姿にして竹林は的を直横に見るの姿なり、必竟するに吉田派の傳は引込むに随ひて肘を前に燃るの必要あり、往々胸を崩すの憂ありて思はず無理の出来ることあり、竹林の思無邪といふは滞りなく直に引込むの意にして一層用意の深き者といふべし、日置流の傳歌に

弓手馬手貫をぬきたる如くにて胸は柱の如くせよかし

といへるに依れば足踏の法は八字文丁字にあらずして扇を五六間開きたるの姿なるべし、即ち竹林の傳に左袒すべきなり、

打起に就きて兩派の比較

打起す時に當りて吉田派は唯平氣に打起し引取るに臨みて沈むるを法とす、然るに竹林派に在りては打起す時兩手を舉ぐると同時に心を丹田に落着けて浮がさらしむ、所謂残る強身にして恰も器物の臺に重量を付けたる如く全體確に地に据り少しも浮きたる所なきなり、吉田派の沈も歸する所は同一の處に止まるものなれとも、初心修業のものには始めより重みを止めて臍下に在らしむるの堅固なるを良しとすべし、吉田派の打起は形に於ても大ひに竹林派と異なり、弦を高く引上げ弓手は拳の根を曲げて弓の本弰を前に出すを吉田の法とし、竹林派は比の位と稱し始終兩手の平なるを法とす、前に七も道の所に脱きたるが如し、故に初心の間の打起の修學には本弰を左の股より離れざる様にすべしと

いへり、これ亦日置の正傳なるに似たり、

吉田竹林兩派の比人双の傳の比較

吉田に所謂比人双はその喚聲を同じくすと雖その文字は比人双にあらずして美人相なり、而してそのいふ所は日置流射學の諸説なり、然るに吉田派には又別に美人相と唱ふる一書あり、これ即ち小笠原流弓法の大略を讀したるものにして、普通允可として弟子に授くるものこれなり、この美人相は眞の美人相にあらず、弟子の未熟なるもの、允可を請ふ時に與ふるものにして鹹の美人相は射法を脱きたるものなり、然れどもこれ亦書籍の名にして射法の名目にはあらず、竹林派の比人双は射法の名目なり、構より打起に至る迄を比の位と稱し、弓手馬手の兩手釣合の片寄らざる形を稱するものなり、双とは引收めて兩手と左右の肩と皆共に一文字となりたるの位をいふ、比の字及び双の字の形を見るに左右共に等しく聊も片寄たる所なし、要するに左右平均の力を入るゝの論なり、而して人の字たるやへノの二つ相助けて成るの形にしてへなければは倒るべくなければ倒るべし、左右相共に輔けて偏寄することなきの位を唱へて人といふ、父母の收といふもの即ちこれなり、故に吉田派の美人相は射法の總名にして竹林派の比人双は射法的一名目なり、

身一盃と五部の詰

身一盃とは前にもいへる如く吉田派の脱なり、竹林派には五部の詰と稱する傳あり、この兩者大牀に於ては同一なり、弓手馬手の張合をいふなり、吉田派の身一盃は前にも略述したる如く充分に引取りたる教なり、總じてこれを矢に渡るの強味といふ、細別すれば即ち剛の詰、掛の詰、右の肩の詰、左の肩の詰、胸の詰とす、弓手の腕より拳に至る迄を剛と名付け、馬手の拳を掛といふ、この兩處に緩なからしむるを剛の詰と稱し掛の詰と唱ふ、弓手と馬手は如何に充分の力を籠めて張合ふと雖、肩に緩を生ずる時はその効なきに依り左右の肩に力を入るゝを肝要とす、これ即ち左右の肩の詰なり、剛の詰より肩の詰に至るまで充分なりと雖胸に緩ある時は四ヶ處の力これより抜け全部の強味を殺ぐ、故に胸の緩を防ぐを第一の肝要とす、これを胸の詰と稱す、この五部の詰を潤色するに腕力次骨の二傳あり、腕力は一に臂力とも稱し引收めたる後臂先を肩の後の平骨の下に向ひて廻はすの詰これなり、次骨は小腕と二の腕とを強く揉合せて詰めたる強味なり、吉田派は臂力次骨に對して臂詰の傳を立つ、臂詰とは引收めたる時小腕と二の腕を離れ密着せしめよといふの傳なり、竹林に比しては甚簡單なる論といふべし、

抱と持

弓を引收めて將に發せんとするに臨み暫時の間保ち堪ゆるを持といひ亦抱といふ、吉田派その他の流儀には持といひ、竹林派にはこれを抱といふ、固より同様の味をいふものなれども抱と唱ふる名稱を付けたるの故少しく別あるを認む、抱とはこれを喰ふるに貴き物品を主人よる預れるが如く最も大切に捧げ持つべきものなり、然れども主人より返納すべき命ある時は惜氣もなく返すべきこと勿論なり、これその物たる如何に貴き品なりとも元來自己の所有にあらざれば惜むべき道理なければなり、抱もこの比喩の如し、引收めて保つ時最も大切に堪ふべきこと勿論なれども離の機會に至る時は洒然と離るべく、決して滯るべからずといふの教なり、故に持とのみいへば唯々大切に持つのみにて離に臨むの用意に於て少しく足らざるものあるに似たり、一步を進めて抱の心あるを良しとす、こゝに脱く所の持は過ぐる時は矢の勢に衰を生ずるの憂あり、而して抱は群にせざれば所謂早氣の病となり矢の勢充分ならず、この兩失は中りに於て大害なり、注意せずんばあるべからず、

紅葉重

吉田派の紅葉重は手の内のことなり、弓手の小指より順次に繰上げ指と指との間に隙間なく重ね詰めて手の内を定むるをいふなり、竹林派に所謂骨法、總捲りの法即ちこれなり、この派に在りても一に紅葉重と唱ふと雖、竹林派の紅葉重は獨手の内の法をのみ稱するにあらず、射法の始終に通じたるの

名目なり、傳の歌に（一）

青楓あきの梢をすさまじきもみちがさねに嵐吹くなり

この歌の青楓は春夏の間の若葉の緑青々として、夏に至りて愈茂り翠滴らんとするの景にして、これを右手左手其他諸要處に力を入れ充分の勢を籠めて引取るの姿に喩ふるなり、而して已に充分に引取りて收めたる弓を機に應じ活潑に切て放ちたるは秋の梢の紅葉の花の如くなるも一陣の西風に吹き去るが若しといふ、これ秋の梢は凄じと興じたるの句なり、切て放ちて矢は已に弓を離れて飛去りたり、弓を射るの樂はこれに終りたるが如くなれども決して然るにあらざるなり、已に切て放ちたる後も未來身の用意大切なり、吉田派の腰詰、竹林派の後の延等爰を論じたるものなり、喩へば秋風梢を拂ふて滿樹の紅葉一朝泥土に委して已に天地の間見るべきものなきに似たり、而も細に見來れば、滿地の落葉は紅の錦布滿ちて燦然目を奪ふものなきにあらざる、これ傳歌の下句にいふ所の意なり、又一に老樹の晴嵐は紅葉散滿て冷なりともいへり、射容姿勢全く整ひ用意充分にして聊も拘泥滯滞する所なく氣滿ち榮極りて踏踏過不及の失なく發すべきの機會に至りて洒々落々として切て放ちたる後は五体四肢閉々として延び氣息善く調ふ、此の如き完全無缺の射形を稱して紅葉重といふ、又一に紺綾錦の位とも唱ふ、五重十文字の法を熟し横堅の平均を得たるを紺の位といひ、この時の心を君臣直ければ國

豊なりと唱ふ、身弓意の三つ相合して三業全しともいふ、喩へば君主の権限に制限なければ下情上に達せず、臣民の権利強きに過ぐれば政令行はれず、この兩者の一ある時は一國の政治宜を得ざるが如し、兩者の間を調ふるには最も適當なる平均を保たしむべきなり、故に君臣直なれば國豊なりといふなり、弓は君なり身は臣なり、これを調ふるは意なりと説く、これ三業の傳の心なり、綾の位とは比人双の平均宜しきを得て花開き鳥歌ふの時にして陽氣天地に滿ち射形皆整ひて圓滿なるをいふ、錦の位とは紺綾の二位より突如として變じ四方引控めて中心の胸に集めたる力を一度に切て放すの位なり、紺綾錦の三つは共に織物の美麗なるに喩へたるなり、紺は固より好ま織物なれども綾の紋ありて巧緻なるは猶一段の美あり、絛固より巧緻なれども錦は一層高貴なるべし、錦に至りては表面の美麗なるのみならず、裏面に反て知られざる巧を盡したるを見るなり、これを錦位の射形の未來身に言ふべからざる妙處を備へたるに喩へたるなり、錦位の美は紺綾二位の美より生じ、紺綾二位の美は錦位の美を俟ちて成就す、竹林派の所謂五輪碎なる傳も亦爰に外ならず、五輪碎とは、第一を土赤黄色中四角といふ、第二は水赤黑色北圓形とす、第三は木赤青色東圓形なり、第四は火赤赤色南三角にして第五は金赤白色西半月とす、土赤黄色中四角とは射法練習の初歩にして昧を据えて動かさること土地の如くし、胴造は四角なる柱を樹てたるに似て直立せしむべく、反らず屈まず中央なるべ

し、黄色は中央の色なるを以てなり、四角とは五身七道を一々に別ち角を立て、習ふをいふなり、而して蹄する所は八方平均を目的とすべしとなり、爰を教ゆるの歌あり

剛は父掛は母なり矢は子なり片思して子はそだつまじ

父母共に心を盡せば子の成人するが如く、左手右手の力不平均なく好く揃ふときは矢の勢充分にして中りも相違なしといふの意味なり、水眸黒色北圓形とは土眸の四角なる形を覺えたる後は水の方圓の器に随ふ如く角を丸めて角立たざるの心あるべく、離に對する用意は水を流すが如く又露の落つるが如くするといふ、これを經の段と唱ふ、絹の繫の揃ひて見事なるに喩ふるなり、即ち絹の位といふに同じ、木眸青色東圓形とは、經の段に於て已に諸點の規矩を整へ木眸に入りては三春の好時節に百花の爛熳たるが如く充分用意を盡して自然の妙に入るをいふ、絞の位即ちこれなり、爰を稱して師弟相生すれば諸學の長高しと云ふ、師とは弓なり、弟とは射手の體なり、射人の體は弓の心に隨ひて相協ふべし、弓と體とは影の形に隨ふ如くなるべし、影は特更に形に隨はんとするにあらざ、形も敢て影を伴はんとするの意なし、而も自然に相和合して一時も相離ることなし、弓と身の相和合するも此の如くなるべし、規則に拘はるは初段或は經の段の間にしてこの木眸の時に至りては格に入りて格を出すべきなり、これを木眸の段といふ、火體赤色南三角とは木眸に於て已に見事なる事を盡

したるに加るの強味をいふなり、三角とは強く力を籠むるの意味なり、凡そ事は充分なれば必ず衰ふるものなり、木眸に於て已に充分に達するに依りその衰へを生ずるを防がんことを用意するなり、この所は初心淺學の悟るべき處にあらざ、鍛錬の功を積むこと久しくして始めて自得するものなり、至高至妙の術なり、この眸に於て最も肝要とする所は木眸より變じて火眸に轉ずる所にして、即ち靜肅沈着の中より電光石花の勢を以て離るゝを大事とす、弓一代の大事實にこゝにあり、傳書にはこれを稱して鐵石相尅して火の出づること急なりといへり、この火眸を大成するの傳を朝嵐、松風といひ又弓に身を知らずといふ、歌に

朝嵐身にまみにけり松風の目には見えねと昔は冷し

身に染むといふ語の縁を假りて弓に身を知らすの名とせるなり、諸法完備して欠點なく峯々たるの位を朝嵐といひ、それより離の嵐々たる位を松風といふ、竹林坊如成のいふ所を見れば射形の大極はこの朝嵐松風の二つに蹄するが如し、貞次は少知は菩提の妨なりといひ、如成は有無の二つなりといふ二人のいふ所甚意味長くして解し難きに似たれども、要するにこの所に及びては一點の私なく自然の勢に任せよといふなり、自然の勢に任せよといふは、注意をせずして可なりといふにあらざ、規則に拘泥して勢を殺すべからずといふなり、藝術の境を出て、心術の位に住せよとなり、即ち無念無想

にして的もなく弓もなく矢もなく我もなく、巍然として富士山の天表に聳ゆるが如くなるべし、喜怒哀楽もなく、哀樂もなく悲もなく恐もなく、虚心平氣にして而も犯すべからざる尊嚴の備はらざるべからず、所謂莫妄想にして善惡以上に抜けて泰然自若たるの境に住すべし、この時に至れば剛弱固より自然に適當の度に協ひて一點の滯滞あるを認めざるに至る、此の如くなれば離の調子に際を生ずることもなく、煖々として離れ圓滿具足の位に達す、これ即ち錦の位にして火昧の成就なり、初學に在りては五部の離を教ゆるに四部の離といふ、これ他なし四部の詰を胸の一部を以て打破するの理なり、而もこの錦位に達し朝嵐松風の傳を悟り得たる時は形の上にあらずして心の上の妙なり、これを紫部の離といふ、更に委しく之れを論ずれば火は南方に屬し色を赤とす、易に於ては離の卦なり、離は二陽一陰を抱き(三)其形中心空虚なり、象に取りては明なりとなし美麗なりとなす、即ち火昧の段は心中に諸種想念を止めず無念無想にして自然の美と順はずの位とす、或は爰を無垢誠と唱ふ、無垢誠とは一點の穢もなき心をいふなり、金眸白色西半月とは老眸の弓に川ゆるの傳なり、木昧及び火昧の妙處は實に妙にして射法の精を極めたるものなりと雖、老衰に及ぶの人或は病後虛弱の人に在りては筋骨共に力に乏し、故にこれを補ふに半月の位を用ゆ、この段の修業は強を去りて弱からず、柔よく剛を制するの心なり、固より他年熟練の結果なるに外ならず、喩へば達人の語ふ聲は低しと雖強く遠きに聞ゆるが

如し、この段は墨繪の妙味あると同じく素朴の中にいふべからざる趣味あるの位をいふなり、寂あり餘韻あるの處なり、以上述ぶる所の五昧を五輪碎といふ、紅葉重の傳を區別し詳説したるものなり、

重と延

重とは全体強味をいふなり、打起の残る重より引收離に至り未來身に至る迄聊たりとも緩むことなきを重といふ、延とは重を補ふの術なり、重のみを知りて延を知らざれば術に凝を生じ所謂頑固に陥るものなり、これを救ふの術を延といふ、重は専ら體の浮かず緩まざるの法なるにより時として沈むに過ぐることもあり、故に筋骨の縮まざる爲めに延を用ゐて之れを延はずの要あり、歸る所は延も重も強味を保つの一節なり、吉田派には重といふことなく唯延のみを説く、この故に體の勢上部のみ勝つの憂あり、喩へば根の淺くして枝の榮えたる樹の如く又礎の確ならざる家の如し、一見誠に見しと雖も根本に力無なきを以て少しく風を受ければ忽ち倒る、竹林派は重を専とし延を次とす、これ根を固むるの用心なり、歌に

帆をかけていそぐ船にはあらずとも水ゆく鳥の心知るべし

表面より見れば何の用意もなきが如くなれども裏面は千斤の重味を丹田に修めて恰も水鳥の足に暇なきが如くなる用意あるを要すといふの意なり、残る重の心得なきとは全体弓に懸り持たれて射形の崩

ること論を待たず、吉田派にはこの重の傳なきを以て未來身に轉する時に當りて腰膝を用ゆるなり、腰膝は竹林派の後の延に似たることにして、この派に所謂沈の一種とも稱すべきなり、然れども竹林の後の延は自然にして吉田の腰膝は時に臨みて細工を用ゆるの嫌なしとせず、得失自から兩者の間に在るべきを見るなり、

離に就きて兩派の比較

離の必要なるは前にも町軍に解説する所の如し、故に流派の何に屬するに關せず離を大切にすること一様なり、然れども多少の差異なしとせず、乞ふ試に二三を擧げて少しく比較を試みん、吉田派に眞言離と稱する傳あり、竹林派に所謂雨露利なり、眞言にハ、オンなる語あり、この調子の滑なるにより洒々落々として凝滞する所なきに喩ふるなり、竹林派の雨露利も亦その語調により名付けたるものにして露の落つるが如くせよといふなり、而して竹林派の露雨利は獨り形の上の論のみにあらずして心の中にまでも及べる傳なり、即ち喜怒哀惡欲を心より投捨て、無念無想なる所を得るの謂なり、この離の餘勢のある所を讃嘆といふ、こゝに至りては筆の及ばざる所なり、人々自得してその妙を悟べきの境とす、十の離は吉田派の傳にして竹林派の惣部の離に似たり、十の離とは假に弓手妻手の力を十と定めて立てたる傳なり、五ツと五ツ、四分六分、八ツ二ツ、等の別あり、弓手の強さを六とし馬

手を四とする割合に力を用ゆるを四分六分といふ、其他皆これに準じて知るべし、押手の勝つものは四分六分の割合を心に入れ勝手の強きに過ぐるものは八ツ二ツの割合を良しとす、要は力の平均を保つ法にして片寄らざるにあるなり、竹林派の總部の離も亦その目的に於ては同一なれども、離を唯馬手の力とのみ定めず又弓手の能とも限らず、總体の強味を以てすべしと説く、吉田派の傳は小細工に陥るの弊あるも竹林派のいふ所はこの要なきに似たり、又吉田派には繼子捨と唱ふる離ありて竹林派の擲の離に似たり、繼子を捨つる如くに惜む心なきをいふなり、元來竹林派の離には四種の區別あり、即ち切、拂、別、拳、これなり、固よりこれ等の名目は稽古の時に必要なる區別にして達人の上には必ずしもこの區別あるにあらず、切とは普通の離にして的を射る時に用ひ中りを專とするなり、拂は遠矢に用ふるものにして、別、拳、等の離は矢早或は振矢に用ゆるといふ、達人に至りてはこの派に在りては鶴鶴の離を用ゆ、この離に至りては自得するの外なし、

強弱に就きて兩派の比較

吉田派の剛弱は専ら弓手に就きての論なり、同派の口傳に曰く剛弱とは握皮より七八寸の所を擧ぐの心あるべしと、これに依る時は弓手の沙汰なること明なり、前に述べたる身一盃を矢東剛弱とも唱ふることあり、十五の大事の口傳に勝手を以て押し弓手を以て擧ぐべしといへり、これ即ち打起の時先

づ弓手を伸べて押し開き、その後弦を引くの謂なり、矢束とはこれなり、この口傳に依れば矢束剛強は打起より身一盃の收までの強味をいへるものなるべし、以上述ぶるが如くなるに依り吉田の強弱は弓手の論なれども矢束強弱は身一盃の別和なり、竹林派の剛弱は五種となす、手先、掛、矢束、弓、總體の五個即ちこれなり、手先の剛弱はこの派に於て第一となす所なり、脊と脈所の間に力を入る、ことを肝要とし、四方に弱味なきを勉むべし、上を押すこ過れば下に弱味を生ず、前に過れば後に弱味を來す、五つの手の内を定めてこれを整ふ、即ち鶴の首、卵中、骨法、呼立の五つとす、前に述べが如し、第三は掛なり、掛とは馬手の法にして弓は早きを嫌ふものなるに依り抱惜といふこと大事なり、抱は唯馬手の動のみにあらず、さりとて弓手のみにもあらず、胸にもありと心得たるを良しとす、指の味は淺深の度を量ること肝要なり深く掛ければ矢の揃む憂あり淺ければ矢の播る、病となる、大要は指の先に力を入れず本を強く精を入るべしといふなり、矢束の強弱は何れの處と限るにあらざ、弓手にあり、馬手にあり、五部にあり、延にもあり重にもあり、全體の整ひたるを矢束剛強を得たりといふ、歌に曰く

ひく矢束ひかぬ矢束に唯矢束三つの矢束をよく口傳せよ

五部の平均したるや否やを考へこれを整ふるを引く矢束といふ、八方共に詰め延ぶべき所を延べたる

を引かぬ矢束といふ、唯矢束とは過不及なき極に達したる眞の矢束なり、要するに矢束強弱の傳は骨相を調へ延々と射さすべき爲の教なり、第四弓の剛弱の説は本弦より四寸程の間を強くすべし弱きを打山しと唱へ最も思む所なり、又附の上登尺内外の所も強きを良しとす、第五惣體の剛弱とは残身をいふなり残身の心を忘れて亦ら弓手にのみ押掛る時は體は弓に負けて未來身に強味なし、この強味を惣體の剛弱といふ、歌にも

打起し引くに隨ひこころせよ弓におされなもへ強弱

といへり、偏に弓手にのみ力を用ゆれば却て弱味となるなり、弓に押上げられざる注意を肝要とす、歌に

いかほども強きを好め押す力引くに心の有りとあもへよ

馬手と弓手と力を平分にし残る身の力を忘るゝことなく引收めて猶少しく延ぶるの心あるべし、この延は肩と共に延ぶるを良しとす、手の先の小細工にあらざして心に延ぶると思ふ程を度とす、此の如くすれば矢の勢を活かすこと神の如し、これ即ち竹林派の汰流の傳なり、

弦の收に就きて兩派の比較

吉田派にいへる弦の收とは射返したる時弦の止まる所をいふなり、口傳には腕の脊と弦の間一寸八分

あるべしといへり、竹林派は離に隨ふ弦の速速により弓と弦の間の近く留り遠く留まるを弦の收といふ、この收る所即ち矢の弦に別る、所なり、堅物の射法には打切を用ゆ、打切とは射返さぬをいふ、即ち弓返をなさいるをいふなり、この時は弦の收といはず、弦方といふ、古流には弦を脈所に付く如くにせよと教ゆれども竹林には初め打起の時の如くなるをよしとすいふ、以上大略日僧流の射法を説き了りたりこれより少しく小笠原流に就きて述べる所あらんとす、

小笠原流諸傳

小笠原流は往昔將軍の用ゆる所にして初祖小笠原美濃守長高足利將軍に師たりしより以來世々弓馬の家にしてその傳ふる所久しく且つ遠し、この流の射法は人より人に口授したるものにして多く書籍に載する所を見ず、今は聞く所に依り聊その大要を識さんとす、この流の射法と唯齋奥に至りては固より日置一流と異なることなきは論を俟たず、其極に達する時は必ず一點に歸するは、獨この術のみにあらず、萬般の事皆然りとす、東より登り西より登るも山の頂上に達する時は必ず一つ頂上なるに同じ、唯當初の登る時は東なるものあり西なるものあるなり、これ即ち流派の生ずる所以なり、この流に就きて余の聞く所は源昌春の傳にして最も正鵠を得たるものなるに似たり、附ふこれよりその傳を説かん、

弓を彎くに法あり、審、緩、勻、輕、注、の五とす、この目は明の高類が定むる所にしてその著書なる射學正宗に載する所なり、源昌春はこれを假りて小笠原流の射法を説明せり、而して人の配屬するに易からんが爲に一々三十一文字の和歌を以てす、これ即ちその傳なり、審に屬するもの二十首、殺に屬するもの二十首、勻に屬するもの二十首、輕に屬するもの二十首、注に屬するもの二十首、合せて百首とす、一々これを擧げてその注釋を試みばそれ或はこの流の射法を知るに足らんか、

審

審とは詳なるをいふなり、用意周到なるをいふなり、當初弓矢を手にするより審を忘るべからず、最も氣を收め心を平穩ならしむるを第一とす、審の全きはこれを基とす、

初より心にかけてならばすばあに月日の數やつららん

射を學ぶは初を肝要とす、初より心を用ゐざれば終世得る所なかるべし、初は如何なるもよしと放擲すれば種々の悪僻を生じ終に救ふべからざるに至る、注意すべし、

へたてなく初心の射手の言葉をもあしきは捨よ能は用るよ

萬般の事己の爲す所は己に知れざるを常とす、故に他人の意見をを用ゆるをよしとす、唯初心のものと雖所謂間目八目の諺の如く取るべきことなしと限るものにあらず、耳を開きて採るべきは採るべしと

なり、

つかのまも弓射るものは昔より立つる二つの法を忘るな

凡そ弓を射かんことを欲するものは昔より定めたる二つの法を忘るべからず、二つの法とは何ぞや、審と固との二つなり、審は前にも説きたるが如し、固は堅固なるをいふなり、足踏より胴造に至るまで堅固なるべしといふなり、

程もよく初のすましよき射手はげにも氣高くみゆるものなり

初の清しとは的に臨む時の姿をいふなり、足踏を本とす、足踏は丁字ならず八文字ならず、丁字なれば及ばず、八文字は過ぎたり、過不及なくすべし、足踏の度を定むること此の如くにして體は延々として水の清きが如く山の動かざるが如くなるべし、

大鳥を我中すみに押あてし手つゝき丸く弓がまへをせよ

これ即ち弓構の初をいへるものなり、大鳥の節を以て各自の中盤とし弓構をなすを度とす、手は丸く抱くの心にして満月懐に當るの姿をよしとす、

大石を抱く心を忘るゝな居向に向けよ肘口をはれ

これも亦弓構なり、大石を抱くの心あるべく、赤子をいだくの心あるべし、居向とは體の向け様なり、

無理なく的に向ふべし、強いて體を撻るは悪し、自然に隨ひて向くをよしとす、無理なく的に向はんとするには足踏の如何にあり、足踏の皮宜を得れば體は自然にして適當の位置にあるべし、これ的中の基なりといふ、

矢は横に弓は堅なれ十文字こゝろのかねにたくらへてあよ

矢と弓は正しく十文字なるべし、矢と弓と十文字なるが如く己の身も十文字なるべし、弓手馬手と體と十文字ならざれば片寄りて射形を成さず、弓矢の十文字は知ると易けれども我身の十文字は正と不正を知ること難し、深く注意せざればその正を得ること能はず、

人々の心のかねに替わり押手三分に勝手三分に

各自の生質によりて自から差異あるなり、押手に力の入るものあり、勝手に力の過ぐるものあり、その度は人々同からずと雖押手に三分二の力を用ひ勝手に三分二の力を用ゆべし、即ち六分四分に響き分くるを法とするなり

たふく〜と弓構へをして目通へもろ打上にあげて引くべし

堂々として弓構をなし、これより充分に兩手を伸べて目通へ弓を打上げよとなり、日置流には打起といふことあれども小笠原流には必ず打上といふなり、この流にありて打起を用ゆる馬上の時のみなり

り、打起には弦を引く、打上は弦を引くことなし。

其人のかたちによりて初よりかた打上に引ともよし

各自の天性により敢て諸打上に限らず片打上にするも妨なきなり、片打上とは弓手に力を入れ押すに便なる打上なり、諸打上に比すれば弓を後に打上るなり、老人の如きはこの打上を用ゆべし、弓手の力を助くるの功著し。

打上の曲尺といへる人々の生によりてかはりこそすれ

打上の度は人々の性質によりて變化あれども要する剛弱の法に随ふを法とす、高きに過ぐれば體に浮を來し卑きに過ぐるときは縮むの憂あり、浮くと縮むの二つは共に弱點を來すの基なり、

索引してたやすき弓を左右よりもどして弦の納りを見よ

打上の度と示せるなり、空引をなして左右より戻し自然に止まる所を以て己の得る所とすべし、これ即ち打上の度なり、而れども初學のものは充分高く打上るをよしとす、毫も滞る所なく随分高きを尊ぶなり、

風もなく空に煙の立のぼるころの如くうちあけよかし

打上は嘘へば風無く朗なる空に煙の立昇るが如くすべし、悠々として溢瀟する所なく、圓満の相ある

べしとなり、この傳は小笠原流打上の大事なり、迫らず緩まず、彬々として中道を得るを期すべし。

澄む月のにほひもちりてさし出る我ふところの中は山端

弓を出すこと懐中より月を吐くが如くすべし、空晴れて風靜なる時明皎々たる月の山の端を上るが如く弓と捧ぐるをよしとす、最も悠々追らざるを肝要とす、これ亦打上に就きての教なり。

押まはす手の内がばとをしてるよいつのよに又あさるべきかは

弓手の傳なり、打上より引取に移らんとする時は活潑に押込むべしとなり、この時充分の勢を以て押込むにあらざれば又何れの時を期してか押込むの機會あらんや、この時を以て押込むを眞の好機會に乗ずるものとす、故に勢を籠めて押込むべし、然れども唯注意すべきは體の備なり、體の備を崩すに至りては甚度に過ぎたるものなり、體の姿勢を壊らざる限は充分に力を用ゆべきなり、

押まはし暫時ためらふ其中に左右の筋を道ひくぞかし

弓手を定むるの法をいへるなり、弓手三分の一の度に達する頃に及びて弓手を定むべしとなり、この時は引くことを止むるにもあらず、又止めざるにもあらず、この加減を悟ること難しとす、心に掛け修業すべし。

引取は中力強く押手張り只中高にまさることなき

引取は双手の腕に力を籠め充分に押手を張り伸ばし中高に引取るべし、虹の形とも割橋とも唱ふ、日置流に所謂山掛け、反橋なり

ひきとりは實に大鳥の羽をのして雲井を下る心得ぞよき

引取は鷹などの大空より下るが如く如何にも悠々たるべし、離離として揺しきを嫌ふなり、心を丹田に残し五體を山の如く靜に据へ、穩に圓滿に引取るべし、段を付けてぎくぎくと彎くを惡しとす、

引波し弦をはとめよとむなよ只筋骨の延合ぞかし

この傳は即ち引滿ちて將に離れんとするの間の法なり、引取りて勝手の自然に落着く所に弦を止むべし、弦は止むと離決して止まるにあらず、この時に至れば筋骨の延合を以て弓手と馬手を左右に押開くの心あるを要す、これ即ち止めて止まらざるなり、竹林派の紫部の詰に同じ、

離まで業はいろく名もあれどるひと息の内に社われ

弓矢を手にするより離に至る迄種々の法ありと雖、必竟するに最後の息を全からしむるにあり、最後の息を全からしむるは審、殺、勻、輕、注の五法を究め暫時も油斷あるべからず、弓矢を手にする時を以て直ちに離の時なりと考へ、この時より大事に思ふべきなり、

數

殺とは引きて滿つるをいふなり、右の肩の骨に掛を止め弦を安んずるの時を殺と唱ふ、殺の巧拙は矢の勢に大關係あり、殺の熟練なければ勻も隨て整ふものにあらず、勻の整はざるは的中せざるの根源なり、この故に殺を習ふこと甚大切なりとするなり、

引となくゆるすともなく梓弓只息をのみはると覺へよ

勝手の落着する所を定むること肝要なり、勝手の止まる所は左の肩骨の角を度とす、勝手已にその止まるべき所に落着したる時は腹を便々と延ばすべし、弓手馬手の力に緩なく押合ひ滿つるに及ぶと同時離るゝの用意あるべきなり、只息をのみ張るべしとは拳の先の小細工をなさず氣を以て延合ふの謂なり、

もたれにはきり手の内にあるもよしまた付やりに放ちても見よ

勝手の止まる所に就て熟練なければ持れの病に陥るものなり、持れの病に罹る時は弓勢全く死し處々に緩を生じ的中することなし、持れの原因は實に多く勝手の定らざるに歸す、時に或は弓手の力乏しきよりも起る、この病を治するの方は切手の内に射ると付遣に射るの二つをよしとす、切手の内とは打切に射るをいひ付遣とは勝手に關せず弓手のみにて射るなり、弓手に力を入るときは自然と勝手の位置も定り持れの治すること神の如し、持れとは引滿ちて持つこと度に過ぎ離れ惜むの僻なり、

五つづ、押手勝手とくばりなば放ちはずらふことやあらしな
押手と勝手との力平均せる時は離に苦むことあるべからず、押手のみ力を籠はれば軀を前に引付けら
るゝの憂あり、勝手のみ強きに失すれば弓に押上げらるゝの憂あるなり、この憂を防ぐには腹部の力
を緩めざることを肝要とす、腹に充分の力あれば片寄ることなし、

三つ程あらん勝手のもたれをば押手にふたつくれてこそあよ

これ亦持れを治するの既なり、持れは時に弓手の弱きより生ず、弓手弱ければ勝手必ず引き過ぐるこ
と自然の勢なり、この時には勝手を耳の邊に止め切手の内に射るべし、此の如くする時は押手に力付
きて離は自から懸し、耳の邊に付るの心にして恰も適當の所となるなり、己の心に感ずる所と他人の
傍より見る所とは少しく異なる所ありと考ふべきなり、これ即ち勝手にある所の三つの力を弓手に
二つ譲るの理なり、

持れにも色々あれど其外は只腰つめに心得せある

持れの依りて生ずる所種々ありて押手の持れ、馬手の持れ、腰節の持れ等皆各その原因あり、押手の
持れは勝手に起り勝手の持れは押手より生ず、腰節の持れは體の前に懸るより生ず、前に懸れば力の
平均を得ること能はずして氣滯りて押手勝手共に働を自由にすること難し、膝頭より力の抜けざ

るを肝要とす、

押手をはいかに直にさしのはしなにあふ山を押す心せよ

古人曰く左手は泰山を推すか如くせよと、泰山は支那の大山なり、押手は充分に伸べて力を籠めて押
すべし、その心山を押すが如くなるべし、

勝手をは大事になせよ虎の尾を握る心とさもひさだめて

勝手は虎の尾を握るの心あるべし、最も大切にすることを要す、古人も右手は虎尾を握るが如くせよとい
へり、虎の尾を握るは甚悉るべきことなり、故に甚強く握るべきにあらず、而れども已に握るといへ
る以上は緩きに失すれば抜け去るべし、固かならず緩からず大切にせよといふなり、

弓作る工の妻のもろこしのきみへ解りし言の葉そよき

昔時支那に弓工あり、その妻楚玉の間に答へて曰く、前手は拒の如く後手は附枝の如くす、後手之れ
を發して前手は知らずと、前手は弓手なり後手は勝手なり、拒は槻なり、附枝は枝といふに同じ、こ
の弓工の妻のいふ所押手勝手の宜を得たるものなり、押手は大木の如く確に勝手その枝の如くなるべ
し、勝手より離れたる時と雖弓手はこれを知らざるものゝ如くなるべし、

押手をはけやきの如く直にして勝手はそれに付枝そかし

この歌は前條の注と見るべきものなり、押手に充分の強味あるをよしとするなり、

妻手はたゞ弦にも矢にも迫るなよ向を定め軽く引きとれ

この傳は掛の法をいへるものなり、妻手は唯穩に引くべし、然ること度に過ぎて弦に迫り矢に迫る時は引挽を矢に及ぼす、故に唯弓手の押すに隨ひて素直に引取るべしといふなり

不滿をはいかにも強くいましめよけに百病の長と思へは

不滿即ち早氣なり、勢猶滿つるに至らずして已に早く離るゝなり、早氣の原因多々あり、弓を射るに禁す可きことの第一なり、百病これより起る、

人々の己が力にかつ弓を好みて早くなるそおほけれ

不滿に種々ありと雖最も多くは各自の力量に比して度に過ぎたる強弓を好むより生ず、弓の力強きに過ぐる時は弓手充分に伸びず、勝手その至るべき所に達せず、氣迫り心亂る、故に持滿の妙に至ること能はず中途に離るゝあり、弓は己の力に應ずるものを用ゆべきなり、

我知らず下段になりて延合す日増に早くなるものもあり

射形に上段、中段、下段の區別あり、下段の射形は兎角延合ふに不便なり、我知らず下段の射形になるものあり、下段の射形になるものは延合ふこと能はずして離の早くなるの傾あり、上段、中段の射

形を用ゆべきなり、上段の射形とは總體の姿勢に於て高き處に定むるをいふなり、下段はこれに反す、唯老年に至りては下段の射形を用ゆるを良しとすべし、

腰筋のあしく押手の定らで押されず早くなるものもあり

腰筋に欠けたる所あれば膝前に屈むものなり、膝前に屈めは押さんと欲するも押す能はず、無理に押さんとすれば知らず離るゝに至る、これ皆腹に力の入らざるより生ずるなり、胴造に欠點あるものと知るべし、

付ひくゝなるにまかせてかけころひ覺えず早くなるものもあり

勝手の着く所下りたるに依りて不滿となるものあり、勝手の落着する所卑きに過ぐれば掛に欠點を生じ思はず離るゝに至る、これをかけころびといふ、初學の間に注意すべし、第一の禁物なり、

手の内の深きおゆへに押合すなくりて早くなるものもあり

弓手の手の内深く握るに過ぎて充分に押すこと能はず已を得ず殿りて不滿となるものあり、手の内を定むること肝要なり、深からず淺からず中道を得べきなり、

射習に押手を打ては我知らずおそれ早くなるものもあり

初心の間に押手を弦に打たるゝことあればこれに恐れて思はず早く離るゝに至るものあり、押手を打

たるは必貴手の内の力なきに依るなり、稀には弓手の肘に力乏しくして戻りこれが爲めにするものなり、要するに弓手の強味充分ならざるが爲めなり、この病を治するは少しく弓を押伏て射るを良しとす、

一二度も押手をうたはしの付て早くその氣を忘るゝそよき

しのは古の軈に似たるものなり、軈は腕の脊に付けしのは腕の腹に付く、長さ五六寸とす、押手を打たれたる時強いて堪へ忍ぶべからず早くしのを付けて恐を忘るべし、然らざれば言ふべからざる頑固の弊を生じ不満の病治することなし、

忘るれば何のことなきものぞかしがまんのことろあるそ益なき

押手を打たるゝ恐れもしのを付けて痛を防ぎ恐怖の念を忘るゝ時は跡もなく打たざる前と同じ心となり何の妨もなきに至るべし、似而非我慢は益もなきことなり、

かたひどの間をうしろへ引上て下筋強く上筋をはれ

この傳は押手の極處を教へたるものなり、肩と肘との間を後に引上くるの心ありて腕の下筋に力を込め上筋を以て押張れよとなり、これ即ち前ならず後ならず上に過ぎず下に過ぎずその宜を得たる所なり、この法に隨ふ時は手の内の深淺も自から適當の所に定まること妙といふの外なし、

勻

勻はひとしきなり、整ふるなり、筋骨の延合を肝要とす、勻の法にして完全なれば矢必ず的中す、

引満てまたとのふることなくは放つ矢とのいかて中らん

賊に殺の法を手にて得て引満つること充分なりと雖、勻の法に於て整ふ處なければ矢の中ること多からず、勻は氣合を以て八方の力を延ぶるなり、胸を中心として四方に張り延ばすの心なり、固より形を以て延ばすにあらざ、心を以て延ばすなり、形は心に隨て自然と適宜に延ぶるものなり、

放さん思ふより猶息合はのびるともなくつめるともなく

將に離に至らんとする時は平氣なるべきなり、この處射處に於て最も悟り難きなり、深く味ひて自得すべきの妙處とす、力を籠むるにもあらず、弛めざるにもあらず、力は中に充滿して外平穩なるべし、

ねんごろにとはずは誰も教ゆへき下手にもならへ月のもとすえ

この心は廣く開ひ深く思へるといふなり、延合の處は前條にもいへる如く甚悟り難きものなり、種々工夫を要すべきなり、故に特にこの點を研究すべしと教へたるなり、弓の本末とは延合は弓手と限らず勝手とも限らず、全軀の工夫なるをいふなり、本末とは猶全部といふに同じ、

延合は弓手に定め妻手にしめ腹より物身筋骨をはれ

この條は形の上より假に延合を説きたるものなり、弓手を定め充分に力を入れ妻手も亦確と締めて戻ることなきを致し、腹より惣身に至るまで物身に強味を入れるべしとなり、聊一方に緩めれば力その處より抜け去り他の諸點の力を込めたる所反て害をなすに至り、矢は必ずその力に押されて思はざる所に飛ぶに至るべし、竹林派の所謂八方箭、紫部の箭も亦この延合をいへるものなり、これ即ち勻の法の要點なり、

むかしより五分の延合懸はぐれ皆流々のならひなりけり竹林派の法流、吉田派の五分の箭これなり、已に引取りて收まりたる後肩と共に少しく延ぶるの心あるをいふなり、これに依りて懸も自然に解ければなり、勢内に充ちて自から懸の綻ぶるは善し、全く同じ委なりと雖懸滑は悪しとす、懸滑は懸に失あるより起り勢の満ちて離るゝにあらざ、過失なり、自から區別ありと知るべし、五分の延合の名ありと雖取て五分に限るにあらざ、この度は修練して自然と心に得べきものとす、

村雨や稻葉のつゆといふとも其程々をしるよりぞしる

村雨の傳は懸の法なり、村雨はハラハラと降る雨なり、懸の法はその如くハラハラとせよといふな

り、稻葉の露の傳も亦離をいふなり、露の稻の葉にあるもの重量満ちて軽く落つるが如くすべしといふの意味なり、この喻は實に好く離の法を説明したるものなり、露は特更に落ちんとするにあらず、稻の葉の敢て露を落さんとするにもあらず、兩者の間に固意なきも力満ち機熟すれば自然と落つ、恰も弓手馬手其他の延合充分なるに及びて自から掛の綻るに似たり、要する圓滿滑脱の相をいふなり、歌に曰く

草々の程々に置けつゆの玉重きは落つる人の世の中

これその心なり、深く考ふべきなり

總まくり紅葉重も鶏卵も皆手の内のならひなりけり

弓手の法をいふなり、總まくりは日置流の骨法に同じ、手の内の皮を四方より中心に寄せ集むるの心に手の内を定むるをいふ、紅葉重は吉田派に同じ、手の内を揃ふるなり、吉田派の紅葉重は前に述べたり参照すべし、鶏卵は日置流の卵中なり、卵を握るの心を以て手の内を定むるをいふ、以上三品皆手の内を定むるの法なり、この三品に上中下の等を定めたるの既あれども取るべきの限にあらず

掛の法は種々論ずる所ありと雖就中諸掛を最良となす、諸掛とは折目の掛なり中指の力を亦にし無名

指之れに次ぐ、人差指は只添ふるのみの心なるべし、木枯の掛等の名ありて、深くも淺くも様々に放ると雖折目の掛をよしとす、

下弦を強く折目の掛をよき妻手へ燃りて延々と必よ

下弦に強く當りて折目の掛を用る稍右に燃りて射るべし、下弦を強く射るは高く引取るに在り、この燃るといふことは無理に弦に迫るをいふにあらず、物見を越す頃より稍右手に燃るの心あるなり、この法を用ゆるは勝手の滞なからん爲なり、

人に寄り物見の付けは變るとも右りの目にて見定て射よ

物見は見出すをよしとす、練目とはこれなり、矢坪を定むる所なり、人に寄りて種々の差異ありと雖必ず右の眼にて的を睨み矢坪を定むべし、初は矢の根少しくの上より上に付き五分の延合に至りて中心に當るを見出すといふ、然れとも天性不器用なる射手にはこの妙を得る能はず、故に初よりの仇敵の如くに思ひて暫時も見離すべからざるなり、練目の法は離の延合に當て心を用ゆべきものとす、

大鳥のはだかき弓は猶更に紅葉重にこがらしのかけ

大鳥の處高き弓は兎角に落し易きものなり、此の如き場合には特に手の内を注意すべし、紅葉重の手の内をよしとす、掛は木枯の掛を用ゆべし、木枯の掛とは根深く掛くるをいふなり、木枯の風は草木

の根を切るといふの心なり、

身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてさつと射はなせ

轉は締め固むるものなり、八方の強味に緩なく締固めて不平均の所なきを肝要とす、体に緩なく弓手に緩なく心に緩なきを必要とするなり、

離口そらはぬ者は懸がねのかけやう知らぬ射手といふべし

離の射る毎に狂ひて調子に不同あるは矢の中らざる原なり、この過は懸金の懸け様を知らざるに起るなり、懸金とは諸方の詰なり、弓手も妻手もその度に過不及あり、体も亦中央の宜を得ず平均せざるをいふなり、この諸方の詰充分にして延合の力に欠點なければ離るゝ毎に調子の異なることなし、これを懸金を懸くるといふ、これ殼の第一義にして隨て又匂の大事なり、

かけがねのかけやうは只引渡し止る勝手の有所しれ

懸金を懸くるの法方として勝手の落着くべき所を知るを第一とす、勝手の位置適當の處に在らされは射形これより亂る、これを知るを殼の法を全ふするの捷徑となすなり、

止れるとを學ば、定れるとも自然におほゆるそかし

止る處を知らば定まる處を知る、これ即ち自然の道理なり、勝手の止まるべき所を心に得れば自から一

定の妙を悟るなり、平素の修業に心を用ゐ鍛錬すべきなり、大學にも知止而後有定といへり、深く考ふべきことなり、

としまれるとをもしらす引く射手はよにもたれのみくるしみをうく

勝手の止まる處を明にせざれば付感ふものなり、付感ふ時は心急しくして息迫り如何ともなすべからざるに至るなり、これよりして種々の弊害を生じ邪路に陥る、注意すべきことなり、

止れるとを探りて引く末は身の内よわく見てもかひなき

勝手の止まる處に迷ひて探り探り引く時は所謂小引に陥りて体の力に弱味を生じ外見も亦醜し、小引とは段を付けてきくきくと引くをいふなり、

止れるとはといは、外引して身の内つよくかたむるをいふ

止まる所を知るは外引にあり、外引は延合なり、好く延合て惣味の詰を緩めざれば自から宜しき處に止まるべし、この延合は甚手に入り難き所なり、左の肩を外方に押出すの心を以て延合なり、

掛かねのかけやう知らば妻手の臂弓手の筋に習こそあれ

妻手の臂に力を込め弓手の骨に強味を籠めて腹より八方に押合ふ時は氣も延び心安らかにして迫らず此の如くなれば離も隨て輕し、これ中りの依りて起る所なり、

掛かねをはずしは弦をほどくと大指はじく心得ぞよき

掛金を外すとは弦を放ち解くをいふなり、心は大指を弾く味なるを良しとす、鞆の帽子の腹を摺りて弦の放るゝを可とす、自から勢を増すの法なり、

輕

輕とは離の法なり、離は輕きを尊ぶ、故に輕といふ、輕く離るゝの本は練肩、練目にあり、練肩練目共に延合なり、練肩は妻手の延にして練目は弓手の延なり、

いつれにも掛をは重く引付ていかに輕く放るゝぞよき

勝手は充分の注意を以て叮嚀に肩口に引付くべし、而して離は無邪氣に輕くすべきなり、離を輕くするは其初に於て油斷あるべからず、離の輕きは全く心の至れるより生ず、

引付て縮合うちにも弓も矢も我身も知らではなるゝぞよき

勝手を引付て延合ひ力八方に充滿したる時は一念不動にして無念無想に離るべきなり、この時に至れば所謂これを心に得てこれを手に應じ弓も無く矢も無く我身も無く自然に任するなり、これ即ち樂の神に達したるの處なり、

思はずも放れのゆるむ射手ならば掛を然りて引上て射よ

思はず知らず掛の緩む僻あるものあり、この病を治するは掛を少しく外に燃りて充分高く引取るべし、自から縛ること妙なり、

兼てより押手のくえる射手ならば息を残して押切てるよ

押手の特別に弱き性質のものは始より充分に押さずして稍控ゆるの心を持ち離に臨みて押切て射るをよしとす、これ弓手の力を活すの良法なり、

離をは軽きが上も軽くせよ残るとなくもちしうへには

已に充分力の込められたる後は離を軽くすべし、明珠の水晶盤を轉するが如くなるを要す、苟も凝滞する所あるべからず、これ明中の本なり、

放つ矢を押手も知らず軽くせば向動かすげにも見てよき

離を弓に知らせずとは竹林派も大事とする所なり、押手に知らせずといふも同じ心なるべし、最も輕きを尊ぶ、輕ければ押手に密を及ぼすことなく向の動くことなし、所謂後手これを發して前手知らずとはこれなり、此の如くなれば射形も甚美しとなり

弓手妻手ひらに力を入れつめてそと放しつる離こそよき

弓手勝手の力平均に充滿して練目練肩の延合度に適ひ氣滿ち業極りて軽く放したるを最上の離とす

そと放つ離は猶もはなれ業ころの内は重々とせよ

圓滑滑脱にし輕妙なる離は實に最高の妙境なり、明りに軽くせんとすれば内虚しくなりて浮くの嫌あり、故に心は充分の重味なかるべからず、内に充分の強味ありて然る後初めて外に輕妙の働をなすを得るなり、

強くのみ放つと思ふ射手は只矢色もつきて中りそろはず

離れの強きに失する時は矢に震動を生じ中る矢少し、活潑に切りて放つもよし、然れども度に過れば病なり

弓に矢の負けたるとも矢もふらずよくみる射手の矢はそらふなり

弓に負けたる矢とは弓の力に比して矢の輕きをいふなり、これを射て矢の震はざるは全く射るもの業に妙あればなり、即ち離に輕妙の術あれば矢の震ることなし、幾筋の矢を射るも一樣に的中すべきなり、

腕首の力はがりて放ちなば大放れにて見にくかるべし

離は臂を以てすべし腕首の力のみを用ゆべからず、獨腕首の力にのみ依れば離は大放れとなり見苦しきものなり、且つ又的中の妨なり、

ひたすらに臂に力を入れつめて放ちてやらは直になをらん
放れの僻は専ら力を臂に入れて腕首を忘るゝ時は苦も無く除き得らるべし、これその本を正してその
末を修むるの術なればなり、

引絞り抜かしてやるとばかりにて小放れになるとぞくやしき
大放れは固より嫌ふべし、然れども小放れも亦好むべきものにあらず、小放れは唯矢を抜かし出すの
みにして其勢死せり、其嫌ふべきこととす、小放れは輕きにあらず弱きなり、弱きは病なること勿論
なりとす

手の内を見ずるとはかり心得て小放れになる人もあるなり
手の内を見ずるとは射形に心を奪はるゝなり、心外に散ずれば強味に乏し、小放れの病これより起
る、注意の足らざる所あればなり、心を用ゐて惣身の力を忘るべからず、
色とりて磨き上るは離なりその人々のなりかたちよく

離は弓を射るの上に於て最も大切なるものなり、故に磨きたる上にも磨きて鍛練すべきものとす、各
人各その天性に依りて多少の變化あるを以て各自から修學して其宜を得るを心に懸くべきなり
強弓は骨もつかれて甲斐ぞなき弱き弓にて數をゐさせよ

己の力に餘る強弓を擲くは徒に骨を疲らすのみにして何の甲斐もなきことなり、弱弓を以て矢數を射
るに如かず、矢の數を多く射る時は自から筋骨に閉口月ありて延合押合の妙を悟るに至るべし、況ん
や昔時の達人は弱弓を以て猛獸を仕したること多し、源の義家の如き正史に傳へて其名千歳に輝く、
切りに強弓を好みて力にも協はざることに苦むは無益のことといふべし

數を射るうちに自然と弓手妻手つり合強く放れ口よき
前條にも説きたる如く修業の功を積む時は左右の手の力に不同の生ずることなく、随て向も好く離れ
も度に適すべし、こゝに至りて射術の蘊奥に達すべきのみ

虎と見て石にたつ矢も放れ口只息合の随るゆえなり
漢の李將軍一日狩をなす、虎の野に伏すを見てこれを射る、一發にして鏃を没す近づきて之を觀れば
石なり、石を見て虎となし精神一到これを射たるを以て矢の石に透りたるなり、これ即ち息合の詰り
たる結果なり、劍道に所謂氣合なり、この氣合の満ちて放るゝを放れ口好しといふなり、射術の妙は
こゝに至りて極れるものなり、

今日は勝手明日は押手と色々にかはる習のある物としれ
今日は勝手に不充分の處あり明日は押手に足らざることを認む、日々に種々の變動あるは常のことな

り、迷ふべからず驚くべからず、靜に其の欠點の依りて來る所を考へ悪しきを除き好きを存すべし、
今日明日とかはる習を知る上は心惑はず射手といふべし
時々刻々に變化あり、その變化を知りて機に臨み變に應じて足らざるを補ひ過ぎたるを抑へて過不及
なく常に一樣に射るに至れば達人といふも不可なきものなり、

注

注とは後の澄ましなり、竹林に後の延といひ吉田に腰詰といふ皆同じ、餘韻の盡きざるをいふなり、
放ちて後の姿勢をいふなり、鐘を撞きたる跡の響の如きものなり、

初より兼てかくごを極めずば放れて後の見にくかるべし

弓構の初より打上、引取に至り持より離に至るまで、一々にその宜を得るにあらすんば後の澄しは決
して成るものにあらず、放れて後の姿勢誠に見苦しきなり、後の澄ましをよくせんとすれば初より細
に注意すべきなり、

三ツ拍子たがはぬやうに射る射手を後のすましのよき射手といふ

三ツ拍子は何の感にもあるものなり、この拍子を違へざれば後の澄まし好きなり、鼓音を一とし、的
に中りたる矢の音を二とし、弓倒を三とす、弓倒をなさざる時は三の拍子は心の懸に取る、この三ツ拍

子の調子を整ふるを肝要とす、心の響に取るを打込といふ

先の世になすづみどがのむくひをもげに目の前に見ゆるなりけり

先の世に造れる罪は必ず今の世に報あるものなりとは佛法の真理なりとかや、弓術の上に於ても亦然
り、過去身現在身に於て欠點あれば必ず未來身に至りてその欠點を顯はすなり、初に力の足らざる處
あれば後の澄ましに至りてその疵必ず顯はる、

弓倒に後の澄ましの知るゝなり初心の射手にゆるすべからず

弓倒の時に至りて後の澄ましの巧拙著しきなり、初心の間は悟り難きことなり、弓倒は禮射の躰拜に
限る、常には打込を以てすべし、

我知らず弓取落すとは只後のすましの甲斐もなきゆえ

後の澄ましは注の法の大本なり、最も精細に研究すべきことなり、然るに往々我知らず弓を取落すこ
とあり、これ後の澄ましに於ける大過失なり、弓手の手の内の工夫肝要なり、

手の内をくつろぐとのみ思ふよりひろげて弓を取落すなり

弓を落すの原因は度に過ぎて手の内を緩むるよりなり、稍緩むは好し、度に過ぐれば手の内開きて弓
を落すに至るなり、細に考ふべきことなり、

手の内は心ばかりをくつろげて矢色矢所見定めよかし
後の澄ましに至りては手の内を緩む、緩むにあらざ心に緩むるなり、度に過ぐる時は前條にもいへ
る如く弓を落すの失あり、矢の發して三ツ拍子に移つる時矢色と矢所を見定むべし、矢色とは矢の飛
ぶ勢なり、矢所は矢の遠する所なり、矢坪といふに同じ

人々の弦音つるをど弦拍子折によりての音葉そかし

弦音、弦響、弦拍子等の名ありて一品二品三品の差等を論ずるものあれども要するに音の牙たるをよ
しとす、一品二品は必要なことなり、種々の名あるは人に依り時によりて唱ふるのみ、別に深き意
味あるにあらず

常々はいかにも業をたふくとあら木の眞弓引といゆるよ

新木の眞弓とは白木の弓をいふなり、平常稽古の時も堂々として射るべし、白木の弓の上弦強くして
矢押し強きを用ゆべし、射込まざる弓は總て上弦の強きを常とす、上弦の強き弓は矢所の散じ易き
ものなり、平素はこの難儀なる所を射破るを良しとす

立居まで晴れる時は射込みつゝ上弦よはき弓をいよかし

立居まで晴れる時とは貴嶺の前等にて射るをいふ、この時には上弦の弱き弓を用ゆべし、射込みた

る弓は中り細密なり、晴れの業は中りを専らとす、故に平常好く射習して上弦の強からざるものを用
ゆべきなり、獨弓の撰ぶべきのみならず射形も堂々と大様にすべきこと勿論なり、平素の用意を肝要
とす、定家卿は常に歌を詠する時も必ず衣冠を正し前面の障子を閉き廣き庭に對して堂々と坐したり
といふ、故にこの人は朝廷に於て晴れの場所に詠する時に當りて聊も臆する色なかりしといふ、この
用意は直ちに弓術の上にも適用すべきことなり、

上弦のつよき弓にて射る時は思はず知らず矢所ちるなり

前の二ヶ條にもいへる如く上弦の強き弓は矢所の散り易きものなり、矢に及ぼす力の強きが爲なり、

矢所の散らぬまでも働かず放して後の取しまりなき

これ亦上弦の強き弓をいふなり、上弦の強き弓は矢所の散るのみならず手の内に響くこと甚し、故に
離れの後に至りて兎角締め難きの嫌あり、

遠矢には弓にまけたる矢こそよき目的目當には勝ちたるこそよき

遠的を射るは弓に比して矢の輕きを用ゆべし、的矢は少しく重きをよしとす、輕き矢は遠く飛び重き
矢は中り細やかなり、五十間を越す時は矢の震ることなきものなり、弓の力の盡くるに依るなり、
一手三手五手と射るも同じこと一筋きりて射る心せよ

二本射と六本射と十本射とを問はず只一本と心得てよし、數に逐はれて急ぐを第一の禁とす、

百の矢を射ると思へど常々は只一筋のけいこなりけり

稽古の時に矢數を射ると雖輕々に射放すべからず、百あるも千あるも射る毎にその矢一筋と考ふべし、麓末にするは修業に大害ありと知るべし、不滿の病も多くは矢を大事に掛けざるより起るなり、

常々の稽古をしめてする人は晴れなる時も心まどはず

平常稽古の時注意して射たるものは改りたる時と雖仕損ずることなし、塙に打たるは平日の修業に油断あるに依るなり、定家卿の歌に於ける用意を深く思ふべきなり、

色々になりかたちこそ替れども終には同じ工夫なりけり

甲派乙流その種類多く人に依り時に依り多少の異同ありと雖、終に歸する所は必ず同じ一點なり、百川分れて流るゝも終は共に海に注ぐに同じ、彼を譽め是を嘲るの惑なること論を俟たず、

世の中に後れ先立つ習をもたくらべて見よ以心傳心

射術の奥儀蘊奧は口に言ふべからず筆に記す能はず、心を以て心に傳ふるの外なし、恰も死生の運命天に在りて如何ともする能はざるが如し、親と雖子に傳ふる能はず、子も親より受くる能はず、唯その人の器量に依るのみなり、必竟は自から悟るに在るなり

人々の姿によりて替わり得たる所をはやく知れかし

各々その天性に依り替ありと雖も亦各々適する所あり、早く己に適當したる所を悟るべきなり、是はわか得たる所と思ひなばそれを稽古の便りとぞせよ

弓手の調子にても馬手の調子にても、押合の度延合の度にても、一々所悟る所あらばその悟り得たる所を失ふことなく稽古の礎としこれに依りて他の未だ得ざる所を究むべし、一々所悟り得たる後は案外に他の悟り易きものなり、

以上五法百首の傳歌に於て大概小笠原流の射法を盡したるに近し、讀者これに依りて學ばば思半に過ぐるものあらん、

日置流、小笠原流の外猶流派なきにあらず、日本流、鹿島流、太子流の如きこれなり、然れども今世間に傳ふる所の流派は上來述べたる二流なるに似たり、而してこの二流を擧げて脱きたる以上は射法を盡せるものといふも決して妄言にあらざるべし、故に今は他の流派を略すことせり、

卷藪前

元來初心の間は的に心を奪はること多し、的に心を奪はるゝ時は體格の完全ならざるは自然の道理なり、故に初心にして體格の定まらざる間は専ら卷藪を射るをよしとす、平素的に射る時も必ずその

前後に巻箭を射るべし、筋骨の喰合を悟るは巻箭に限るなり、巻箭を射るの矢は角木或は神角木なり、射法は的を射るに異なる所なし、近世巻箭の禮射あり、往古は無きことなれども知りて益あることなるを以て左に大要を説かん

矢は右手に持つ、矢尻は小指と無名指の中に握るべし、管を後にすべし、弓は左手に執り附を取る、弦を外にあらしむべし巻箭の前六尺の處に進みて立つ、左足を一尺進め右足を踏開くべし、足の間は矢束と同じくするを度とす、足踏の定りたる時弓を右の手に移す、右の手の大指、人差指中指の三つを以て弓の鳥打より七八寸の下を執り、右の足より五寸を距て、内方に立つ、左の袖口を巻箭に向はしめ靜かに肩を脱ぐ、右の手の弓を目通に上げ左の手に移し左の手は附を取る、同時に右の手を弦に掛け弦を内に廻はす、右の手を掛くる處は弦の中關より下なるべし、弓は本羽を左の膝の上の上に立つ、この時右の手を放す、右の手は其儘矢を弓の外竹より左に運ぶ、左の人差指を以て矢を挟む、右の手は矢を放す、更に右の手は乙矢の押取の節を持ちて引抜き甲矢の管を操出して番ふ、乙矢は管を前にして左手の小指と無名指に挟む、右の手は掌を上にし腹に當つ、この時氣を平にし一度のを見込む、右の手を以て乙矢を目通の處まで引出し管を後にして小指と無名指とを以て矢の根を握り人差指を以て拇指の頭を押へ番へたる甲矢の管の處に付く、左手の手の内を定め再度のを見込み打起し、引

取り、宜しきに至りて離る、乙矢を射るの順序は甲矢に同じ、射終りたる時は弓を右に倒し右手に移して膝に添へて立つべし、それより肩を入れ弓を左手に戻し弱を握り末羽を地に付け足踏を戻すは左足より退きて一體すべし、驛の四指なる時は鐵を小指と無名指との間より出し小指のみを以て矢を握る、驛は前以て着け替へし、巻箭前には只一筋の弓を射ることあり、即ち乙矢を射ざるとあり

追加

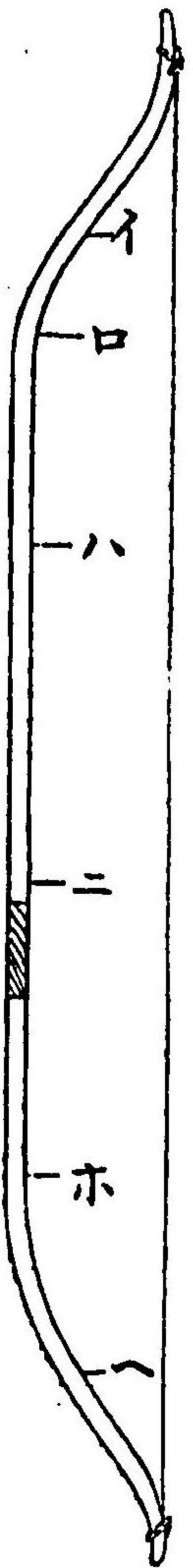
弓矢の事に關するの諸説は大畧本編に於て其大概を盡したるも此に初學の者の爲に聊補述する所あらんとす

弓の張顔

弓の張顔とは弓を張りたる時の形をいふ、弓全体の力その適當を得れば張顔の好きこと自然の結果なり、張顔の好からんこと欲せば弓の強弱所を知りて力を平均せしむべし、即ちその法二あり、一は弓の強きに過ぎたる所を削りて力を減せしむるなり、これ全く弓工に依頼すべきものとす、二は持込なり、持込は全く射手の知るべきことなり、晴ふ左に略説せん
圖に示せる(イ)と(ロ)の間最佳ひ易き所なり、この所の弱きに過ぐるは弓の調子を殺すの憂あり、強

きに過ぐれば反るものなり、反り工合を見て削り取るべし、この所の狂は多く(ニ)の所の力に乏しきことあるによる、これを直すは弦を上に向け右足を以て(ハ)の所を確と踏み、(ホ)の所を右の手に握り、(ニ)の所を左の手に握りて引上げ又引上げすべし、(ニ)の所内に入込む時は自然と力を保つに至る、(ニ)の所の力強ければ狂ふことなきに至るべし、

(ロ)(ハ)の間左右に曲る時は弦を外にして右左の手に(ニ)の所を握り末弭を地に押据へて直すべし、

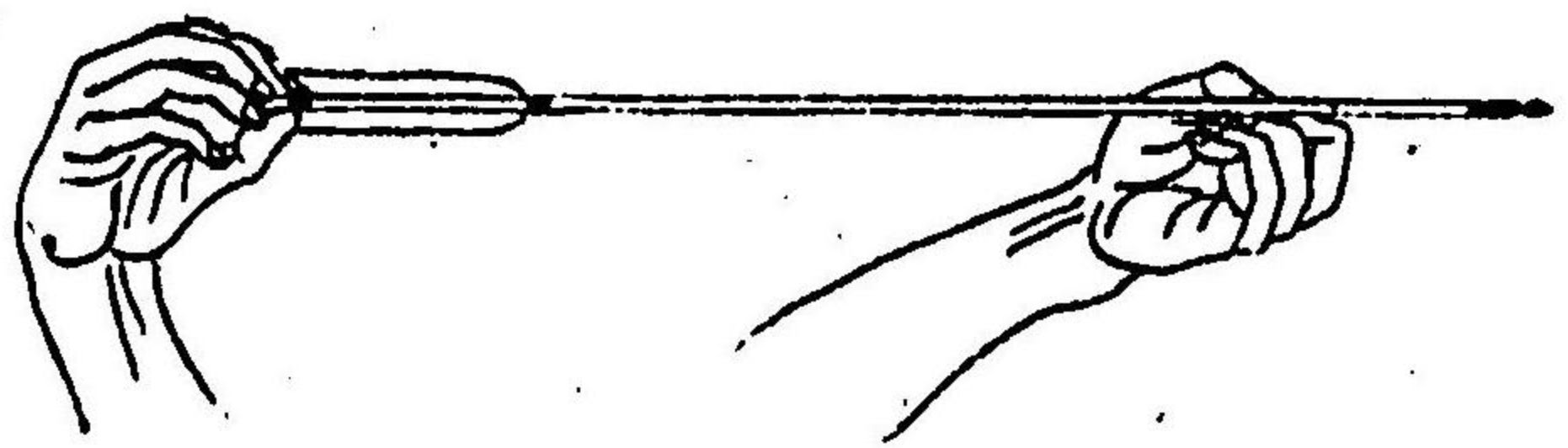


弓の大事なるは専ら附にあり、附の外に出でざる様に注意すべし、

弓に狂の生ずるは多く弦を張る時に常て不注意なるより生ずるなり、

弦の張方

弦を張らんとする時は、先づ弦の上關を末弭に掛け、下關より二三寸上部を口に啣へ、末弭を柱に當て左の手を以て(ハ)と(ニ)の中間を握り、右の手に(ホ)の所を握りて膝と共に押すべし、足は左



を前にし右を後にす、押込みて適當と考ふる所に至れば左の股を以て弓を受け止め、然る後右の手を放ち口の弦を取りて下關を本弭を籍め、徐々と體を浮かめて弓を起すべし、急にす時は弓の狂を催し或は反るの過失を致すことあり、古は弓を張る時は二人を要したりといふ、一人は上鉞を保ち一人弓を押したるものなりといふ、弓を張るの時大事を取ること此の如し、今は一人にして張るを常とす、注意すべきことなり、

弦の長さは凡そ張らざる弓に比して指三本程短きを度とす、甚しく反りある弓はこのに限らず

矢の直否を試むる便法

張りたる弓の度は弦の中關と弓の附との間凡己が手量^{たばい}を以て五寸あるをよしとす
矢の曲れるや否やを試むるは先づ圖の如く左の手の指にて筈を握み、矢柄を右の手の拇指と中指を以て環を作りたる爪の上に載せ、強く左の手の指を燃り試むべし、右の手の指に甚しく震動を感ずるは矢の筈に狂あるなり、この法に依る時は暗夜と雖矢の曲直を識別して毫も誤ることなきものなり

弓矢共に雨天の時を注意すべし、好き弓矢は最も狂ひ易く、夏時の雨天共最も甚し、

三	杉	十	高	松	至	大	大	福	北	明	井	井	長	有	岡	栗	岡	富	水	萩	明	青	金
省	原	字	岡	山	大	大	大	岡	岡	法	上	上	井	岡	岡	原	岡	岡	野	原	原	野	野
全	七	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋
國	百	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書
至	九	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂
ル	丸	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店
處	處	處	處	處	處	處	處	處	處	處	處	處	處	處	處	處	處	處	處	處	處	處	處
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書
肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆
新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新
聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞	聞
雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜	雜
誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌
店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店
ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ
モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ
賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣
捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌	捌
仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕	仕
候	候	候	候	候	候	候	候	候	候	候	候	候	候	候	候	候	候	候	候	候	候	候	候
也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也

最新版魁眞樓藏版書目

安達吟光先生著並に畫

武邊壯快談

此書は吟光先生古今の歴史より圖畫を調る時に版元の求めにて武術の爲に古より近年の大効ある者に畫を加へ學校等の賞典品に當り面白く書綴り猶岡本半溪翁校閱せられたる處の者なれば一讀すれば實に人智秀才の捷徑とも云べき良書なり

岡本半溪翁先生著 安達吟光先生畫

名將武邊一夕話

此書は半溪先生常に門人等へ歴史講義の節其大効名智なる處を抄略して是に畫を加へ平かな附て讀やすくして七才の童子にも解しよく殊に諸學校の賞譽本にする爲にしたば百卷の歴史も掌中一卷して簡便なる珍書と云べし一本を購求の上高評を乞ふ

郵正 價拾 美麗全 一冊拾 錢三拾 錢四拾 錢

郵正 價拾 美麗全 一冊拾 錢三拾 錢四拾 錢

正三位伯爵鷲尾隆聚公題字

正四位男爵藤村紫朗君題字

久富鐵太郎先生序文 今泉八郎先生跋文
吉田千春先生序校閱 安達吟光先生模寫
磯又右衛門先生次序 井口松之助先生著

死活自在柔術生理書再版

此書は柔術の極意秘傳口傳奥儀を公に著し圖解を以て詳細に説明成たる處は柔術本備、五術、護身心得十條餘、脈管圖解、當身圖解廿餘條、蘇生術心得並圖解五條餘、活法施術者心得並圖解十八條餘、獸類活法要解、人骨圖解詳名、救急療法十餘條、接骨法並圖解八條並折症圖解五條並藥用法二十餘條、柔術極意口傳奥儀說明並に圖解十五條餘、亂捕心得並に圖解、逆手、廿五條餘各大家の格首の辨に至る迄を書冊に綴りたれば陸海軍々人に及諸學校教師生徒に至る迄も尚武術の心得ある者には勿論此書一讀して常々忘るべからずして遵守すべきものなり又武術を不知と云へ共護身法心得置き暗夜道中に難賊に出合とも當身を以て一時殺し死活を自由自在になすとを得て尙轉して活を施し蘇生させ又救急法を心得て首級水死高樓より落て假死なす者を直に助けるとも一切前目錄に有之如く故に最も此書冊を著すには予は拾有五年間の苦心をなし諸流の先生に附て種々説明を聞又實地に施し確實を以てなしたれば御購讀の上高評乞最も一課一讀千金の價値ある珍書なり

總クロース金字入頗美製全一冊
定價 金 八拾五錢
二千部限り大特別金六拾錢
郵税八錢郵券代用壹割増

正三位伯爵鷲尾隆聚公題字 大日本武術講習會長津田官次郎君跋
正三位子爵波邊 昇君序文 直心影流十五世齋藤明 信先生著

直心影流劍術極意教授圖解

本書は我國武技の元質にして之を講ずる時は體格強健身心安穩なるを得るが爲に事變に處し不慮を制するに靈敏快活ならざるはなし今般齋藤大先生秘傳の奥儀に圖解を以て著す處なれば尙詳細に直心影の木刀定法○鞘形○小鞘形○刀挽等の妙手を吟光先生の模寫を乞ひ其流儀の儘と筆書に盡し實際通要の手形の技術を演じ完全なる處の者を著せば最も軍人警官諸學校教師生徒に至る迄も此書を常に秘携すれば而小手胴の道具を要せず其の形のみを記すれば必益あらんとを弘道諸君へ廣告す

正價金一圓大特別は背金文字入
背金文字入頗美製全一冊 三百餘個
正價金八拾錢郵税金拾錢

柔術大日本武術名鑑

此書は我國の有名なる劍客と柔術家流名並生國及町名導場に至る迄を凡二千名餘を併附様に雅風になして掲載したれば一覽表として一目に解し得るとを奉書摺銅版四枚續きの者なれば武道に志想の諸君は必ず座右に一葉を備へよ

正價金拾貳錢
郵税金二錢郵券一割増

岡本半溪翁先生新著 安達吟光先生考証

增補 雅景函庭盆石圖編

三版 頗美本全一冊
正價 金五拾錢
郵税 一冊金四錢

該書は岡本翁と吟光先生と新案の箱庭の造方を考へ盆栽培養法を加へ四季絶景留置日本名所の風雅の雛形を組立法を以て童裝女子にも平易く出来る事を考へ其小函に工造法に及植附又石の組形に至る迄も明細に記しおれば其數も凡百圖に近し又盆畫は一しは風雅の者成吟光先生の最新雛形に及盆石雅珍を總圖壹百五拾餘圖にして總て畫學手本にも成又美術工場の參考に成様に兩先生の胸は畫筆にあるの珍書と云ふべき者なれば四方君婦女史に至る迄此一本を購求あつて實地眞形を床の上に有て留をなし五ふとを乞ふ

米國善亞頓原撰 日本人千葉繁譯述

通俗造化機論

全三冊合本一卷總クローリス
金字入石版彩色數葉入
正價 金八拾錢
大特價 別四拾錢
郵税 六錢 郵券代用 壹圓増

此書は米國に於て幾百萬部賣たるとあるを千葉先生米人より原書を受て婦女子にも解し易く平かな附を以て面白く譯述なし又我出版なしてより今に至り其數幾萬たるとをしらヤ尙再々版を以て美麗なる挿畫は鮮明なると他にありふりのも書と述此の造化の書には男女の兒供を自由に出来ることあり世界各國に傳なるとのみを記載あれば千葉繁譯述の書を御購讀を乞

近衛軍樂隊樂手 中村主義先生譜 ○岡本半溪先生著

新式唱歌と軍歌註解全

口繪及美麗挿畫數拾個
正價 金拾錢 郵税 四錢

此の軍歌の義は最初より現今の新式法にして一讀として唱歌軍歌の註解なれば其意味の解まかたき處へ挿畫を加へ三才の童子にもわかりよき良書なり製本は最も美麗にして挿畫數拾葉個を加へたれば御購求の上諸君に大高令の良書と云ふ

東京唱歌會長四重訥治先生撰曲

撰曲唱歌集

横本全全 二冊
正價 金八錢
郵税 金四錢

一回毎ニ樂譜附

該本は東京唱歌會長四重訥治先生の最新曲譜にして我が全國至る處の諸學校の參考として教員生徒の一時も左右をかくべからざるの良書なり

四大集 古隨筆

菊版舶來洋紙 凡三百頁挿畫數葉合本全一冊 正價金五十八錢 郵税

此書は宮崎大先生所有なる處の珍書なり未だ世にまれなる處の書を四集合して集古隨筆とす其大異目錄を記せば伊勢貞丈の著平家物語義經記の武器の部記載したる者○平義器談上下貳巻を初め○墨水消夏録全三冊は東瀛洲墨水沿岸の逸話なり○搜奇錄全二冊は山東京傳の著述になり○耳袋全貳冊は根岸肥洲著の名人逸話民間出來事を記載したる書なり世の好書家は又登本を座右にをき玉

富士の家出齋著

狂滑 稽談片

洋製全一冊 正價金廿一錢 郵税金四錢

此の書は有名なる富士の家出齋先生の戯著にして一讀七笑を發せしむるに足るべし殊に登百五十有餘個のボンチ挿畫あり實に消夏の好同伴と云ふべし乞ふ出版の日を待ち愛讀わんことを

各諸大家序跋

農學士東條秀介先生校閱 東京農園主江原春夢著

實驗園藝栽培全書

圖畫百數十葉美麗なる口繪 數葉入寫真圓石版圖入 近日出版

該書は東京農園主江原春夢先生が多年各種の園藝植物を栽培して得たる實驗法を詳細に著述せられたるものにて特に農學士東條秀介先生の校閱を受けし新書なれば農家園藝家は申すに及ばず園藝に志せしあるの士は園藝上の羅針盤として一本を座右に供せられんことを乞ふ

博言博士 イースト、レイキ大先生著

英語八十日間會話速成

最近發行

此書は博言博士イースト、レイキ大先生が初學入門の者に教授する處の同校教科書に和譯を附たる者なれば百六拾日間にて教師いらすの獨學會話速成なる良書なり最も此書は諸學校の教師生徒は勿論商家會社員等にも一本を購讀あれ内地雜居の今日なれば必ず座右を一日もかゝす可らずと云珍書なり